

庄原市子ども・子育て支援事業計画



みらい子どもプラン

～みんなで応援 すくすく庄原っ子～



庄原市の子どもの絵

平成 27 年 3 月

庄 原 市

はじめに

わが国においては急速に、少子化、核家族化、高齢化が進み、地域での人間関係の希薄化などによる子育ての孤立感と負担感の増加、更には都市部を中心に保育所に入れない深刻な待機児童問題など、多くの子育てをめぐる課題を有しています。



こうした中で、子ども一人ひとりの健やかな育ちを等しく保障し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本として、平成 24 年 8 月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、平成 27 年度からの「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

本市では、平成 17 年 3 月、合併と同時に「スマイルこどもプラン～庄原市次世代育成支援行動計画～前期計画」を、平成 23 年 1 月には同後期計画（以下「後期計画」という。）を策定し、地域全体で子育てを支援する体制の整備や、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境づくりに向けた施策を総合的に推進してまいりました。

この度、本市の子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 26 年度末で計画期間が終了する後期計画を分析・評価するとともに、市民の子育て支援に関するアンケート調査により把握した利用希望などを踏まえ、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画にも位置づけた、平成 27 年度からの「庄原市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

終わりに、この計画の策定にあたり、ご尽力いただきました庄原市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただいた皆様並びに関係者の方々に衷心より厚くお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

庄原市長 木 山 耕 三

【目次】

第Ⅰ部 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	2
(1) 子育てを取り巻く背景	2
(2) 計画の趣旨・位置づけ	3
(3) 法的根拠	3
2. 計画の概要	4
(1) 計画の期間	4
(2) 計画の対象	4
(3) 策定体制	4
第Ⅱ部 庄原市の子ども・子育てを取り巻く状況	5
1. 家庭や地域等に求められる子ども・子育ての役割	6
(1) 家庭の役割	6
(2) 地域の役割	6
(3) 事業者の役割	6
2. 庄原市の子ども・子育てを取り巻く状況	7
(1) 人口・世帯等の動向	7
(2) 教育・保育施設の状況	16
(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況	22
(4) ニーズ調査結果の概要	27
3. 庄原市次世代育成支援行動計画の総括	35
(1) 地域社会で子どもを育むネットワークづくり	35
(2) 親と子の心と身体の健康づくり	45
(3) 心身ともにたくましい人づくり	51
(4) 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり	59
4. 庄原市の子ども・子育て支援の課題	66
(1) 地域における子ども・子育て支援の充実	66
(2) 教育・保育等の充実	67
(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	68
(4) 健やかに生み育てる環境づくり	68
(5) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	69
(6) 安全・安心な子育て環境の充実	69
(7) 青少年の健全育成の充実	70

第Ⅲ部 計画の基本的な考え方	71
1. 基本理念	72
2. 基本目標	74
3. 施策の体系	75
4. 基本的方向と施策	76
(1) 子育て家庭への支援の充実	76
(2) 子どもの健全育成のための教育環境の整備	77
(3) 子育てと仕事の両立支援	78
(4) 健やかに生み育てる環境づくり	80
(5) 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実	81
(6) 安全・安心なまちづくりの推進	83
第Ⅳ部 子ども・子育て支援法に基づく施策の展開	85
1. 子ども・子育て支援新制度のねらいと主な内容	86
(1) 概要	86
(2) 子ども・子育て支援制度におけるサービス	87
(3) 新制度における市町村の責務と役割	88
2. 教育・保育提供区域の設定	89
3. 量の見込みと確保方策	90
(1) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	90
(2) 教育・保育施設の施策の展開	92
(3) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	94
(4) 地域子ども・子育て支援事業の施策の展開	100
4. 放課後子ども総合プラン	102
第Ⅴ部 計画の推進体制	103
1. 関係機関等との連携	104
2. 計画の達成状況の点検・評価	104
資料編	105

第 I 部

計画の概要



庄原市の子ども絵

1. 計画策定の趣旨

(1) 子育てを取り巻く背景

これまで、本市では子ども・子育てに関しては、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき施策を推進してきましたが、国においては、人口減少社会の到来と更なる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。具体的には、次の点が考えられます。

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・ 独身男女の9割が結婚意思をもっており、希望子ども数も2人以上など。
- 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・ 家庭関係社会支出の対GDPが低い
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

これを受けて、国では、子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援の新制度へ移行することになりました。

関連3法と新制度の特徴等は、以下のとおりです。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

子ども・子育て支援新制度のポイント

●認定こども園制度の改善

- ・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

●認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

●地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

●基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・市町村が地域のニーズにも基づき計画を策定、給付・事業を実施

●社会全体による費用負担

- ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

（２）計画の趣旨・位置づけ

子ども・子育て関連3法による新制度への移行に伴い、本市が策定すべき「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを生み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現することを目指すものです。

更に、本計画は、平成26年度末で計画期間が終了する「スマイルこどもプラン」庄原市次世代育成支援行動計画（後期計画）を引き継ぎ、本市の子ども・子育て支援施策を幅広く記載し、平成37年3月31日まで10年間延長された次世代育成支援対策推進法に基づく計画にも位置づけることとします。

また、計画の推進にあたっては、庄原市長期総合計画や庄原市まちづくり基本条例などとの整合性を図り、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

（３）法的根拠

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

2. 計画の概要

(1) 計画の期間

平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年とします。

(2) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、概ね18歳までの青少年期に至る、子ども・青少年とその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

(3) 策定体制

「庄原市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「庄原市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会」を設置し、対応してきました。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①教育・保育・子育ての支援ニーズが適切に把握されているか。②教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育園）と地域型保育事業（家庭的保育事業等）など、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標。③ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業（子育て支援センター、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、乳幼児家庭全戸訪問事業、放課後児童クラブ、妊娠健診等）が計画的に盛り込まれているか。④庄原市の特徴を活かした、子ども・子育てとなっているか。⑤費用の使途実績の調査や事業の点検・評価。 |
|--|

第II部

庄原市の子ども・子育てを 取り巻く状況



庄原市の子どもの絵

1. 家庭や地域等に求められる子ども・子育ての役割

今から四半世紀前の平成元年（1989年）、一人の女性が一生に生む子どもの平均数を示す合計特殊出生率が1.57と戦後最低となり、「1.57ショック」と呼ばれ、少子化が社会問題となりました。これを受け、国においては平成6年のエンゼルプランの策定を皮切りに、平成15年の少子化社会対策基本法に続く次世代育成支援対策推進法の制定など、総合的な少子化対策が進められてきました。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現を目指し、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が公表されるとともに、平成22年1月29日には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととされました。

これらのことを踏まえ、本市の子ども・子育てを支援していくためには、家庭・地域・事業者等のそれぞれの役割が重要になります。

（1）家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

また家庭では、男女が協力して子育てに取り組むことが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを大切に、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

（2）地域の役割

子どもにとって、地域は健全で充実した日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域との係わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。子どもの育ちは、単に子育て家庭だけでなく、人々のさまざまな係わりから生まれてきます。

そのため、地域は、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの自ら育とうとする力を伸ばすため、地域で活動している自治振興区などのさまざまな団体が、地域住民や行政と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

（3）事業者の役割

子育てをしながら働いているすべての人が、子育てに向き合えるよう、育児休暇・短時間勤務を取得しやすい環境づくりに努めるなど、子育てと仕事時間のバランスがとれる多様な働き方の選択が可能になるとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくるのが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境への改善に努めるとともに、働く人々にもこのような認識を深めることが重要です。

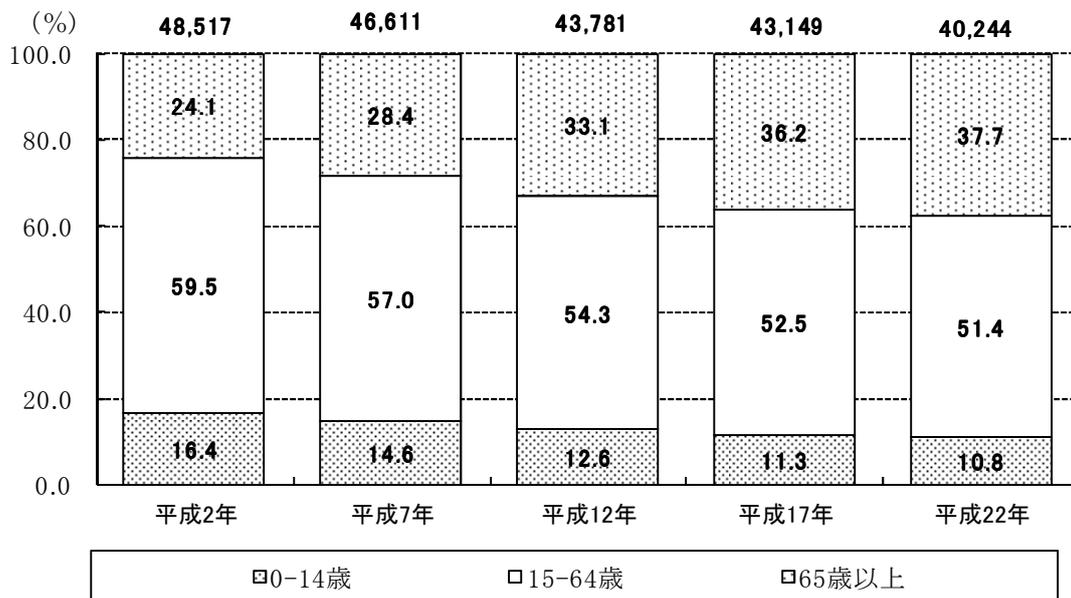
2. 庄原市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口・世帯等の動向

① 総人口・世帯数の推移

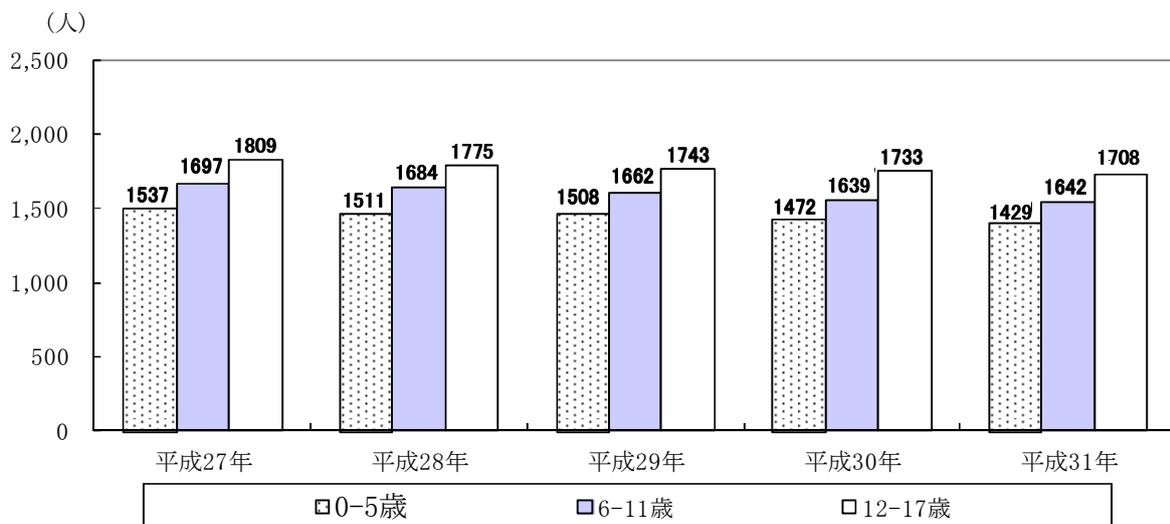
- 全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口にも少子高齢化の影響がみられます。年少人口比率は平成2年の16.4%から平成22年の10.8%まで減少しているのに対し、高齢者人口は平成2年の24.1%から平成22年の37.7%まで増加しています。
- 住民基本台帳人口による平成27年から平成31年までの推計人口をみると、0～5歳の就学前を中心に今後も少子化は続くものの、それだけ保育ニーズの質の向上などきめ細かなサービスの対応が求められています。

■ 総人口・年齢区分別人口の推移 ■



資料: 国勢調査

■ 年少人口の推移 ■



資料: 住民基本台帳人口による推計

②子育て世帯の推移

- 世帯数は平成7年までは増加傾向でしたが、平成12年以降は減少傾向を示しています。また6歳未満の親族のいる世帯数、18歳未満の親族のいる世帯数はともに減少傾向であり、子どものいる世帯は減ってきている状況にあります。全国・広島県と比べると、平成22年時点では、6歳未満の親族のいる世帯の割合・18歳未満の親族のいる世帯の割合とも低くなっています。

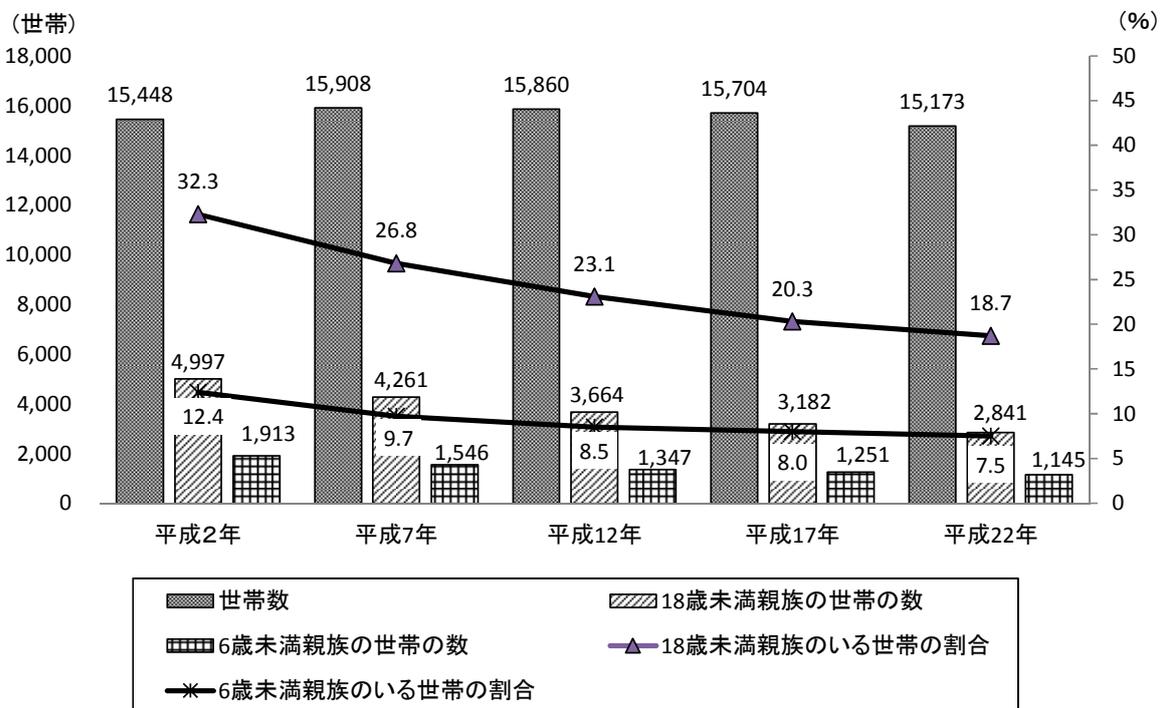
■子育て世帯の状況■

単位：世帯、人、%

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年 (庄原市)	平成22年 (広島県)	平成22年 (全国)
世帯数	15,448	15,908	15,860	15,704	15,173	1,183,036	51,842,307
6歳未満の親族の いる世帯数	1,913	1,546	1,347	1,251	1,145	112,307	4,877,321
割合	12.4	9.7	8.5	8.0	7.5	9.5	9.4
18歳未満の親族の いる世帯数	4,997	4,261	3,664	3,182	2,841	270,666	11,989,891
割合	32.3	26.8	23.1	20.3	18.7	22.9	23.1

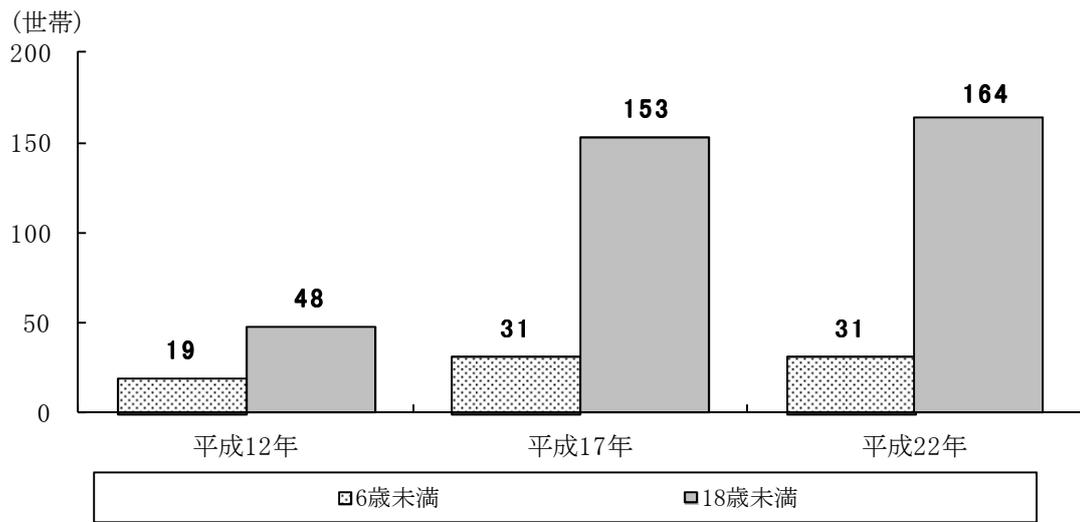
資料：国勢調査

■子育て世帯の状況■



- 18歳未満のいるひとり親世帯の増加がみられ、保育サービスの提供とともに、就労をはじめ多様な生活支援の充実が必要です。

■ 6歳未満・18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移 ■

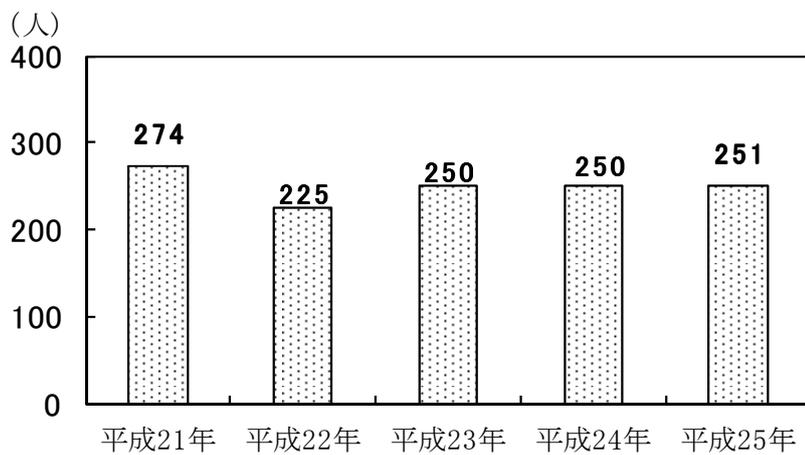


資料: 国勢調査

③ 出生の動向

●ここ3年間の出生数は、250人程度で推移しています。

■ 出生数の推移 ■



資料: 県人口動態調査

④婚姻の動向

●婚姻件数は、平成 21 年度から平成 23 年度まで 140 件台で推移していましたが、平成 24 年度に 110 件台まで減少し、平成 25 年度は 130 件台になっています。

離婚件数は、平成 21 年度から平成 23 年度まで 60～70 件台で推移し、平成 24 年度以降、減少傾向にあります。

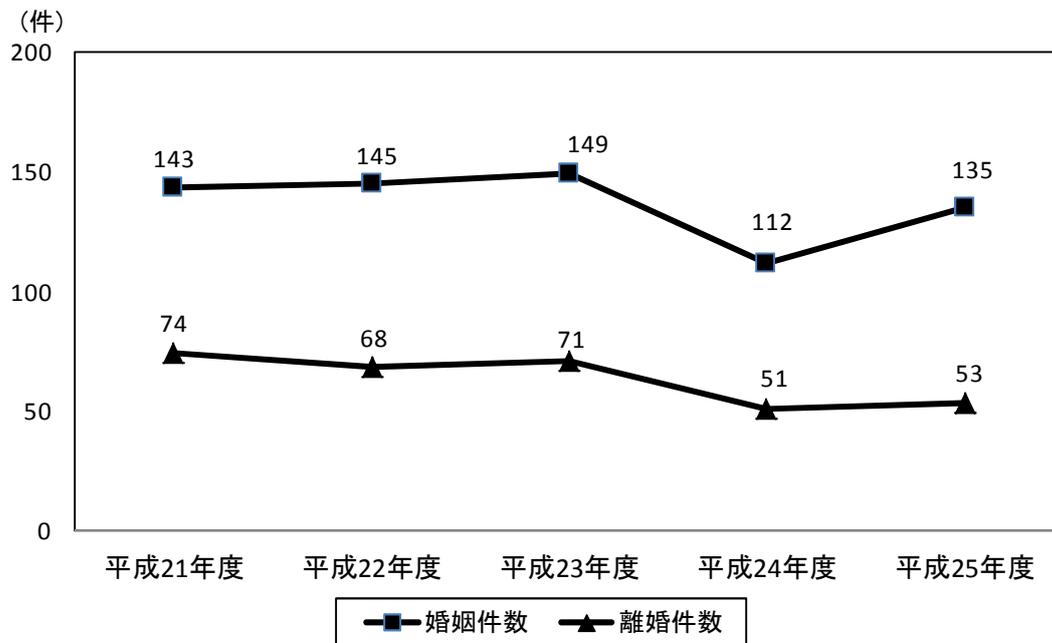
■婚姻件数・離婚件数の推移■

単位：件

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
婚姻件数	143	145	149	112	135
離婚件数	74	68	71	51	53

資料：市民生活課調べ（受理件数による）

■婚姻件数・離婚件数の推移■



●未婚率をみると、男性、女性いずれの層においても未婚の割合が高くなる傾向にあります。男性の25～44歳は上昇を続けており、平成22年時点では25～29歳で未婚率が7割を超えています。また女性の25～29歳は平成22年時点において一旦減少傾向にはあるものの、30～44歳においては上昇を続けており、非婚化の進行がうかがえます。全国・広島県と比べ、男性の未婚率は高めとなっています。

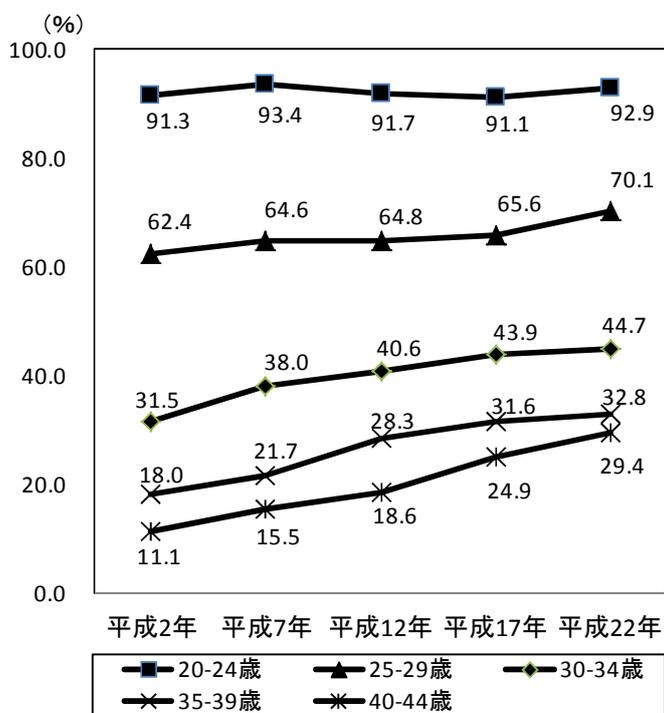
■未婚率の推移■

単位：％

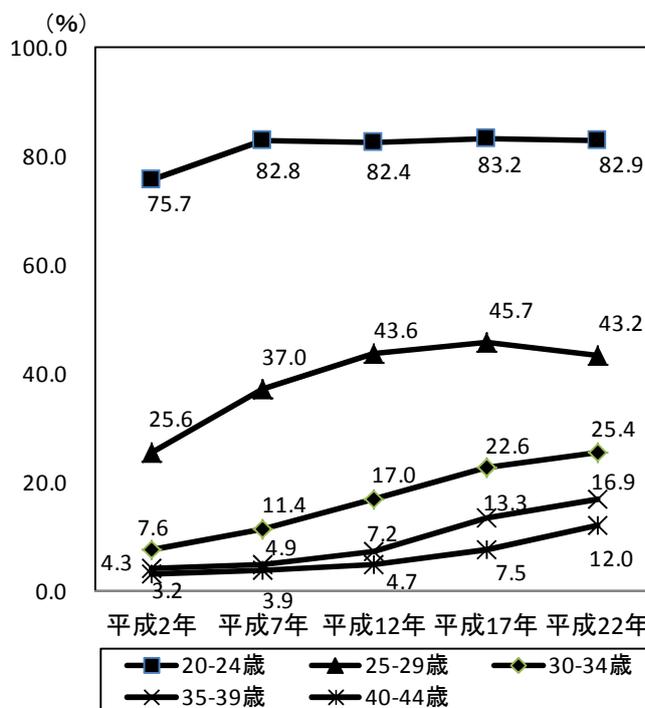
		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年 (庄原市)	平成22年 (広島県)	平成22年 (全国)
男	20-24歳	91.3	93.4	91.7	91.1	92.9	91.4	91.4
	25-29歳	62.4	64.6	64.8	65.6	70.1	65.7	69.2
	30-34歳	31.5	38.0	40.6	43.9	44.7	42.8	46.0
	35-39歳	18.0	21.7	28.3	31.6	32.8	32.1	34.8
	40-44歳	11.1	15.5	18.6	24.9	29.4	25.7	28.0
女	20-24歳	75.7	82.8	82.4	83.2	82.9	86.9	87.8
	25-29歳	25.6	37.0	43.6	45.7	43.2	55.4	58.9
	30-34歳	7.6	11.4	17.0	22.6	25.4	31.9	33.9
	35-39歳	4.3	4.9	7.2	13.3	16.9	21.3	22.7
	40-44歳	3.2	3.9	4.7	7.5	12.0	16.3	17.1

資料：国勢調査

<未婚率（男性）>



<未婚率（女性）>



⑤産業構造の推移

●産業別の就業者数の推移をみると、産業別の割合は、平成12年から平成22年の10年間で、第1次産業・第2次産業はともに減少傾向で、第3次産業は増加傾向にあります。全国・広島県と比べると、依然として第1次産業の割合が高いですが、年々第3次産業の就業者の割合が増えています。

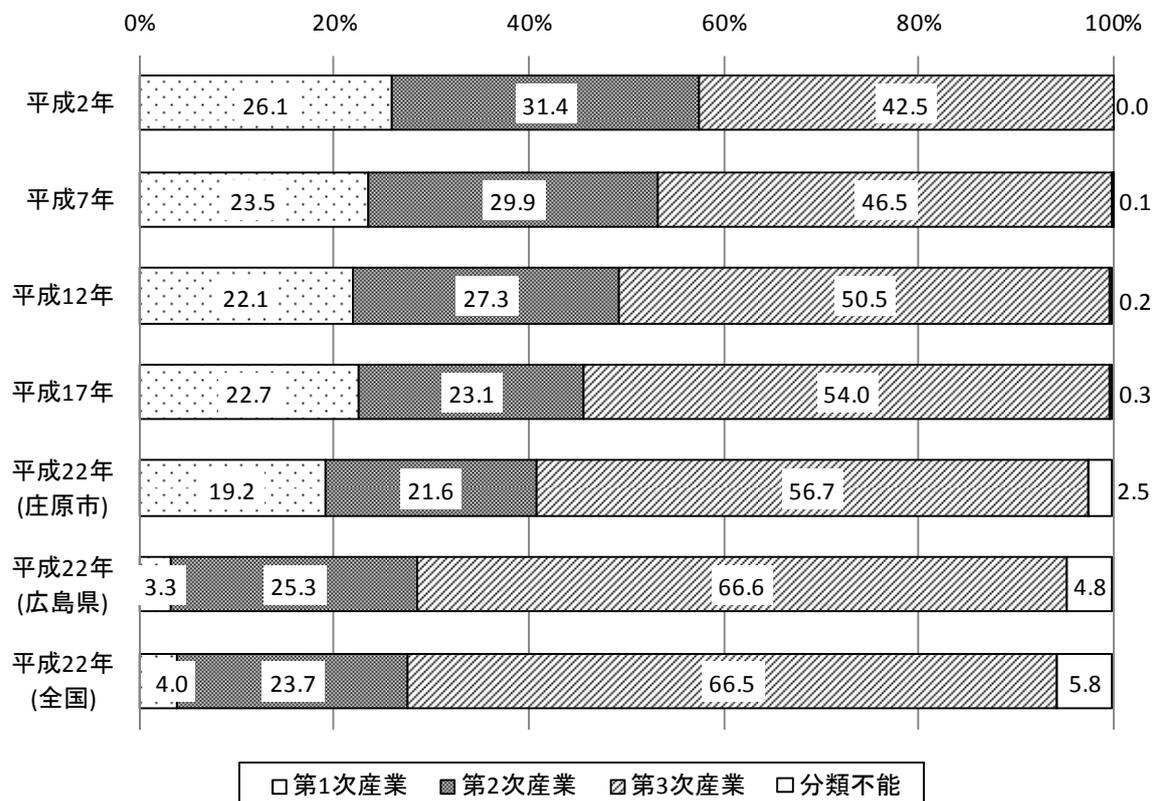
■産業別就業者数の推移■

単位:世帯、人、%

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年 (庄原市)	平成22年 (広島県)	平成22年 (全国)
第1次産業	7,323	6,224	5,314	5,011	3,698	43,953	2,381,415
割合	26.1	23.5	22.1	22.7	19.2	3.3	4.0
第2次産業	8,798	7,919	6,571	5,090	4,151	340,016	14,123,282
割合	31.4	29.9	27.3	23.1	21.6	25.3	23.7
第3次産業	11,900	12,318	12,166	11,910	10,918	894,762	39,646,316
割合	42.5	46.5	50.5	54.0	56.7	66.6	66.5
分類不能	8	14	41	64	475	64,587	3,460,298
割合	0.0	0.1	0.2	0.3	2.5	4.8	5.8
合計	28,029	26,475	24,092	22,075	19,242	1,343,318	59,611,311

資料:国勢調査

■産業別就業者数の推移■



⑥就労状況

●15歳から64歳までの労働力人口をみると、労働力人口、労働力率は男女ともに減少傾向にあります。全国・広島県と比べると、男性・女性ともに労働力率が低くなっています。

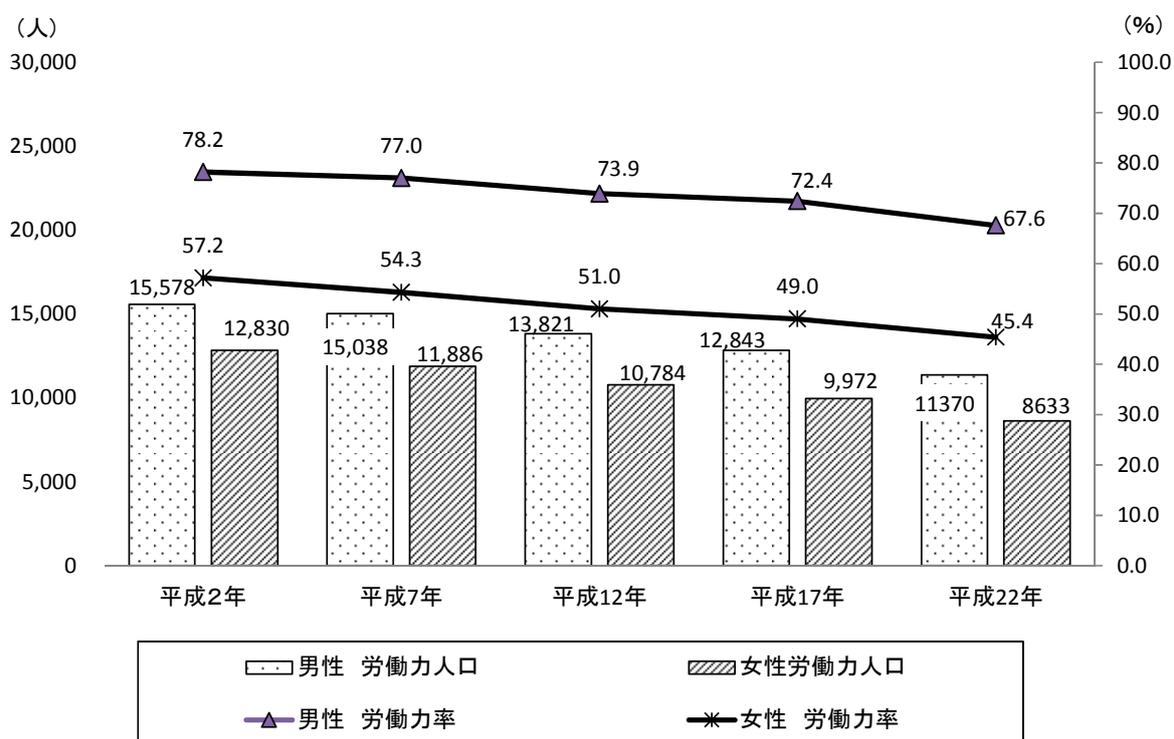
■労働力人口と労働力率の推移（15歳以上）■

単位：人、%

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年 (庄原市)	平成22年 (広島県)	平成22年 (全国)
男性	労働力人口	15,578	15,038	13,821	12,843	11,370	812,821	36,824,891
	労働力率	78.2	77.0	73.9	72.4	67.6	69.8	69.3
女性	労働力人口	12,830	11,886	10,784	9,972	8,633	606,504	26,874,210
	労働力率	57.2	54.3	51.0	49.0	45.4	47.5	47.0

資料：国勢調査

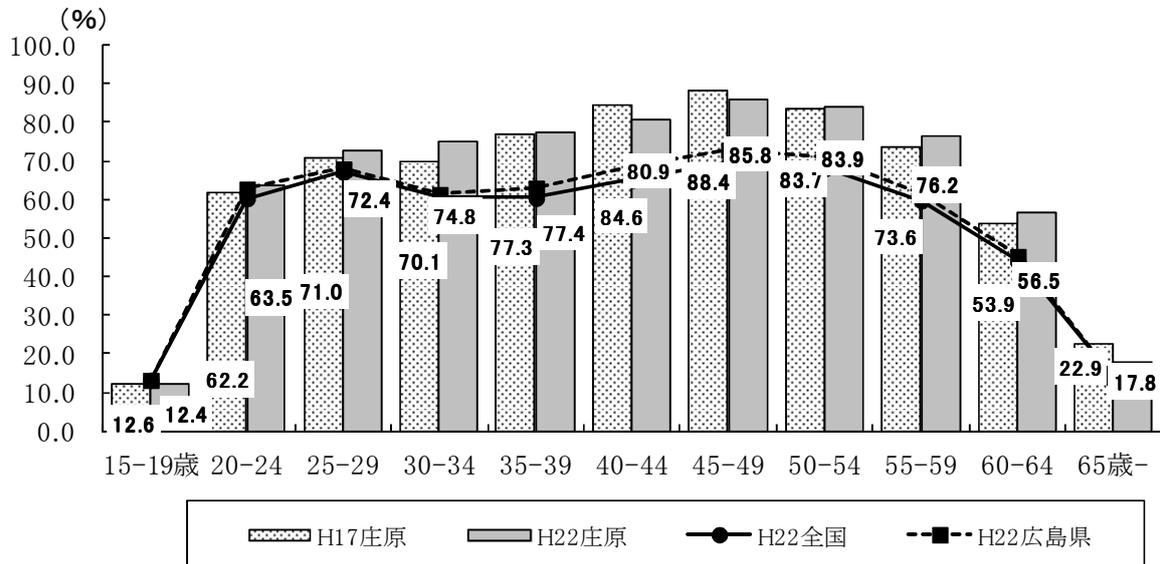
■労働力人口と労働力率の推移（15歳以上）■



⑦女性の就労の状況

- 女性の年齢別就業率は、全国・広島県と比べ、子育て世代の中心となる30代後半の就業率が高く、今後も女性の就労を支援するため、家庭と職場のより一層の円滑な調整ができるような保育サービスの充実が必要です。

■女性の就業率の推移■



資料：国勢調査

⑧庄原市の推計児童人口（平成27～31年）

児童年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
推 計 人 口	平成27年	229人	267人	260人	262人	243人	276人	1,537人
	平成28年	223人	243人	272人	260人	270人	243人	1,511人
	平成29年	215人	237人	247人	272人	267人	270人	1,508人
	平成30年	207人	229人	241人	247人	281人	267人	1,472人
	平成31年	199人	221人	233人	241人	255人	280人	1,429人

児童年齢		6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	6～11歳合計
推 計 人 口	平成27年	268人	297人	270人	297人	270人	295人	1,697人
	平成28年	281人	272人	294人	269人	298人	270人	1,684人
	平成29年	247人	285人	269人	293人	270人	298人	1,662人
	平成30年	274人	251人	282人	268人	294人	270人	1,639人
	平成31年	271人	278人	249人	281人	269人	294人	1,642人

児童年齢		12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	12～17歳合計
推 計 人 口	平成27年	302人	313人	293人	302人	287人	312人	1,809人
	平成28年	293人	304人	312人	289人	292人	285人	1,775人
	平成29年	268人	295人	303人	308人	279人	290人	1,743人
	平成30年	296人	270人	294人	299人	297人	277人	1,733人
	平成31年	268人	298人	269人	290人	288人	295人	1,708人

●18歳推計人口：286人(H27)、291人(H28)、266人(H29)、271人(H30)、259人(H31)

※ 推計児童人口は、平成22～26年の各4月1日時点の「住民基本台帳人口」に「外国人登録人口（平成24年まで）」を算入した実績人口から変化率を算出し、実績人口・変化率・実績出生数（平成21～25年度）から、平成27～31年の各4月1日時点の推計人口を算出したものです。

(2) 教育・保育施設の状況

認定こども園、幼稚園、保育所等の設置状況、定員・利用者数の推移を示します。

①保育所

■保育所の状況■

各年10月1日現在（か所、人）

区分	保育 所数 (か所)	定員数 (人)	児童数			合計 (人)
			年齢別			
			～2歳児	3歳児	4歳児～	
平成21年度	21	1,330	361	287	546	1,194
平成22年度	20	1,320	382	252	553	1,187
平成23年度	20	1,320	371	284	545	1,200
平成24年度	20	1,336	370	251	531	1,152
平成25年度	19	1,371	369	243	526	1,138

■ 保育所一覧 ■

(人)

地域	保育所名 (設置者等)	保 育 時 間		延長① (無料)	延長② (無料)	延長保育 (有料)	受入 年齢	H26. 10.1 入所数
庄 原	庄 原 (市立：指定管理)	(平日)	8:30~16:00	7:30~	~18:30	~19:30	6ヶ月~	164
		(土曜)	8:30~13:00	7:30~		~19:30		
	高 (市立)	(平日)	8:30~16:00	7:30~	~18:30		1歳~	28
		(土曜)	8:30~11:00	7:30~	~13:00			
	峰 田 (市立)	(平日)	8:30~16:00	7:30~	~18:30		1歳~	39
		(土曜)	8:30~11:00	7:30~	~13:00			
	敷 信 み の り (指定管理)	(平日)	8:30~16:00	7:30~	~18:30	~19:30	6ヶ月~	116
		(土曜)	8:30~13:00	7:30~		~19:30		
	三 日 市 (市立：指定管理)	(平日)	8:30~16:00	7:30~	~18:30	~19:30	6ヶ月~	81
		(土曜)	8:30~13:00	7:30~		~19:30		
七 塚 (市立)	(平日)	8:30~16:00	7:30~	~18:30		1歳~	31	
	(土曜)	8:30~11:00	7:30~	~13:00				
山 内 (市立)	(平日)	8:30~16:00	7:30~	~18:30		1歳~	32	
	(土曜)	8:30~11:00	7:30~	~13:00				
庄 原 北 (市立：指定管理)	(平日)	8:30~16:00	7:30~	~18:30	~19:30	6ヶ月~	74	
	(土曜)	8:30~13:00	7:30~		~19:30			
永 末 (市立：へき地保育所)	(平日)	8:30~16:00	7:30~	~18:30		3歳~	10	
	(土曜)	8:30~11:00	7:30~	~13:00				
西 城	西 城 (市立)	(平日)	8:30~16:00	7:30~	~18:30		6ヶ月~	80
		(土曜)	8:30~11:00	7:30~	~12:00			
東 城	東 城 (市立：指定管理)	(平日)	8:30~16:00	7:30~	~18:30	~19:30	6ヶ月~	161
		(土曜)	8:30~13:00	7:30~		~19:30		
	八 幡 (市立)	(平日)	8:30~16:00	7:30~	~18:00		1歳~	10
		(土曜)	8:30~11:00	7:30~	~12:00			
田 森 (市立)	(平日)	8:30~16:00	7:30~	~18:00		1歳~	15	
	(土曜)	8:30~11:00	7:30~	~12:00				
小 奴 可 (私立)	(平日)	8:30~16:00	7:20~	~18:20	~18:50	3ヶ月~	64	
	(土曜)	8:30~12:00	7:20~	~17:00	~18:00			
口 和	み どり 園 (市立)	(平日)	8:30~16:00	7:30~	~18:00		6ヶ月~	51
		(土曜)	8:30~11:00	7:30~	~12:00			
聖 慈 (私立)	(平日)	8:00~16:00	7:30~	~18:00		1歳~	34	
	(土曜)	8:00~12:00	7:30~					
高 野	高 野 (市立：指定管理)	(平日)	8:30~16:00	7:30~	~18:30	~19:30	6ヶ月~	57
		(土曜)	8:30~13:00	7:30~		~19:30		
比 和	比 和 (市立)	(平日)	8:30~16:00	7:30~	~18:00		6ヶ月~	22
		(土曜)	8:30~11:00	7:30~	~12:00			
總 領	總 領 (市立：指定管理)	(平日)	8:30~16:00	7:30~	~18:30	~19:30	6ヶ月~	52
		(土曜)	8:30~13:00	7:30~		~19:30		
							計	1121

■保育所のサービス■

区分	概要	実施状況
延長保育の充実	保護者の就労形態の多様化と通勤時間の増加に伴い、通常の保育時間を延長して行う保育。	<p>【7:30～18:00 3時間延長】5施設 八幡保育所・田森保育所・みどり園保育所・聖慈保育所・比和保育所</p> <p>【7:30～18:30 3時間30分延長】6施設 高保育所・峰田保育所・七塚保育所・山内保育所・永末保育所・西城保育所</p> <p>【7:20～18:50 4時間延長】1施設 小奴可保育所</p> <p>【7:30～19:30 4時間30分延長】7施設 庄原保育所・敷信みのり保育所・三日市保育所・庄原北保育所・東城保育所・高野保育所・総領保育所</p>
低年齢児保育の充実	共働きや、女性の社会進出に伴い、3歳未満の保育に欠ける児童に対して行う保育。	<p>【3ヶ月から預かる保育所】1施設 小奴可保育所</p> <p>【6ヶ月から預かる保育所】10施設 庄原保育所・敷信みのり保育所・三日市保育所・庄原北保育所・西城保育所・東城保育所・みどり園保育所・高野保育所・比和保育所・総領保育所</p> <p>【1歳から預かる保育所】7施設 高保育所・峰田保育所・七塚保育所・山内保育所・八幡保育所・田森保育所・聖慈保育所</p>
休日保育の実施	日曜日や祝祭日等に保護者の勤務等により、保育に欠ける児童に対して行う保育。	<p>保育所での休日保育は未実施であるものの、子育て支援センターによるファミリー・サポート・センター事業により対応。</p> <p>また、一部の認可外保育所において、日曜日や祝祭日等に保育サービスを提供している。</p>
保育施設の整備	庄原市保育所再編計画に基づき、保育環境充実のため施設改修等を行う。	<p>平成22年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私立小奴可保育所移転改築へ補助金交付 ・総領保育所乳児室増築 <p>平成24年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庄原保育所移転改築 ・高野保育所移転改築 ・みどり園保育所大規模改修 ・保育所耐震診断（高・山内保育所）
一時預かり事業の充実	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった児童について、一時的な保育需要に対応するための保育。	利用希望保育所において、利用児童の年齢の定員人数に空きがある場合は利用できる。（小奴可保育所は必要に応じて常時利用できる。）

区分	概要	実施状況
病児・病後児保育の実施	児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う保育サービス。	【病児保育】 実施なし 【病後児保育】 総領保育所において、当保育所所在籍の児童のみを対象に実施。その他の児童は、子育て支援センターを利用し、ファミリー・サポート・センター事業で対応。

■認可外保育所の状況■

事業所内託児所利用児童延数

(人)

地域	施設名	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
庄原	光寿保育園 (旧:託児所光寿)	2,342	1,463	1,718	2,328	1,807
東城	風の街みやびら 託児所 (旧:東寿園託児所)	—	1,368	1,421	1,563	2,052
	託児所どんぐり	—	446 (8月から)	681	586	470
口和	ハートウイング 託児所	利 用 な し				
計		2,342	3,277	3,820	4,477	4,329

■認可外保育所のサービス■

地域	施設名	定員 (3歳未満)	定員 (3歳以上)	開所時間	延長等
庄原	光寿保育園 (旧:託児所光寿)	12人	—	(平日)7:30~18:00 (土・祝祭日) 7:30~18:00 (第2日曜) 9:00~18:00	(平日のみ) 18:00~19:30
東城	風の街みやびら 託児所 (旧:東寿園託児所)	5人	5人	(年中無休) 7:30~20:00	—
	託児所どんぐり	9人	6人	(平日のみ) 8:15~18:00	—
口和	ハートウイング 託児所	5人	5人	(年中無休) 7:30~19:00	—

■保育士等の研修■（平成 25 年度）

事業名	事業概要	
保育の質の向上のための 研修事業	①市内開催研修（保育所所内研修他）	
	保育所所内研修	11回 77人
	所長研修	3回 50人
	保育士全体研修	6回 535人
	所長・看護師研修	5回 69人
	所長・調理員研修	4回 147人
	発達障害研修	20回 406人
	②出張研修（保育事業研修大会他）	13回 43人

※広島県安心子ども基金（保育士研修等事業）申請件数

②幼稚園の状況

■幼稚園の状況■

幼稚園児童数

(人)

地域	区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
庄原	庄原幼稚園 (私立)	53	48	38	31	40

■幼稚園の教育等のサービス■

地域	区分	定員	開園時間	預かり保育
庄原	庄原幼稚園 (私立)	200人	(平日) 8:30~16:00 (土曜) 8:30~11:00 ※月一回登園日	(平日) 16:00~18:30 (土曜登園日) 11:00~12:30

③小学校の状況（平成 26 年 5 月 1 日現在）

(人)

地域	学校名	児童数
庄原	庄原小学校	349
	永末小学校	50
	高小学校	49
	峰田小学校	43
	板橋小学校	164
	東小学校	142
	山内小学校	59
	川北小学校	19

地域	学校名	児童数
西城	西城小学校	118
	美古登小学校	71
東城	小奴可小学校	43
	八幡小学校	29
	粟田小学校	21
	東城小学校	263
口和	口南小学校	58
	口北小学校	35
高野	高野小学校	88
比和	比和小学校	49
総領	総領小学校	72
小計		1,722

④中学校の状況（平成26年5月1日現在）

（人）

地域	学校名	生徒数
庄原	庄原中学校	442
西城	西城中学校	67
東城	東城中学校	199
口和	口和中学校	51
高野	高野中学校	51
比和	比和中学校	34
総領	総領中学校	43
小計		887

⑤特別支援学校の状況（平成26年5月1日現在）

（人）

地域	学校名	小学部 児童数	中学部 生徒数
庄原	広島県立庄原特別支援学校	14	12

(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

- 1.利用者支援事業【新規】
- 2.地域子育て支援拠点事業
- 3.妊婦健康診査
- 4.乳児家庭全戸訪問事業
- 5.養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- 6.子育て短期支援事業
- 7.ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
- 8.一時預かり事業
- 9.延長保育事業
- 10.病児・病後児保育事業
- 11.放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- 12.実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
- 13.多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

このうち、2～5、7～11の事業は、現在も既に実施中であり、それぞれの事業の取組状況は以下のとおりです。

①地域子育て支援拠点事業

事業内容

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う。

庄原市の取組状況

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援、活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを通じて、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的としています。18歳までの子育てに関することについて、電話相談や来所相談、出張相談、文章相談、Eメール相談など相談を行っている。

- ・庄原子育て支援センター
- ・板橋子育て支援センター
- ・西城子育て支援センター
- ・東城子育て支援センター
- ・小奴可子育て支援センター
- ・口和子育て支援センター
- ・高野子育て支援センター
- ・比和子育て支援センター
- ・総領子育て支援センター

【実績】●平成25年度：20,599人（1,716人回/月）

②妊婦健康診査

事業内容

妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健診を行う。

【国が示している妊婦健康診査の実施基準】

- ◆妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回
- ◆妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回
- ◆妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回

※上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回程度

庄原市の取組状況

【実績】

- 平成25年度 : 226人、3164人回

③乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

庄原市の取組状況

【実績】

- 平成25年度 : 246人

④養育支援訪問事業・その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

事業内容

【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う。

【その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業】

要保護児童対策地域協議会(庄原市こども安心ネットワーク)を設置し、必要に応じて要保護児童に係る支援について協議を行う。

庄原市の取組状況

【実績】

養育支援訪問事業は実施していないが、要保護児童対策地域協議会(庄原市こども安心ネットワーク)を設置し、個別の要保護児童に係る協議を実施している。

- 平成25年度 : 対象ケース 76件

⑤子育て短期支援事業

事業内容

【短期入所生活援助（ショートステイ）事業】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かる。

【夜間養護等（トワイライトステイ）事業】

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合に、児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。

庄原市の取組状況

【実績】

- 平成 25 年度：利用なし

⑥ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

事業内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。

庄原市の取組状況

【実績】

- 平成 25 年度：470 人

⑦一時預かり事業

事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に昼間において、保育所やその他の場所で一時的に預かる。

庄原市の取組状況

【実績】

- 平成 25 年度：262 人日

⑧延長保育事業

事業内容

保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を越えて保育を行う。

庄原市の取組状況

【実績】

- 平成 25 年度：870 人日

⑨病児・病後児保育事業

事業内容

病気からの回復期などで、集団保育が困難な児童を一時的に総領保育所において保育を行う。その他の児童については、子育て支援センターを利用し、ファミリー・サポート・センター事業で対応しているものの利用されていない。

庄原市の取組状況

【実績】

●平成 25 年度：77 人

⑩放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）及び放課後子ども教室

事業内容

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができないおおむね 10 歳未満の児童に対して、学校や児童館などで、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する。（一般的に「学童保育」と呼ばれることが多い。）

※平成 24 年の法改正により、対象範囲がおおむね 10 歳未満から小学校就学児童までへ拡大

庄原市の取組状況

事業名	放課後児童クラブ (厚生労働省)	放課後子ども教室 (文部科学省)
趣 旨	保護者が労働等により昼間家庭にいない概ね10歳未満の児童に、適切な遊びや生活の場を提供する取組。	子どもの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、学習やささまざまな体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取組。
対象児童	(1) 1年生から3年生までの児童で、家庭の事情により、昼間、保護者による養育が困難な児童 (2) (1)以外の児童で、身体的、地理的、家庭的要件等により、昼間、家庭での養育が困難と特に市長が認める児童	小学生（全学年）
開設日	原則次を除く日（クラブによる） (1) 日曜日 (2) 祝日 (3) 12月29日から翌年1月3日	原則次を除く日（教室による） (1) 土曜日及び日曜日 (2) 祝日 (3) 12月29日から翌年1月3日
開設時間	原則次の時間（クラブによる） (1) 学校の開校日：下校時～18時30分 (2) 学校の休校日：8時～18時30分	原則次の時間（教室による） (1) 学校の開校日：下校時～18時30分 (2) 学校の休校日：8時～18時30分
障害児受け入れ状況	受け入れている	受け入れている

【放課後児童クラブ・放課後子ども教室の登録者数】

(単位：人)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
庄原小学校放課後第1児童クラブ	107	40	43	41	31
庄原小学校放課後第2児童クラブ		68	80	84	71
東小学校放課後児童クラブ	37	40	42	49	36
板橋小学校放課後児童クラブ	40	35	50	66	53
永末小学校放課後児童クラブ	18	26	27	29	13
峰田小学校放課後児童クラブ	14	17	12	9	—
峰田放課後子ども教室	—	—	—	—	22
山内小学校放課後児童クラブ	12	【放課後子ども教室へ移行】			
山内放課後子ども教室	—	8	7	10	20
川北小学校放課後児童クラブ(夏季のみ開設)	8	9	12	10	—
川北放課後子ども教室	—	—	—	—	13
高放課後子ども教室	12	22	10	17	27
西城放課後児童クラブ	26	37	33	28	26
美古登放課後児童クラブ	22	22	21	33	17
東城放課後第1児童クラブ	76	82	75	83	24
東城放課後第2児童クラブ					43
栗田放課後児童クラブ	11	9	10	10	—
栗田放課後子ども教室	—	—	—	—	15
八幡放課後児童クラブ	7	12	9	10	—
八幡放課後子ども教室	—	—	—	—	16
小奴可放課後児童クラブ	12	15	10	10	14
口和放課後児童クラブ	21	25	23	23	23
高野放課後児童クラブ	18	16	19	17	20
比和放課後児童クラブ	19	18	24	25	25
比和放課後子ども教室	21	17	17	23	23
総領放課後児童クラブ	35	33	21	24	12
合計	516	551	545	601	544

- ※1 庄原小学校放課後児童クラブは、平成22年4月1日から庄原小学校放課後第1児童クラブ、庄原小学校第2児童クラブに分割
- ※2 山内小学校放課後児童クラブは、平成22年4月1日から山内放課後子ども教室に移行
- ※3 八幡放課後児童クラブ 平成21～23年度期間限定開設
- ※4 峰田小学校・川北小学校・栗田・八幡放課後児童クラブは、平成25年4月1日から峰田・川北・栗田・八幡放課後子ども教室に移行
- ※5 東城放課後児童クラブは、平成25年4月1日から東城放課後第1クラブ、東城放課後第2クラブに分割

(4) ニーズ調査結果の概要

①調査の概要

■調査の目的

国において平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

これを受けて、平成 27 年度を初年度とする「庄原市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するために、「庄原市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学生調査
1.調査対象者と抽出方法	庄原市に居住する0歳から 5 歳までの小学校入学前児童 対象児童数 1,770 人 抽出児童数 1,000 人	庄原市に居住する小学生児童 対象児童数 1,440 人 抽出児童数 1,000 人
2.調査方法	抽出した児童名で郵送し、その児童の保護者による回答	抽出した児童名で郵送し、その児童の保護者による回答
3.調査時期	平成 26 年 3 月	平成 26 年 3 月
4.回収状況	配布数 1,000 人 回収数 456 人 回収率 45.6%	配布数 1,000 人 回収数 415 人 回収率 41.5%

■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「N=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

算出されたパーセントは、小数第 2 位を四捨五入して、小数第 1 位までの表示としているため、その合計が必ずしも 100.0%にならない場合もあります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は 100.0%を超えます。

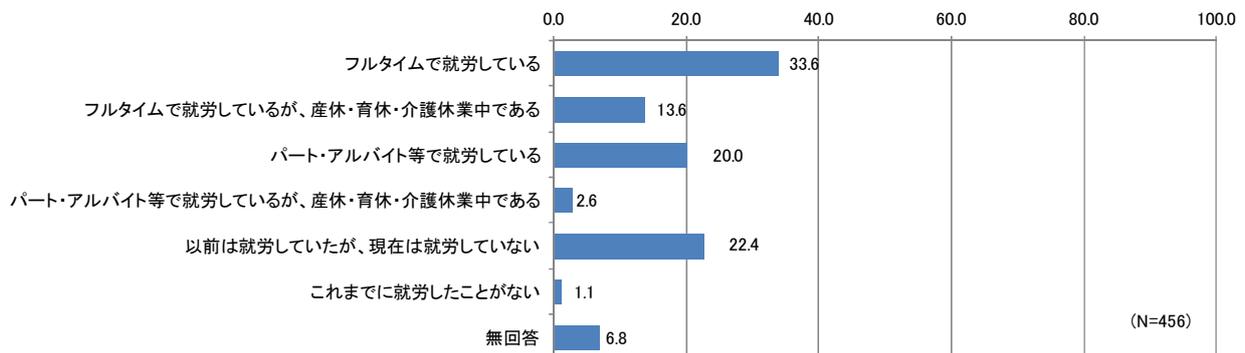
②就学前児童

■母親・父親の就労状況

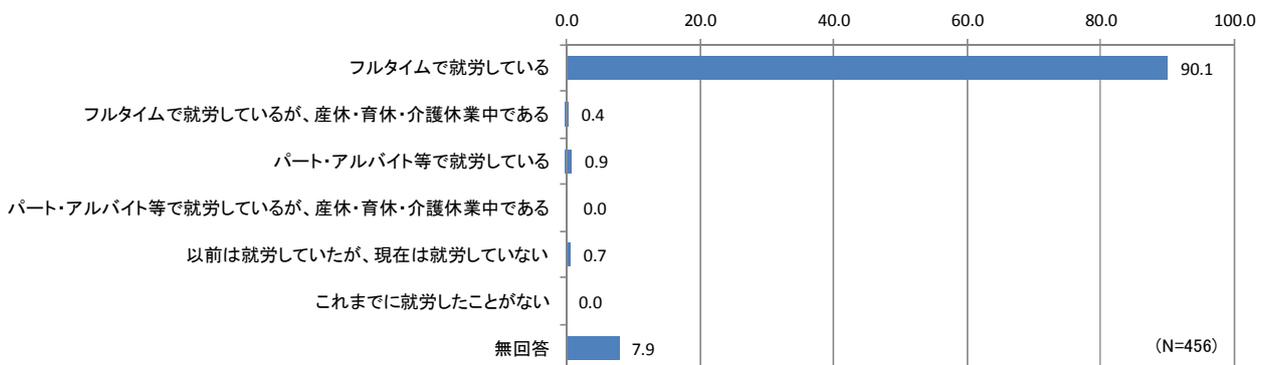
母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」が33.6%で最も多く、ついで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が22.4%、「パート・アルバイト等で就労している」が20.0%と続いています。父親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」が90.1%で全体の9割を占めています。

母親の就労状況は、父親の就労状況と比べると、フルタイム就労、パート・アルバイト等就労と多様化しています。

【母親】



【父親】

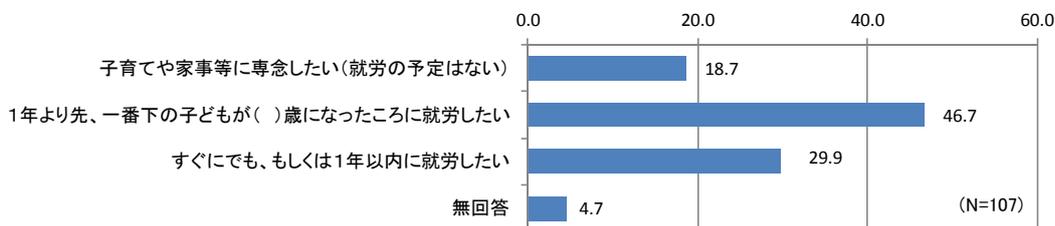


■母親のフルタイムへの転換希望

パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望についてみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が49.5%で半数を占めています。「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が28.2%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が14.6%と、全体的なフルタイムへの転換希望の割合は42.8%ですが、実現できる見込みがあるのはそのうちの14.6%と、フルタイムへの転換が難しい状況がうかがえます。

■現在就労していない母親の就労意向

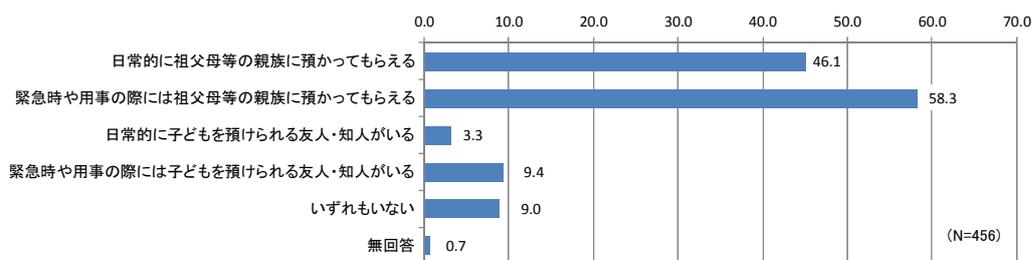
現在就労していない母親の就労意向についてみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が29.9%、「1年より先、一番下の子どもが()歳※になったところに就労したい」が46.7%と、全体の就労意向は76.6%で、就労意欲は高まっています。



※一番下の子どもの年齢: 1歳 18%, 2歳 12%, 3歳 48%, 4歳 10%, 5歳~8歳 10%, 無回答2%

■祖父母などに預かってもらっている状況

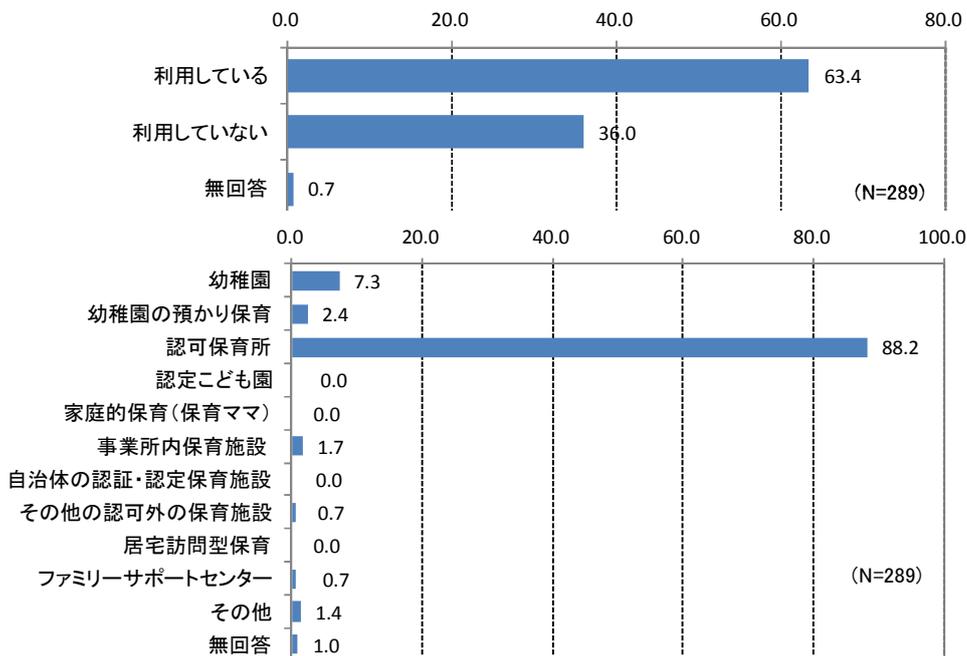
お子さんを見てもらえる人の有無についてみると、「緊急時や用事の際には祖父母等の親族に預かってもらえる」と答えた人が58.3%で約6割となっています。一方、「いずれもない」と答えた人は9.0%で、このような家庭は緊急時の対応が困難となっています。



【複数回答】

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

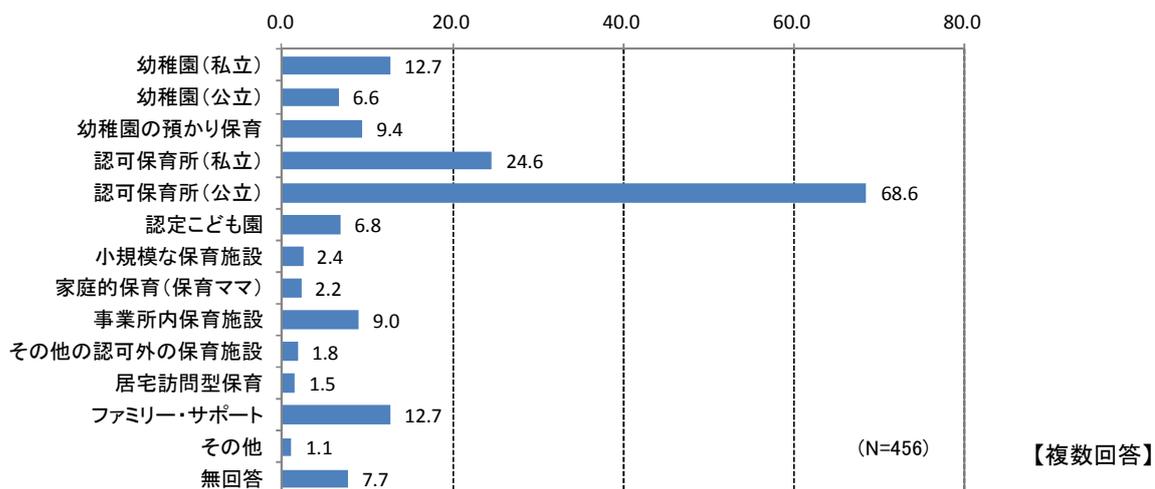
幼稚園や保育所等の定期的なサービスを「利用している」人の割合は63.4%となっています。そのうち、「認可保育所」を利用している割合が88.2%と圧倒的に多く、以下「幼稚園」(7.3%)、「幼稚園の預かり保育」(2.4%)と続いています。



【複数回答】

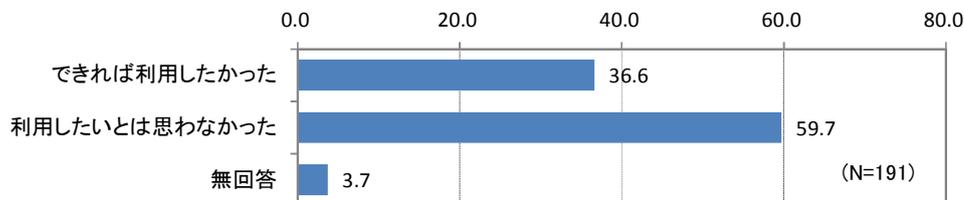
■今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

今後定期的に利用したいサービスについてみると、「認可保育所（公立）」が 68.6%、「認可保育所（私立）」が 24.6%で、「認可保育所」を希望する割合が特に多くなっています。以下「幼稚園（私立）」（12.7%）、「幼稚園の預かり保育」（9.4%）、「事業所内保育施設」（9.0%）と続いています。選択した事業を利用したい場所についてみると、ほとんどの事業において「庄原市内」を希望する割合が大半を占めています。



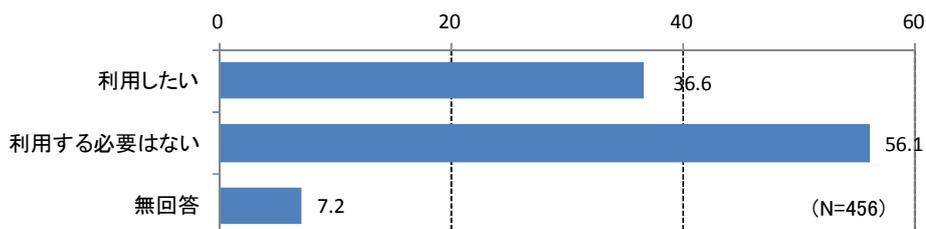
■病児・病後保育の利用希望

父親又は母親が仕事を休んで対処した人のうち、病児・病後児保育を「できれば利用したかった」と答えた割合は 36.6%となっています。利用を希望する方に対して、利用方法や手続きの周知を図る展開が望まれます。



■一時預かりの利用希望

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で事業を利用する必要の有無についてみると、「利用したい」は 36.6%となっています。サービスの利用目的をみると、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院など」（64.7%）、「私用・リフレッシュ目的」（58.1%）、「不定期の就労」（34.7%）の順となっています。



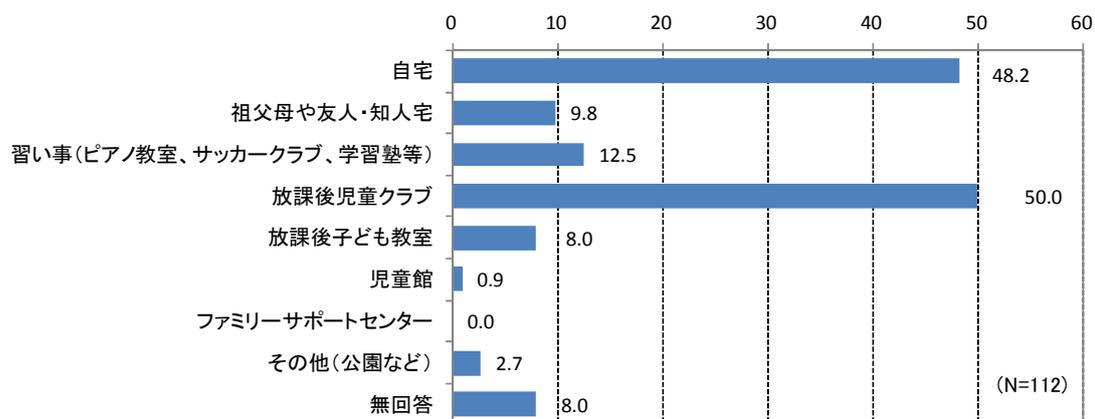
③小学生

■放課後児童クラブの利用意向

「低学年」の時は、「放課後児童クラブ」が50.0%で最も多く、ついで「自宅」の48.2%となっています。以下「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（12.5%）、「祖父母や友人・知人宅」（9.8%）と続いています。

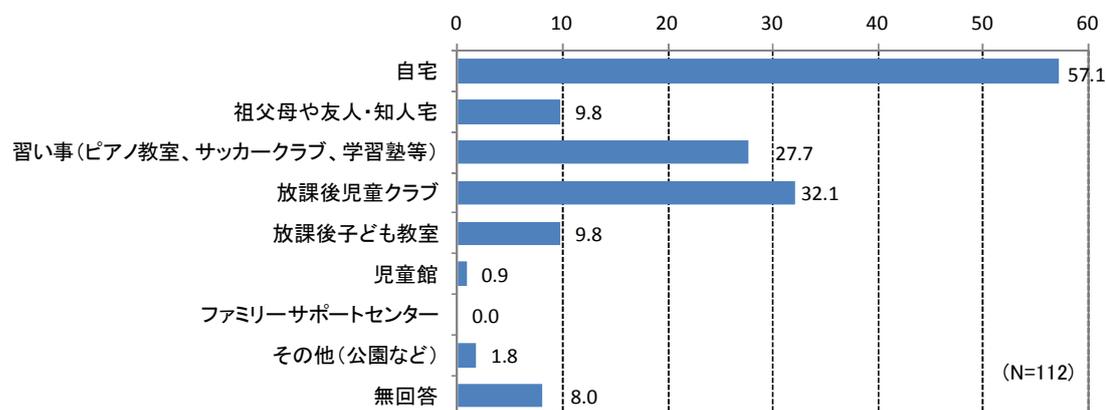
「高学年」の時は、「自宅」が57.1%で最も多く、ついで「放課後児童クラブ」の32.1%となっています。以下「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」（27.7%）、「祖父母や友人・知人宅」（9.8%）、「放課後子ども教室」（9.8%）と続いています。小学校低学年時よりも、「自宅」と「習い事」の割合が増えています。

【低学年】



【複数回答】

【高学年】



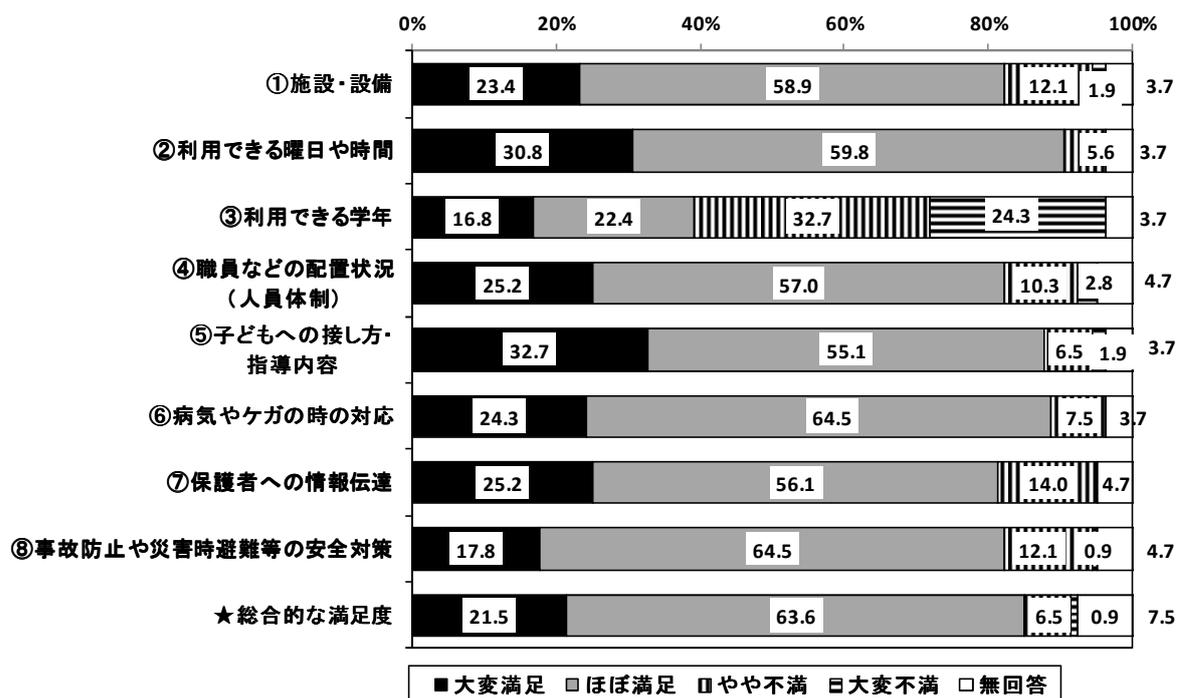
【複数回答】

■放課後児童クラブの評価

現在通っている放課後児童クラブに対する満足度についてみると、「②利用できる曜日や時間」は「大変満足」と「ほぼ満足」を合わせた割合が90.6%で最も多く、ついで「⑥病気やケガの時の対応」の88.8%、「⑤子どもへの接し方・指導内容」の87.8%と続いています

一方、「③利用できる学年」は「やや不満」と「不満」を合わせた割合が57.0%で最も多くなっています。利用できる学年の改善に対するニーズがうかがえます。

総合的な満足度は、「大変満足」と「ほぼ満足」を合わせた割合が85.1%と、8割以上の人は満足していると答えています。



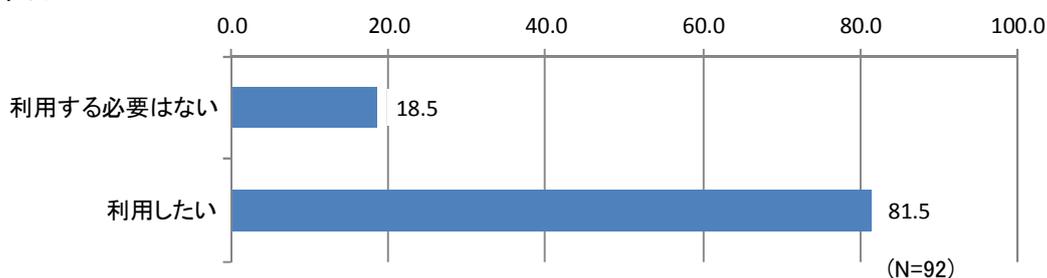
■放課後児童クラブの利用意向

低学年の時は、「利用したい」と答えた割合をみると、平日は 81.5%、土曜日は 33.7%、日曜日・祝日は 12.0%、長期休暇期間は 91.3%となっています。特に長期休暇期間については、利用希望のニーズがうかがえます。

高学年で、放課後児童クラブが小学6年生まで利用できるようになった場合の利用意向について、利用希望の割合をみると、平日は 73.6%、土曜日は 28.7%、日曜日・祝日は 10.3%、長期休暇期間は 83.9%となっています。高学年以降も放課後児童クラブの利用を希望する割合は高く、平日は 7割以上、長期休暇期間中は 8割以上が利用を希望しています。

【低学年】

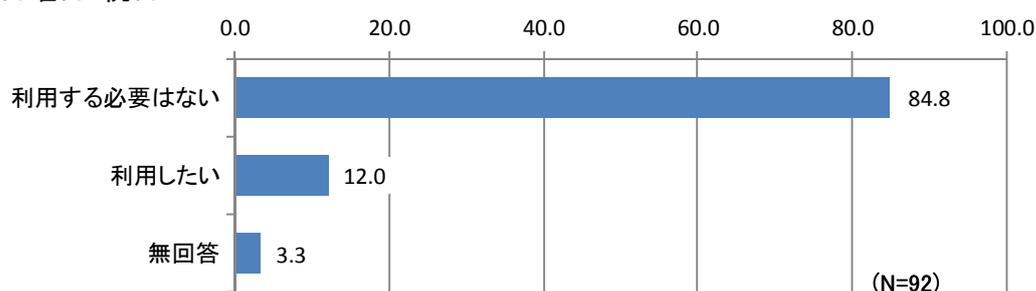
(1) 平日



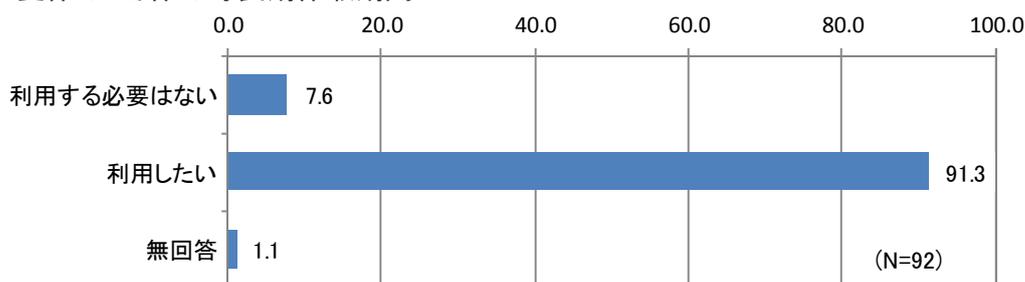
(2) 土曜日



(3) 日曜日・祝日

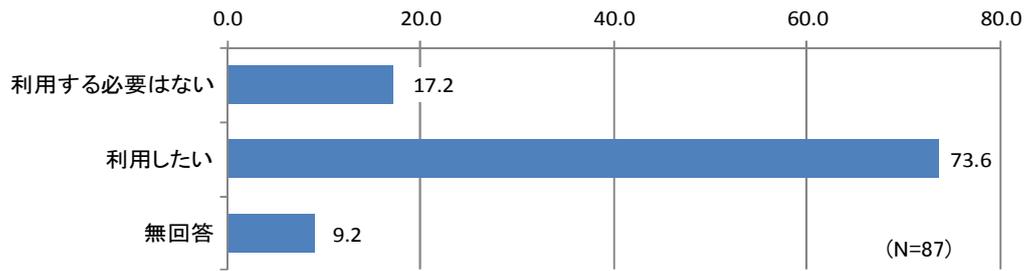


(4) 夏休み・冬休み等長期休暇期間

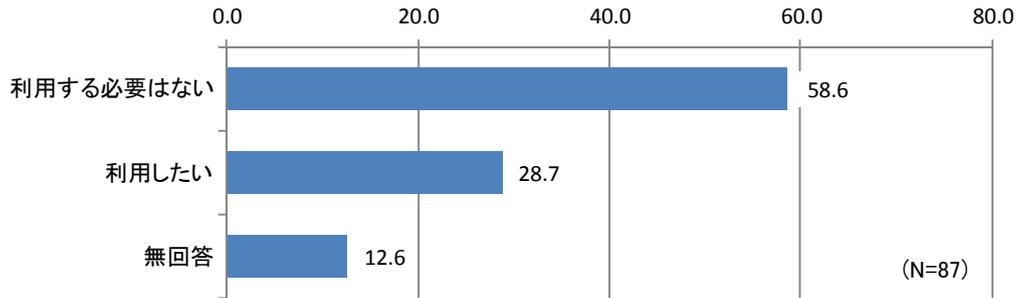


【高

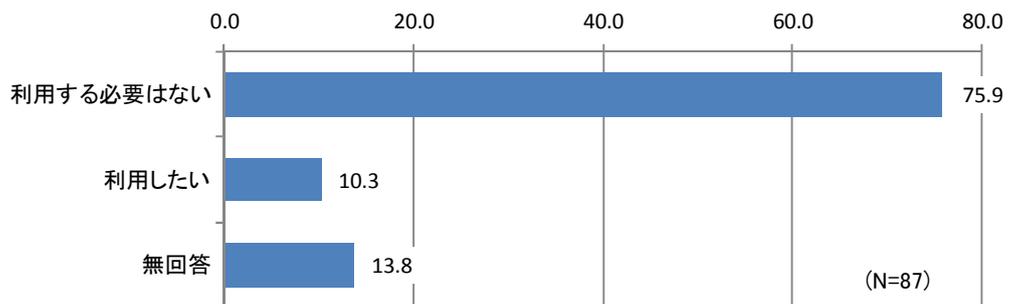
(1) 平日



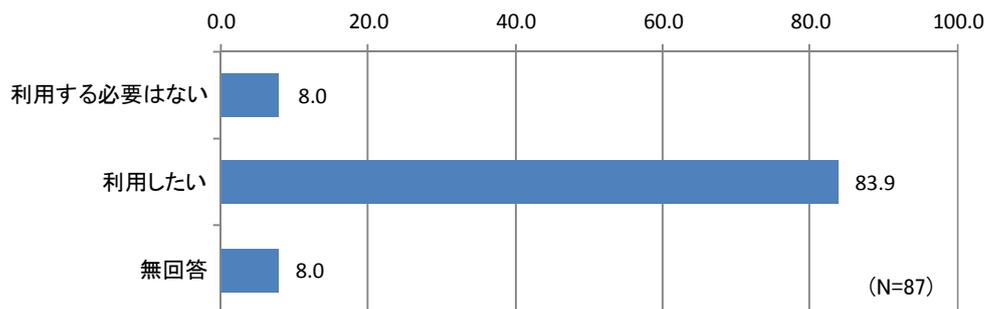
(2) 土曜日



(3) 日曜日・祝日



(4) 夏休み・冬休み等長期休暇期間



3. 庄原市次世代育成支援行動計画の総括

平成 22 年度「庄原市次世代育成支援行動計画(後期計画)」を踏まえた、現次世代育成支援行動計画の評価と課題は次のとおりです。

(1) 地域社会で子どもを育むネットワークづくり

① 保育サービスの充実

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
延長保育の充実	現在は、保育時間が 1 日 11 時間を超える本格的な延長保育を実施している保育所は 5 か所ですが、実施施設の拡大を図ります。	保育所への指定管理制度導入とともに、平成 25 年度は市立で 7 か所、私立で 1 か所、延長保育を実施しています。 時差出勤は、保育の引継ぎなど保育士や児童への負担が大きいため、職員体制について考慮する必要があります。	児童福祉課	A
低年齢児保育の充実【重点】	0～2 歳児を保育する低年齢児保育は、保育所の改築等に合わせて定員の拡大を図ります。	保育所の指定管理制度導入に伴い、0 歳児保育を実施し定員の拡充を図っています。 市内 7 地域では、〇和地域のみ、0 歳児保育を実施していなかったため、受入れ体制を整え実施しています。	児童福祉課	B
休日保育の実施【重点】	保護者の就労形態の多様化を考慮し、日曜日・祝日に保育を行う休日保育を実施します。	平成 26 年度現在、未実施の状況ですが、ファミリー・サポート・センター事業で実施しています。 市内中心部の庄原保育所・東城保育所での実施を進め、保護者のニーズを把握しながら実施施設の拡大について検討する必要があります。	児童福祉課	C
保育施設の整備	地域のニーズに配慮し、効率的に保育施設の整備を進め、その充実を図ります。	平成 21 年度策定の庄原市立保育所再編計画に基づいて、22 年度に 1 施設の休所と 1 施設の増築、私立保育所への改築補助金を交付しています。 23 年度は 1 施設へ指定管理制度を導入し、24 年度は 2 施設の移転改築と 1 施設の大規模改修、木造 2 施設について耐震診断を実施しています。25 年度は移転改築した 2 施設へ指定管理制度を導入し、その内の 1 施設は、私立保育所との統合によるものです。 今後、耐震工事や移転改築を計画していますが、27 年度までの計画となっているため、新たな計画策定が必要となっています。	児童福祉課	A
一時預かり事業の充実	保護者の急病等に伴う一時的な保育の需要に対応する一時預かり事業を継続して全保育所で実施します。	一時預かり事業は、全保育所で実施しており、ファミリー・サポート・センター事業も一時預かり事業のひとつとして実施しています。 今後、集団保育対応か個別対応か、保護者が選択して利用できるよう情報提供が必要です。	児童福祉課	A

【評価点】 A : 達成できた B : 概ね達成できた C : あまり達成できなかった D : 達成できなかった

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
ファミリー・サポート・センター事業の充実	<p>会員が日常の預かりや病後児の預かり等育児の支援を行い、安心して子育てができる環境づくりを行います。</p> <p>また、広報紙や地域の集会等において、ファミリー・サポート・センター事業の紹介と会員募集について周知を行うとともに、提供会員の研修の充実を図ります。</p>	<p>市内地域に、提供会員 199 人、依頼会員 366 人、両方会員 57 人（平成 26 年 3 月現在）の会員を組織し事業を実施しています。特に、保育施設などのサービスが受けられない時間外、休所日の利用や、施設への送迎等の利用が多くなっています。安心して子育てができる環境づくりの一環として、病後児預かり専用の施設を整備しましたが、利用は少ない状況です。</p> <p>依頼会員は年々増加していますが、実際に対応する提供会員が少なく、提供会員確保方策を検討する必要があります。</p>	児童福祉課	B
病児・病後児保育の実施	<p>病気の状態（回復期含む。）にある児童の保育を行うため、病児・病後児保育の実施に向け検討します。</p>	<p>総領保育所において、当保育所在籍の児童のみを対象として、病後児保育を実施しています。その他の児童については、ファミリー・サポート・センター事業で対応できるよう、板橋子育て支援センターの施設を整備していますが、利用は少ない状況です。</p> <p>子どもの急病時に、保護者が仕事を休んで看病できるような仕組みをつくることも必要となっています。</p>	児童福祉課	B
放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実	<p>各地域の実態に応じた実施体制の整備を図ります。</p> <p>指導員の確保については、地域の協力者や教育関係者と連携し、人材確保に向けた取組を進めるとともに、研修機会の充実を図ります。</p>	<p>市内のすべての学校区をカバーするよう、「放課後児童クラブ」を基本に、「放課後子ども教室」はその補完を行う形で事業を実施しており、地域の実態に応じ、児童クラブの分割、「児童クラブ」から「子ども教室」への移行を実施しています。</p> <p>地域の協力者や教育関係者と連携し、指導員の人材確保に向けた取組を継続して進めていますが、現行の身分は不安定で、常態的に指導員確保が課題となっています。</p> <p>研修等については、市内全体研修会に加え、広島県主催の研修会に参加しており、今後も継続して研修の機会の充実を図る必要があります。</p> <p>放課後児童クラブの開設要件に該当しない学校区等において、地域の自治振興区へ運営を委託して放課後子ども教室を開設し、放課後の児童の安全な活動拠点を確保しています。</p> <p>より安全、安心な活動場所として運営できるよう、引き続き関係機関、関係者等と連携し、適切な運営に努めることが必要です。</p>	児童福祉課	A
			生涯学習課	A

②すべての子育て家庭のための支援

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
子育て支援センター機能の充実 【重点】	<p>子育て支援センターの設置については現状を維持しながら、つどいの場の提供・子育て相談・講演・子育て情報の提供を行うとともに、地域で子育てを支援するネットワーク体制づくりを促進します。</p> <p>また、出産お祝い訪問を実施し、子育て・地域情報を提供するとともに、育児不安の軽減、乳児家庭の孤立化の防止を図ります。</p>	<p>出生数の低下や早期の保育所入所により、利用者が少ない地域の子育て支援センターについては、近隣の子育て支援センターと連携して市内各地域に拠点となる子育て支援センターを設置し、つどいの場の提供・子育て相談・講演・子育て情報の提供を実施するとともに、地域の特性を生かした事業を実施しています。</p> <p>子育て支援センターのコーディネーターによる出産お祝い訪問の際に、子育て・地域情報を提供することにより、子育て支援センターの利用者を増やし、育児不安の軽減、乳児家庭の孤立化防止を図っています。</p>	児童福祉課	A
子育て相談・家庭児童相談の充実 【重点】	<p>0～18歳までの子育て家庭に対し、子育てに関する相談窓口の体制を整備するとともに、その機能の充実強化を図ります。</p> <p>また、相談にかかる研修を行い、職員の資質向上に取り組めます。</p>	<p>家庭児童相談員を配置するとともに、子育て相談窓口の周知を図っています。</p> <p>定期的な訪問や継続的な相談受付により家庭状況を把握するとともに、母子保健事業と連携し、相談者への早期対応や専門機関への案内等を行っています。また、研修への積極的な参加等、職員の資質向上に取り組んでいます。</p> <p>関係機関との連携による対応を要するケースが増加しており、更なる連携を図る必要があります。</p>	児童福祉課	B
託児サポートの充実	<p>講演会や研修会の託児サポートを実施し、新たな事業においても子育て家庭が気軽に参加できる体制の整備を推進します。</p> <p>また、サポートを提供する人材確保に取り組めます。</p>	<p>講演会や研修会において託児サポートを実施し、子育て家庭が参加しやすい体制を整備しています。</p> <p>託児サポートの利用が多い講演会等もあり、サポートを提供する人材の確保に取り組む必要があります。</p>	児童福祉課	B
ホームページによる情報提供	<p>ホームページにおける子育てサービスの情報提供を行うとともに、内容の充実を図ります。</p>	<p>ホームページにおける子育てサービスの情報提供を実施しています。</p> <p>今後、内容の充実に取り組む必要があります。</p>	児童福祉課	C

③子育てを支援する人材・団体の育成

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
子育て推進委員活動の充実	事業の企画・実施及び円滑な推進を図るため、子育て推進委員の活動を推進します。 また、子育て推進委員の活動についての市民への周知を行います。	各地域 15 人以内で子育て推進委員を委嘱し、事業の円滑な推進を図っています。 子育て推進委員の活動について、市民への周知が十分ではなく、周知方法について検討する必要があります。	児童福祉課	C
子育てサークル等の育成支援	子育てサークルの結成や育成を支援し、気軽に活動に参加できるようサークル活動の継続支援を実施します。	子育てサークルの結成や育成を支援し、親同士が支え協力しあい活動できる環境づくりに努めています。 こどもの入園等に伴いメンバーの入れ替わりがあるため、継続支援が必要となっています。	児童福祉課	B
子育てボランティア活動の推進	講演会・研修会の託児体験や、子育てサークルでお互いの子どもを見ながら活動する体験を通して、相互に支えあう活動への取組を進めます。	講演会・研修会での託児体験や、子育て支援事業等でお互いの子どもを見ながら活動する体験を実施しています。 相互に支えあう意識の醸成が計られています。	児童福祉課	B
	読み聞かせボランティアへの研修会を実施するとともに、公民館や自治振興センターと連携し、市民の次世代育成支援についての理解を深め、子育てボランティアや協力者の事業への参加を図ります。	市主催の読み聞かせボランティア研修会を開催するほか、読み聞かせボランティアによる自主的な活動により、学校や自治振興センターと連携し事業を推進しています。 継続的な事業とするため、ボランティア同士の繋がりを深めるとともに、人材の発掘に努めることが必要です。	生涯学習課	B
関係機関・団体等の連携に対する支援の充実	地域において、子育て支援センターをはじめ子育て支援活動を展開している関係機関・団体等と市内子育て推進委員が連携し、子育て支援を推進します。	実行委員会として運営に関わる子育て支援団体を募り、子育て支援に関する活動・イベントを実施することにより、関係機関や団体等との連携を図っています。 開催にかかる費用の捻出や運営にかかる継続支援が課題となっています。	児童福祉課	B

④特に支援が必要な子どもや家庭への支援

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
児童虐待の防止・虐待予防と早期対応への体制強化 【重点】	保護者の不安や悩みを早期に軽減・解消できるよう、要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関が連携し、虐待の予防と早期対応を推進します。	庄原市要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関が連携し、虐待の予防や早期発見と早期対応・見守りを実施しています。また、児童虐待のケースについては、状況の把握・進行管理を行い、ケースの重症化を防いでいます。 相談ケースが顕在化していない地域での相談対応や連携方法について、連絡・連携体制を整備しておく必要があります。	児童福祉課	B
いじめや不登校等への対応	関係機関が連携しながら、一人ひとりの子どもに対して相談体制の充実と訪問支援員の活動の充実を図ります。	相談窓口の周知を図るとともに、関係機関と連携し個別に対応しています。 相談しやすい環境づくりに努めていく必要があります。	児童福祉課	C
		不登校及び不登校傾向の児童生徒のために、教育交流教室「つばさ」(週5日、指導員2名)、訪問支援員4名を設置しています。また、市内全中学校及び小学校1校にスクールカウンセラーを配置し、状況に応じて学校教育専門員、学校教育相談員、学校生活安全相談員による訪問指導等を行っています。 今後は、学校・家庭・関係機関の連携を充実させることで、いじめや不登校等の生徒指導上の諸問題への指導体制を整備する必要があります。	教育指導課	B
障害のある子どもや家庭への支援				
障害児保育の充実	必要に応じて支援チームを設置するとともに、市内の保育所に加配保育士や看護師を配置し、個々の児童に対応した保育を実施します。	必要に応じて加配保育士や看護師を配置し、専門機関と連携して個々の児童に対応した保育を実施しています。特に発達障害児の増加により、その特性を理解して対応する必要があります。平成26年度から、広島県発達障害者支援センターに委託して発達支援の巡回相談を毎月実施しています。また、加配保育士を対象とした研修会、主任、所長を対象としたアセスメント研修会等を新たに実施し、研修の充実を図っています。 個々の障害の特性理解と保育環境の充実を図るとともに、保護者との連携を進める取組が必要です。	児童福祉課	A

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
特別支援教育の充実	<p>障害のあるすべての児童生徒が、個々の教育課題に的確に対応した教育を受けられるよう、保護者との連携のもと指導を実施します。</p> <p>また、授業改善や就学指導の充実を図るため、市巡回相談事業を実施します。</p>	<p>市巡回相談事業を実施するとともに、特別支援教育支援員を配置し、支援を必要とする児童生徒の生活介助や学習支援等の指導の充実を図っています。また、特別支援教育支援員対象の研修会、特別支援学級の教育課程等に係る研修会、特別支援教育コーディネーターを対象とした研修会を実施しています。</p> <p>課題としては、個別の指導計画に基づく授業改善と保護者との連携について、更なる取組が必要です。</p>	教育指導課	B
相談支援体制の充実	<p>障害のある子どもの保護者にサポートファイル（児童情報の差替式ファイル）を提供し、ライフステージに応じた活用を開始します。</p>	<p>相談支援の一環として、保護者へサポートファイルを提供し、記載について支援を行うとともに、障害者の生活支援に役立てています。</p>	社会福祉課	A
	<p>障害のある子どもや保護者が交流できる場の提供を行い、関係機関と連携し、専門的な情報の提供を行うとともに、スタッフの研修を行います。</p>	<p>田川子育て支援センター、帝釈子育て支援センターにおいて、障害のある子どもや、子どもの発達、しつけについて不安をもつ親子が交流できる場を提供するとともに、関係機関と連携し、専門的な情報提供と相談に対応しています。</p> <p>また、コーディネーターの研修機会を設け、スキルアップに努めています。</p>	児童福祉課	A
発達に課題のある子どもへの支援【重点】	<p>保健師と心理相談員が連携し、相談体制を充実します。</p> <p>また、関係機関と連携し、発達に課題のある子どもとその家族を支える体制づくりを推進するとともに、「発達障害者支援センター」などの支援施設の設置を検討します。</p>	<p>保健師と心理相談員が連携をとり、心理相談員の個別相談の回数を増やし、専門家への相談体制を整えています。また、関係機関の協力のもと、必要に応じて、療育的な教室にてフォローしています。</p> <p>平成26年度より全市で5歳(年中児)相談を実施しており、発達に課題のある子どもとその家族を支える体制づくりの充実にも努めています。</p>	保健医療課	B
	<p>発達障害に関する啓発事業を推進するとともに、早期の発見・早期の適切な支援開始ができるよう、学校・保育所・保健師等との連携を強化します。</p>	<p>障害者相談支援員を設置するとともに、発達障害を専門とする大学教授に障害者支援アドバイザーを委嘱し、増加傾向にある発達障害児及び保護者、教師、保育士などを対象に、専門的な指導・助言を行っています。</p>	社会福祉課	A

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
総合支援体制の充実	組織的、効果的、専門的な総合支援を実施するため、相談内容に応じて個別支援班を設け、関係機関との連携や専門機関への紹介、社会資源の有効活用などを図ります。	障害者相談支援員を設置し、生活課題の顕在化を図るとともに、家庭・職場訪問、医療連携、障害者年金の受給支援など、身近な生活支援を継続しています。 また、必要に応じ、市の関係課や関係機関との連携を図りながら問題の解決に努めています。	社会福祉課	A
サークル活動の支援	子育てサークル活動の支援を行い、参加者の情報交換や幅広い交流を図ります。 また、専門機関や関係課と連携し、情報の提供を行います。	子育て支援センターにおいて、障害のある子どもの保護者を対象に、気軽に集える場所の提供を行うとともに、親同士が交流し情報交換ができるよう支援を行っていましたが、メンバーの減少に伴い、サークル活動が休止しています。 子育て親子のつどいの場として、田川子育て支援センター、帝釈子育て支援センターを整備し、参加者の情報交換や幅広い交流、専門機関や関係機関連携した情報を提供しています。	児童福祉課	B
子育て支援事業の体制整備 【重点】	放課後児童クラブなどの受入体制を充実し、障害のある子どもや保護者への幅広い子育て支援の環境を整備します。	田川子育て支援センター、帝釈子育て支援センターにおいて、障害のある子どもや、子どもの発達、しつけについて不安をもつ親子が交流できる場を提供するとともに、関係機関と連携し、専門的な情報提供と相談に対応しています。 また、コーディネーターの研修機会を設け、スキルアップに努めています。 放課後児童クラブの利用についても、保護者や学校と連携し、受入れを行っています。	児童福祉課	B
障害児福祉手当の支給	重度の障害があるため、在宅で常に介護を必要とする児童に支給します。 (20歳未満まで、所得制限あり)	制度に基づき手当の支給を実施するとともに、制度の周知と状況把握に努めています。	社会福祉課	A
特別児童扶養手当の支給	精神・知的又は身体に中・重度の障害を有する児童に支給します。(20歳未満まで、所得制限あり)	対象児童を監護する父母、又は養育する者に対して、手当を支給しています。 認定事務の一部が県から権限移譲されており、期間短縮と事務の簡素化が図られています。引き続き迅速かつ正確な事務処理に努めています。	児童福祉課	A

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
特別支援教育の就学援助	小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費、校外活動費等を援助します。	小中学校の特別支援学級に在籍する児童・保護者に対して、学用品費、学校給食費、校外活動費等を援助しています。	教育指導課	A
ひとり親家庭への支援				
児童扶養手当	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない18歳未満の子どもを養育している家庭、あるいは母又は父にかわってその子どもを養育している人に支給しています。(所得制限あり)	対象児童の心身ともに健やかな成長に寄与する目的で、手当を支給しています。 児童扶養手当の新規申請者数は、年々増加傾向にあり、手当の支給とともに就労支援を含めた相談業務等ケアの部分も充実させることで、児童の健全な成長に資する必要があります。	児童福祉課	A
母子寡婦福祉資金	母子家庭の母及び寡婦等の経済的自立と生活の安定を図り、その扶養している児童の福祉を増進するための資金として、無利子又は低金利の貸付を行っています。	母子世帯等に対して、修学資金、就学支援資金等の母子福祉資金制度の申請窓口として、業務を行っています。 平成26年4月には、父子福祉資金制度が創設され、ひとり親への支援が図られています。	児童福祉課	B
母子家庭への就業支援	母子家庭の就労を支援するため、関係機関と連携し、職業訓練、職場適応訓練、技術講習等の充実に取り組んでいます。	職業経験が乏しく、技能も十分でない母子家庭の母の職業能力開発のための資格、技能取得の取組を支援するため給付金を支給し、自立を図っています。 今後、広報周知や公共職業安定所等との連携によって、拡大を図る必要があります。	児童福祉課	B
ひとり親家庭等医療費	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している、配偶者のいない人、及び対象となる児童に対して、医療機関で支払う自己負担相当額を助成しています。(所得制限あり)	対象者に、ひとり親家庭等医療費受給者証を交付し、入院、通院にかかる医療費を助成し、疾病の早期発見と生活の安定に努めています。	保健医療課	A

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
食物アレルギーのある子どもや家庭への支援	食物アレルギーに関して、個別に育児相談や栄養相談の場で、保健師・栄養士が相談に応じています。	食物アレルギーのある児童について、個別に健診時等で相談に応じていますが、かかりつけ医の指導が優先であることを前提に相談に応じています。新たにアレルギーの疑いがある児童については、医療機関の紹介等も含めて相談に応じています。	保健医療課	A
	食物アレルギーのある児童が増加しているため、対象の子ども一人ひとりに応じたきめ細やかな給食を提供しています。	保育所給食における食物アレルギー対応は、入所申請時に食物アレルギーの有無を把握し、食物アレルギーがある場合は「保育所でのアレルギー対応の基本手順」に即して、保護者の除去申請に基づき医師の診断・指示に基づく対応を行っています。平成25年度に誤食事故が発生し、過去にも誤食事故があったことから、平成26年度は食物アレルギー対応マニュアルを策定し、誤食事故を起こさない体制を整えていきます。	児童福祉課	C
		学校給食における食物アレルギーの対応については、入学説明会や通知文書で保護者へ周知するとともに、除去食が必要な場合には、庄原市作成の「学校におけるアレルギー対応食のための基本的な手順」に即し、医師の診断、支持に基づく対応を行っています。 引き続き、学校・保護者等と綿密に連携を図り、適切に対応します。 また、誤食事故を発生させないよう、常に細心の注意を払う必要があります。	教育総務課	B

⑤子育て家庭に配慮したまちづくりの推進

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
子育てに関するシンポジウムや講演会、イベントの開催	<p>講演会等において、子育てに関する知識や情報を提供し、地域社会全体で子育てに関わっていく意識づくりを推進します。</p> <p>また、子育て家庭が参加しやすいよう託児体制を整えるとともに、広報等での周知を図ります。</p>	<p>子育て支援に関する講演会やイベント開催の際に託児スペース等を設け、子育て家庭が参加しやすい体制を整備しています。</p> <p>講演会やイベントによっては託児希望の人数が多いこともあり、継続した託児ボランティアの確保・育成が必要となっています。</p>	児童福祉課	B
子育て家庭が外出しやすい環境づくりの推進	<p>子どもと子育て家庭にやさしいサービスを提供する企業・店舗等をPRすることにより、子育て家庭が外出しやすい環境づくりを推進します。</p>	<p>広島県や民間団体と連携し、子どもと子育てにやさしいサービスを提供する企業・店舗等のPRを実施しています。充実した情報を提供し、子育て家庭がより外出しやすい環境づくりを推進していく必要があります。</p>	児童福祉課	B
広報紙による啓発活動	<p>広報紙やインターネットによる情報提供の充実を図り、子育てに関する意識啓発を行います。</p>	<p>行政文書による回覧や主要施設・商店への配置掲示、ホームページ等で子育て情報を提供しており、子育て家庭への関心の喚起を図っています。</p> <p>今後も、広報による啓発活動を充実させていく必要があります。</p>	児童福祉課	B

(2) 親と子の心と身体健康づくり

①安心な出産・育児への支援

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
妊婦一般健康診査の実施【重点】	<p>妊婦一般健康診査の受診率向上のため、健康診査受診券を発行し妊婦の健康管理を図ります。</p> <p>また、県外出産の予定の有無を事前に確認し、県外出産予定者には手続きを説明することで、安心して出産できる体制づくりを進めます。</p>	<p>母子手帳交付時に、14回分の妊婦一般健康診査補助券、補助券1枚、検査券を交付しています。その際、補助券の使い方を説明し、安心して妊婦健診を受診出来るよう配慮しています。</p> <p>県外出産予定者も補助券が使用できるよう、県外医療機関と個別に委託契約を結び、受診料の償還払いを行うことにより、里帰り先でも安心して出産できる体制を整えています。</p>	保健医療課	A
乳幼児健康診査の充実【重点】	<p>健診場所を7か所から4か所へ再編し、適切な時期に健診を受けることができる体制づくりに取り組めます。健診項目についても発達障害を早期に発見・対応できるように見直します。</p> <p>また、未受診者に対する係わりを今後も保育所や関係機関と連携し取り組みます。</p>	<p>乳児健診、1歳半健診、2歳児健診、3歳児健診により、病気や障害等、特に発達障害児の早期発見と事後フォローに力を入れており、適切な保健・栄養指導に取り組んでいます。</p> <p>未受診者に対しては電話で勧奨を行っていますが、連絡が取れない家庭には家庭訪問や保育所への確認など、きめ細かな対応を行っていく必要があります。</p>	保健医療課	B
母子保健相談の充実【重点】	<p>保健センター等で健康相談を実施し、妊産婦や乳幼児及び保護者の心身の健康管理を実施します。育児相談については、各支所で子育て支援センターと連携して実施します。</p> <p>また、「パパママひろば」を実施し、産前から情報提供や相談しやすい事業実施に努め、安心して出産に臨める環境づくりを行います。(本庁・東城支所で実施)</p>	<p>月に1回、全乳幼児を対象とした育児相談を実施し、計測や保健師・助産師による育児相談、栄養士による栄養相談を実施しています。母親同士の交流の場にもなっており、育児不安の解消にもつながっています。</p> <p>「パパママひろば」では、産前産後の情報提供を行うとともに、助産師・保健師・栄養士の個別相談を必要に応じて実施しています。事業時には、経産婦も気兼ねなく参加できるように託児ができるようにしています。</p>	保健医療課	B
訪問指導の充実【重点】	<p>保健師が妊産婦・新生児・乳幼児の家庭訪問を実施し、個々の生活環境に対応した個別指導の充実を図るとともに、助産師の協力による訪問を実施し、早い時期での情報提供や不安解消に取り組めます。</p> <p>また、里帰り出産が増加する中、状況に応じて里帰り先の保健師による訪問を継続して行えるよう、関係自治体との連携を図ります。</p>	<p>産後の早い時期に新生児訪問を実施しており、ほぼ100%達成することができています。引き続き、積極的に取り組んでいきます。</p> <p>また必要に応じて、里帰り先の自治体への訪問依頼や、助産師による訪問を実施しています。</p>	保健医療課	A

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
健康に関する知識の普及・情報提供の強化	妊婦教室・子育て教室・健康教室、広報等において、妊娠・出産・育児に必要な知識や情報や心とからだの健康に関する知識の普及及び情報提供を図ります。	「パパママひろば」において、産前・産後に必要な知識や情報を提供しています。広報では、成長段階に沿った育児情報を掲載しています。 母子健康手帳発行の際、妊娠時の妊婦歯科健診の必要性や、たばこの有害性等の説明を行っています。併せて、不安や悩みがある時にはいつでも相談ができるよう、母子健康手帳交付時や乳幼児健診の際に、保健医療課を相談窓口として紹介しています。	保健医療課	B
育児に関する情報提供	発達段階に応じた育児に関する資料や育児情報コーナーの充実を図るとともに、ホームページ等を活用した育児に関する情報提供を行います。 また、視覚的に訴える教材の活用も検討します。	母子健康手帳交付時や新生児訪問の際に、子育て全般や「子どもの救急」、「病気」に関する資料を手渡すなど、育児に関する情報提供に努めています。乳幼児健診時には発達段階に応じた子育て資料を配布し、栄養士による集団指導や歯科衛生士による歯科指導を行っています。ホームページ上での情報については十分ではなく、今後検討する必要があります。 子どもの誤飲防止のため、チャイルドマウスを使用しています。また、栄養相談の時には必要に応じて、フードモデルを使用し説明をしています。	保健医療課	B
不妊治療に係る助成事業	不妊治療を受けている夫婦に対し、治療費の一部を助成する「不妊治療費助成事業」を検討します。	平成 23 年より、医療保険対象外の特定不妊治療を行った夫婦に対し、治療費の助成事業を開始しました。広島県不妊治療支援事業に加え、市からも補助を行っています。 なお、平成 26 年度より広島県不妊治療支援事業の制度が一部改正されたため、市の事業についても一部改正を行いました。	保健医療課	B

②ゆとりのもてる子育てへの支援

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
気軽な相談窓口の充実	<p>保健センター等を会場として、気軽に利用できる地域に密着した保健と子育ての一体的な相談や支援のできる場の充実を図ります。</p> <p>また、保健センター以外での行事や場においても、気軽に相談ができるよう係わります。</p>	<p>母子健康手帳交付や乳幼児健診時に、子育てに関する相談を実施しています。</p> <p>また、本庁・各支所においても、気軽に利用できる雰囲気の中で、保健師がいつでも個別相談や電話相談に対応出来るような環境づくりに努めています。</p>	保健医療課	A
母子グループ育成の推進	<p>親と子ども同士の交流の場づくりを推進し、子育てにゆとりがもてるよう支援します。内容に応じて関係機関で連携を図り、必要に応じてその場での情報提供等を行い支援します。</p>	<p>子育て支援センターと連携を図りながら、各地域で離乳食教室や親子体操など企画・開催しています。</p> <p>また、毎月、保健福祉センターで育児相談を実施し、相談場所や親子交流の場所の提供を行っています。気になる事例に関しては、子育て支援センターと随時連絡を取り、情報交換・情報共有を行っています。</p>	保健医療課	B
母子保健ネットワークの構築	<p>母子保健主管課、民生児童委員協議会、保健所、児童相談所、医師会、歯科医師会、保育所、学校、親の会などの母子保健ネットワークの構築を図り、情報の共有や連携した対応を行います。</p> <p>また三次市と連携して母子保健に関する会議を開催し、情報交換を行います。</p>	<p>必要に応じて、民生委員協議会議や保育所長会へ参加し情報提供や情報共有を行っています。また、児童福祉課やこども家庭センターと定期的に会議を開き、随時連携を図りながら、見守りの必要な事例や虐待予防等の確認を行っています。</p> <p>今後は三次市と連携して、母子保健に関する情報交換の機会をつくる必要があります。</p>	保健医療課	B

③食育の推進

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
食育活動の充実	<p>よりよい食習慣の定着と健康増進を目標に、食生活の意義や食事と健康に関する知識の普及を図り、食から生命の重要性を認識できる食育活動を推進します。</p> <p>家庭・保育所・幼稚園・学校・地域・企業などと連携を図りネットワークを構築することにより、食育に関わる活動を総合的に推進します。</p> <p>平成 22 年度にネットワークの母体となる組織を立ち上げるとともに、各地域でもネットワークづくりを行い、食育活動の拠点となるような体制づくりを進めます。</p>	<p>知識の普及を含め、食育活動は保育所・幼稚園・学校・地域・において個々に実施していますが、現段階では、関係機関と連携を図るにとどまり、ネットワークを構築するまでには至っていません。</p> <p>既存の組織を有効的に活用し、これまでの実績を活かした食育が可能になるよう、それぞれの活動をつなげる取組が必要となっています。</p>	保健医療課	C
食育に関する情報の提供	<p>それぞれの発達段階にに応じて、必要な情報提供に努めます。</p> <p>また、市内全地域でそれぞれの地域の食材を活用した料理教室等の実施、食文化の伝承を図ります。</p>	<p>ライフステージに応じて、さまざまな機会を捉え情報提供を行っています。長期休暇期間中には料理教室を開催し、地域の方々に参加して頂くことで、世代間交流もでき、食文化の伝承にもつながっています。</p> <p>全域での取組として、今後は更に充実した内容にしていく必要があります。</p>	保健医療課	B

④思春期における保健指導の充実

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
悩みごとなどへの相談体制の充実	<p>性やからだに関することなど、思春期特有の悩みを気軽に相談できるよう、学校や関係機関による対応などについて検討し充実を図ります。</p> <p>また、思春期の時期に大切なことを、学校だけでなく地域全体で考えていけるよう取組を支援します。</p>	<p>平成 20 年度より、中学 3 年生を対象に命と性についての「いのちの学習」を一部地域で実施しており、平成 21 年度には市全域で行っています。</p> <p>授業の企画の段階から、学校・保健・医療分野が連携して取り組んでいます。「いのちの学習」の授業には保健師が参加し、中学生の悩みに関する相談窓口を紹介しており、気軽に悩みを相談出来るような体制づくりに努めています。</p>	保健医療課	B
学校教育における健康教育の充実	<p>学校教育活動全体を通して、心と体の健康の保持増進のため、研修等の充実を図ります。</p> <p>また、教職員全体への情報提供を行います。</p>	<p>各学校においては、学校教育活動全体との関連を図りながら、体育科・保健体育科や家庭科、道徳の時間、特別活動などそれぞれの特質に応じて適切に行っています。教科等に関する目標や内容については、健康教育に関する教職員研修により充実を図っています。</p> <p>今後は、児童生徒が自分の健康課題に気付き、日常生活をよりよいものに改善しようとする力を育成するため、保護者との連携を図った指導の充実が必要です。</p>	教育指導課	B
		<p>「いのちの学習」をきっかけに、保健・体育分野の職員や担任には浸透しつつあるものの、地域全体の教職員をみると、まだ十分ではありません。</p> <p>地域によって、学校全体で取り組む姿勢に差があり、また教職員間でも「いのちの学習」に関する情報提供が不足している状況です。</p>	保健医療課	C
思春期保健福祉体験事業の充実	<p>思春期保健福祉体験事業を見直し、充実を図ります。</p> <p>また、現在実施している「いのちの学習」を地域の実情に応じて学校・助産師・保健師が連携し行い、生命の大切さについて考える場として継続します。</p>	<p>平成 21 年度より全地域の中学 3 年生を対象に「いのちの学習」に取り組んでおり、要望のあった中学 2 年生にも一部対応することができました。</p> <p>計画の段階から、関係機関との連携調整を図り、今後も各地域の実情にあった内容で実施できるよう努める必要があります。</p>	保健医療課	B

⑤小児医療の充実

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
<p>安心して生み育てられる医療体制の充実【重点】</p>	<p>休日や夜間の乳幼児の急病に対応できる医療体制の整備を図ります。</p> <p>また、市として小児医療に限らず婦人科外来の維持や麻酔科医師の確保、診療体制の充実・強化を図るための医療機器の更新など庄原赤十字病院に対して財政支援を含め可能な限りの支援を行います。</p> <p>更に、地域医療を考える市民グループの活動を支援するとともに、一緒に地域医療の充実に向けて取り組みます。</p>	<p>休日や夜間、乳幼児の急病に対応できる医療体制の確保と、婦人科外来の維持、診療体制の充実・強化を図るための医療機器の更新など、庄原赤十字病院に対して財政支援を含め可能な限りの支援を行ない、総合病院としての医療機能の維持及び充実を図っています。</p> <p>更に、将来にわたり、本市の地域医療を守っていくため、庄原市医師会、庄原赤十字病院、庄原市の三者で設立した「庄原市の地域医療を守る会」において、地域医療を考える市民グループの活動を支援するとともに、産科医療の再開に向けたシンポジウムや市民講座の開催、小児医療を守り育てる取組等の事業を展開しています。引き続き、地域医療を考える市民グループの活動を支援するとともに、地域医療の充実に向けて取り組む必要があります。</p>	<p>保健医療課</p>	<p>B</p>

(3) 心身ともにたくましい人づくり

①子どもの保育・教育の充実

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
豊かな人間性を育む保育・教育内容の充実	<p>市内の保育所は、自然環境に恵まれており、自然を通しての感覚遊び、体験遊びなどで乳幼児期から五感を鍛え、感性や個性を豊かに育むために更に保育内容の工夫に取り組みます。</p> <p>人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うなどのねらいをもって保育を実践します。</p> <p>保育所は「保育所保育指針」及び「保育課程」に基づき、子ども一人ひとりの発達に応じた係わりを大切にしながら保育・教育に取り組みます。</p> <p>また、保育所の自己評価を積極的に行い、質の高い保育となるよう内容の充実を図ります。</p> <p>幼稚園に対しては、園児一人ひとりの感性や個性を豊かに育み、小学校教育への円滑な移行に配慮した「教育課程・指導計画」を策定・実施できるよう助言を行うなど、幼児教育の充実が図られるよう支援します。</p>	<p>保育所は入所する児童が0歳から就学前までと年齢幅が大きく、また生涯にわたる人間形成にとって重要な時期にその生活の大半を過ごす場であるため、子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来を培うことを目標としています。「保育指針」、「庄原市保育基本方針」、各保育所の「保育課程」にのっとり、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護と教育を一体的に行っています。</p> <p>公開保育や、特色ある保育実践発表を通して、保育交流を実施するなど質の高い保育の実践に努めています。また、自己評価や第三者評価を行い職員の資質向上を図っています。今後は第三者評価を進めるとともに、すべての保育所で保育所の自己評価を実施し、ホームページに公開する必要があります。</p>	児童福祉課	B
	<p>小学校入学後の児童の学校生活を円滑に進めるため、就学前からの保小連携を積極的に行っています。</p> <p>小学校においては、事前の組織体制づくりに向け、前年度からの計画的・定期的な保小連携をより一層進める必要があります。</p>	<p>小学校入学後の児童の学校生活を円滑に進めるため、就学前からの保小連携を積極的に行っています。</p> <p>小学校においては、事前の組織体制づくりに向け、前年度からの計画的・定期的な保小連携をより一層進める必要があります。</p>	教育指導課	B

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
地域における交流保育・交流教育の推進	子どもと地域の人たちとの交流を深め、地域全体で保育や教育を推進するため、保幼小が連携して、PTA・保護者会・自治振興区・老人会等との交流の場を作ります。	地域の自然に接したり、縦割り保育や世代間交流の機会をつくり、社会のさまざまな文化や伝統に触れることが、身の回りの事物に対する興味・関心を広げ、周囲の人々との係わりをより豊かにするということを踏まえ、積極的に世代間交流事業や、地域の行事への参加、保小中高交流事業等を積極的に行っています。 今後も事業を継続し、地域全体の交流をより充実させる必要があります。	児童福祉課	B
		小学校の全校児童あるいは学年ごとの児童が保育所の園児との交流を行うなど、連携した取組を行っています。 保護者・地域を巻き込む形の連携は、地域や学校で限られており、今後学校行事等を活用し、積極的に保護者・地域の方と協働する場を設定する必要があります。	教育指導課	C
魅力ある教育活動の推進				
確かな学力の育成	児童生徒の実態から課題を明らかにし、小中連携を進める中で、多様な指導方法の工夫改善のための指導・支援を実施します。	学力向上検証改善委員会研修会を実施し、基礎学力の向上及び基本的学習習慣の定着を図っています。その他、教頭研修会、教務主任研修会、研究主任研修会、外国語活動研修会、ことばの教育研修会、複式・少人数指導研修会、科学研究の進め方研修会、道徳教育研修会、人権教育研修会、特別支援教育研修会、情報教育研修会、学校図書館研修会など、各種の研修を行っています。 今後は、より一層教職員一人ひとりの職能成長を図るため、各研修会で学んだ内容を学校全体に還元し、組織的な実践を通じて、児童生徒の生きる力の育成を図ることが必要です。	教育指導課	B
豊かな心の育成	道徳の時間を中心とした指導を通して、児童生徒の道徳的実践力を高め、基本的なモラルや公共心を養い規範意識の向上を図ります。また、キャリア教育の視点に立ち小中学校9年間を見通した進路指導・生徒指導のための指導・支援を実施します。	各小中学校の道徳教育推進教師が集まり、各学校での道徳教育の取組についての交流や授業研究を行い、児童生徒の道徳的実践力や規範意識を高めるための道徳教育についての研修会を行っています。 今後も学校活動全体との関連を図りながら地域の特性を生かした道徳教育を推進していきます。	教育指導課	B

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
健やかな体の育成	<p>児童生徒が将来、社会の中で自立し、自己実現する基盤となる健やかな体を培うための指導・支援を実施します。</p>	<p>小学校では、陸上及び水泳記録会の実施、中学校では部活動等により体力づくりを推進し、食育の指導の充実を図っています。</p> <p>生涯を通じて運動に親しむ資質や能力を育む活動を充実させていく取組が必要です。</p>	教育指導課	B
保育所・幼稚園・学校教職員研修の推進	<p>次代を担う子どもたちの豊かな人間形成を図るため、保育・教育内容の充実や地域子育て支援の推進のため研修等の充実を図ります。</p> <p>保育所は研修計画を立てて、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通して、職員の専門性を高める研修及び人間性や感性を豊かにする研修を深めます。</p>	<p>保育課題の克服や、職員の専門性を高めるため庄原市職員年間研修計画を立てて職員全体研修・職種別研修・所内研修・外部研修等実施しています。また、私立保育所・幼稚園・託児所へも研修案内し、共に庄原市の保育・教育内容の充実を図るべく取組を行っています。</p> <p>小学校と連携した保育公開や、授業参観、及び合同研修会など各保育所においての取組が拡充されてきています。</p>	児童福祉課	B
	<p>学校教職員は、研修の実施に当たり、最新の教育課題の克服につながる研修テーマを設定し、更なる教育内容の充実を図るとともに、小中学校 9 か年を見通し日常の連携を大切にした取組の充実を図ります。</p> <p>また、市主催の研修への幼稚園教諭の参加を促進し、保育士・幼稚園教諭と小学校教諭が相互に保育参加・授業参加を通じた合同研修の実施など、幼稚園教諭を含めた教職員の研修機会の拡充を図ります。</p>	<p>学力向上検証改善委員会、教頭等研修会、教務主任・研究主任研修会、体力づくり研修会、ことばの教育研修会、外国語教育研修会など、年間を通じて各種研修会を開催しており、各校の中心的な役割を果たす教諭の研修を実施することで、推進リーダーとしての自覚をもち、各校の児童生徒に確かな学力・健やかな体・豊かな心を育成する取組の充実を図っています。</p> <p>今後は、各研修会の内容が学校において効果的で還元しやすい内容となるよう工夫をし、教育の充実につなげていく必要があります。</p>	教育指導課	B

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
保育所・幼稚園・小学校・中学校・高等学校の連携	子どもたちの育ちの社会背景を的確に把握し、子ども観を共有しながら保育内容及び教育内容の創造に向け研修等の充実を図ります。 また、保幼小中連携に加え、地域の教育力を活用したキャリア教育などを中心に、高等学校をはじめ市内県立学校との連携の推進を図ります。	それぞれの地域において、保小中高地域の連携体制ができてきています。 合同研修や合同事業の実施、地域行事への参加、また、地域全体で子どもの育ちを考える取組など充実してきていますが、0歳から18歳までを見通した子ども観に基づく保育・教育をより充実する取組が必要です。	児童福祉課	B
		市内7中学校区のすべての地域において、連携した取組が進められています。特に、地域の課題に応じた取組を進めるため、所長・学校長の連携を定期的に行い、意識統一を図っています。 今後、行事等に合同で取り組むなど異年齢交流などを充実させ、児童生徒にとっての学びの場をつくっていくことが大切です。	教育指導課	B

②家庭や地域の教育力の向上

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
子育て相談の充実	保護者の育児不安や孤立感・負担感など育児に関する相談や情報の提供など、身近で気軽に子育て相談ができるよう体制の充実を図ります。	子育て支援センターのコーディネーターによるお祝い訪問の際に、相談窓口を紹介し、周知を図ることによって、気軽に育児相談に訪れる割合が増え、重大化する前の対処が可能となっています。 子育ての不安を解消し、負担を軽減するため、今後とも、子育て支援事業と母子保健事業が連携し、子育て家庭への相談体制の充実に努める必要があります。	児童福祉課	A
	不登校児童生徒宅を訪問する訪問支援員の取組の充実を図ります。	訪問支援員4名の訪問指導により、個に応じた指導が充実しています。 今後も継続して、不登校児童生徒の学校生活や社会生活への復帰を目的とした段階的な指導が必要です。	教育指導課	B
各学校の教育講演会の支援	P T A等が実施する教育講演会を支援します。	庄原市 P T A 連合会に対し、財政支援（負担金）を行い P T A の活動支援を行っています。ただし、各学校の教育講演会の支援については、人的及び財政的な支援等は行っていません。	教育指導課	D

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
子育て学習機会の充実【重点】	<p>子育て・子育てに関して学習する講座等を、保育所・幼稚園・学校・各公民館や自治振興センターなどの社会教育施設等において開設するなど、計画的に地域の実態に応じた子育て学習の機会の充実を図ります。</p>	<p>各地域子育て支援センターで、子育てについての研修会や講演会を実施し、地域と連携して子育てを行う機運を高めています。</p> <p>課題として、子育て家庭のニーズが多様化しており、現状を把握しながら計画的な学習会の開催が必要です。</p>	児童福祉課	B
		<p>保育所、小中学校と連携した教育講演会の実施や、「親の力をまなびあう学習プログラム」講座の実施により、子育て世代を対象とした学習機会を設けています。</p> <p>小中学校や自治振興センターを通じて広報を行っていますが、参加者が固定化する傾向があり、保護者や地域住民がより気軽に参加できるよう、開催方法の見直しや、広い周知を図ることが必要です。</p>	生涯学習課	B
地域まるごとネットワーク事業	<p>子育て家庭として参加した保護者が、情報提供ができるよう、後継者の育成を図ります。</p>	<p>子育て支援センター事業の中で、先輩保護者が講師を務めて情報を伝えていくことにより、後継者の育成を図っていますが、世代交代が著しく、後継者の育成が難しくなっています。</p>	児童福祉課	B
家庭・地域・保育所・幼稚園・学校の連携	<p>地域の人たちが地域子育て支援事業への参加を通して、子どもの成長を見守っていけるような日常的な係わりができる場づくりを推進するとともに、自治振興区ごとに、地域での取組と連携を図ります。</p>	<p>安心・安全な地域づくり事業の継続のほか、放課後児童クラブの交流や伝統文化の継承、各種行事での発表の場づくりなど、家庭や地域、学校の連携が進んでいます。</p> <p>少子高齢化が進む中、今後は各地域のみならず、市内全域がひとつになって活動を展開し、子どもたちが将来を庄原で過ごしたいと思えるような環境の整備に努める必要があります。</p>	自治定住課	C
		<p>各地域子育て支援センター事業において、地域で培ってきた子育て力の提供と情報交流を実施し、子どもの成長をともに見守る事業を実施していますが、高齢化に伴い、交流が困難となっている地域もあります。</p>	児童福祉課	B

③次代の親の育成

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
子育て体験事業の充実	<p>地域の人たちが地域子育て支援事業への参加を通して、子どもの成長を見守っていただける日常的な係わりができる場づくりを推進します。</p> <p>中学生の託児体験事業は、引き続き気軽に参加できるように取組を進めます。</p>	<p>計画的に地域に出向き、世代間交流を行うことで、地域で子育て家庭を見守る体制づくりを推進し、その交流を通して、地域の方とのコミュニケーションが図られ、利用者が楽しく集えるようになっていきます。</p> <p>中学生の託児体験事業は、参加日数等の要件を緩和し、気軽に参加できるよう取り組んでいます。</p>	児童福祉課	B
子育てマインドの形成	<p>男女が互いに協力し家庭を築くことの重要性について認識できるように体験的な活動を取り入れるなど、学校教育全体を通して男女平等を推進する教育の充実を図ります。</p> <p>また、乳幼児に対するあたたかい感情や関心を養い、乳幼児に対する理解を深め、いのちを大切にする心、思いやりの心を育むよう、学校教育や社会教育の場における体験活動や啓発活動を充実します。</p>	<p>児童福祉課の「キッズパパママ事業」や、「笑腹フェスタ」などの事業において中学生や高校生に参加を呼びかけ、子育て家庭などと係わる中で、乳幼児に対する理解を深めるなどの取組を行っています。</p> <p>今後も児童福祉課と連携をし、子育て家庭などと係わる事業を進める必要があります。</p>	市民生活課	B
		<p>毎年、市内の教職員対象の市主催人権教育研修会において体験的な活動を取り入れながら研修を行っており、市内中学校が職場体験学習において保育所での実習を行っています。また、各教科等で、保育所訪問を行っています。</p> <p>今後は、より多くの児童生徒が乳幼児等とかわり合う機会を設定する必要があります。</p>	教育指導課	B
		<p>自治振興センターにおいて、地域の小中学生から保育園児まで、幅広い世代を対象としたスポーツ、野外活動、交流事業等を実施しています。</p> <p>全市的な取組には至っておらず、また参加世代が固定化することもあり、積極的な活動にはつながっていないのが課題です。</p>	生涯学習課	C
若年者への就労支援	<p>地元就職のメリットをアピールすることにより、公共職業安定所等と連携して、年数回の企業説明会や就職面接会など若年者の就労支援の充実を図ります。</p>	<p>庄原市合同就職面接会を開催し、若年者が庄原で働くことのできる雇用機会を提供しています。</p> <p>今後庄原市合同就職面接会開催時期を検討し、より若年層の庄原での雇用者を確保する必要があります。</p>	商工観光課	B

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
若年者の定住促進	<p>基本的な定住・生活情報を集約するとともに、「さとやま暮らし」の良さを市内外にアピールできる取組を実施します。</p> <p>また、若者の定住を進める施策を実施していきます。</p>	<p>若者世代の移住者を取り上げた定住パンフレットの作成、HPの改正、大都市圏での定住フェアへの参加などにより、「さとやま暮らし」のよさをアピールしています。住宅整備の補助金に子育て世帯加算を行うなど、若者世代の定住を促進できるような制度を整備しています。</p>	自治定住課	B

④子どもの多様な体験活動の充実

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
自然体験活動の充実	<p>七塚原自然体験活動研究センターとの連携を図るとともに、市内小学校の児童・保護者に対して、自然体験教室プログラムをはじめ、市内の各種事業の広報に取り組みます。</p>	<p>高原の家七塚での自然体験塾、七塚原体験キャンプなどの自然体験活動事業のほか、各自治振興センターにおいて農業体験、川遊び体験、昆虫教室などを開催し、自然体験学習を進めてきました。</p> <p>高原の家七塚が平成25年度末をもって閉所され、自然体験学習を実施できる場所が減少したため、各自治振興センター等で積極的に自然体験活動の事業を取り入れる必要があります。</p>	生涯学習課	B
ボランティア活動体験の促進	<p>ボランティア活動体験の取組を計画的に推進し、体験の機会の拡充を図ります。</p> <p>また、地域の美化活動や各種事業へ、子どもがボランティアとして参加・体験できるよう、公民館や自治振興センターと連携し、既存事業の見直しを含め、事業展開を図ります。</p>	<p>市内の各学校において、各教科等と関連させ、地域へ出向き、清掃活動、花植え、読み聞かせ等のボランティア活動を行っています。</p> <p>地域の方とのかかわりを通して児童生徒の道徳性の向上並びに自己効力感・自己肯定感の醸成を図ることができました。</p>	教育指導課	B
		<p>子どもを対象としたボランティア活動体験事業は限られていますが、地域によっては、自治振興センターが実施する環境保全活動等に子どもたちも参加しています。</p> <p>子どもが役割を持ってボランティア体験ができるよう、事例を参考にするなどの取組が必要です。</p>	生涯学習課	C

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
文化施設・スポーツ施設等の利用促進【重点】	<p>博物館・資料館や市民会館と連携し、出前講座や出前コンサート等を開催します。そのほか図書館では読み聞かせグループへの研修や講習会を実施します。</p> <p>スポーツ少年団活動や庄原さくらスポーツクラブ活動、レベルアップスポーツ教室等の充実を図るとともに、スポーツの普及と会員拡大・指導者の育成を図ります。</p> <p>また、行政回覧や各施設のホームページを通じて文化活動やスポーツ活動についての情報提供を行います。</p>	<p>博物館・資料館において、学校と連携した授業を実施するほか、市民会館における舞台芸術体験事業、学校に出張して出前コンサートを実施しました。また、図書館では読み聞かせボランティアを対象とした講習会を実施し、学校等での読み聞かせを推進しました。</p> <p>スポーツ施設については、市内の各スポーツ少年団や地域組織の活動を中心に利用促進を図っています。特に、庄原市総合体育館では、放課後の児童生徒のスポーツ参画を促進するために定期的にアリーナの無料開放や各種スポーツ体験会などを実施しています。</p> <p>また「庄原市公立学校体育施設開放事業」により、幅広く市民のスポーツ利用に貢献しています。</p> <p>今後も市のホームページ等を活用し、市民の方々への周知をより一層図っていく必要があります。</p>	生涯学習課	A

(4) 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

①子育て家庭に配慮した労働環境の整備

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
育児・介護休業制度等の普及／労働時間の短縮等の促進	市内企業で組織する庄原市企業人権啓発推進連絡協議会への参加を、庄原地域以外の企業にも働きかけネットワークを拡大し、市全体で労働環境について考える機会をすることで、各種勤労者支援制度の啓発や普及に取り組みます。	庄原市企業人権啓発推進連絡協議会への参加会員は49社に増え、庄原地域以外の企業は2社から4社に増えました。また、広島県働く女性応援隊の構成員として情報収集活動も行っています。 今後、より一層庄原市全域の企業に庄原市企業人権啓発推進連絡協議会への参加を呼びかけるとともに、企業が子育て家庭に配慮した労働環境が整えられるように啓発や普及に取り組む必要があります。	商工観光課	B
両立支援のための相談の推進	勤労者相談には随時対応するとともに、企業には支援制度やセミナーなどの情報を提供し、啓発を推進します。 また、専門的な内容についてはハローワーク等の協力を得て相談に対応できる体制を整えます。	勤労者相談には随時対応し、庄原市企業人権啓発推進連絡協議会会員には毎月、支援制度やセミナーなどの情報を提供しています。 ハローワーク等の協力を得て、庄原市全体に両立支援のための相談の推進ができるよう取り組む必要があります。	商工観光課	B
働きやすい職場環境の整備	市民の子育て及び民間事業所における人材確保を支援するため、事業所内託児所の運営費を補助し、働きやすい職場環境の整備を図ります。	事業所内託児所の運営費を補助し、市民の子育て及び民間事業所における人材確保を支援するなど、働きやすい職場環境づくりに努めています。 補助対象者が限定されているなどの課題もあり、子ども子育て支援新制度で保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善を図る中で、手法の見直しを検討する必要があります。	児童福祉課	B

②男女共同参画の推進

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
男女がともに子育てをする啓発の推進	多様な講演会や講座を開催することで、固定的な役割分担意識の払拭に努め、男女がともに子育てを共有することのできる学習・啓発の充実を図ります。	男女共同参画の講座等で、男性の子育てをテーマとした講演会や父と子で参加する講座を開催しています。 若い世代においても、家庭での固定的な性別役割分担意識が強く、子育てに関する講座に対する父親の関心はやや低めとなっています。また男性は時間の都合により講座への参加が難しく、企業への啓発と併せて、男女が共に子育てに取り組む意識の啓発を行う必要があります。	市民生活課	B

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
	<p>家庭科の学習を人権教育や道徳教育と関連させ、男女の協力や異性についての正しい理解を深め相手の人格を尊重する態度を育てます。</p>	<p>家庭科の学習では、家族の一員として自分にできる仕事を見つけようとする態度を、道徳の時間では、男女相互に理解し、協力する態度を育てています。</p> <p>今後は、家庭科と人権教育・道徳教育とを関連させた効果的な取組を行う必要があります。</p>	教育指導課	B
	<p>公民館や自治振興センターと連携し、男女共同参画を視点においた事業内容の改善などを図ります。</p>	<p>自治振興センターによる男性料理教室等により、男女共同参画に視点を置いた事業を実施しています。</p> <p>現在はまだ事業数も少なく、男性の参加者も少ない状況となっており、学習機会の充実を図る必要があります。</p>	生涯学習課	C
男女平等教育の推進	<p>市民全体を対象とした男女共同参画に関する講座や講演会を引き続き実施するとともに、デートDV（※1）防止講座を学校と連携しながら実施します。</p>	<p>男女共同参画の講座等で、DV防止に関する啓発を行っています。また、毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」週間に合わせ、広報しよばらへDV・デートDVの特集記事を掲載しています。</p> <p>若い世代への啓発として、庄原格致高校（平成22年）、東城高校（平成23年）、県立広島大学庄原キャンパス（平成23年）においてデートDV防止講座を実施するとともに、デートDV防止缶バッチのデザインを公募し、作成した缶バッチを市内の高校へ配布しました。課題として、学校・教育委員会と連携し、事業を継続的に進めていくための仕組みづくりが必要です。</p>	市民生活課 児童福祉課	B
	<p>地域の教育力を活用したり、体験的な活動を効果的に取り入れるなど、さまざまな人々との交流活動や疑似体験活動により、人間関係を築く能力や他の人の立場に立って考えられる力を高めるよう指導方法の工夫改善を図ります。</p>	<p>市内小中学校において、道徳の時間、総合的な学習の時間、各教科等において、ゲストティーチャーを招き、体験的な活動を通して、人とのかかわり方について考えたり、実践する機会を設定しています。</p>	教育指導課	A
	<p>地域での人権学習会や、公民館や自治振興センターの生涯学習事業の中で、男女平等の理念の浸透を図ります。</p>	<p>自治振興センターによる人権教育講座、男女共同参画研修会の開催や、子育て講演会等を開催し、男女平等教育を推進しています。</p> <p>若年層や男性の参加者が少なく、全市的な事業の広がりにもなっていないため、参加機会や事業種類を増やすなど、参加者の増加につながる取組が必要です。</p>	生涯学習課	C

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
男性の家事育児参加の推進／男性参加の子育て講座等の充実	<p>出産前のマタニティ教室を「パパママひろば」に変更し、父親も参加しやすい教室として継続実施し、体験実習等を通して父親の育児参加の意識づけをします。</p> <p>また、広報などを活用し、健診や育児相談への父親の参加を呼びかけます。</p>	<p>庄原地域、東城地域の2か所で「パパママひろば」を実施しており、体験学習を導入して父親の参加を促しています。より参加しやすいよう、土曜日にも3回実施しています。教室参加男性の子育て意欲は向上していることがうかがえます。今後も、広報によるPRや母子健康手帳交付時の案内等を行い、参加を促す必要があります。</p>	保健医療課	B
	<p>子育て家庭の意見を収集し、ニーズに合わせた講座を実施します。</p> <p>また、「男性の家庭参画」について、広報紙等を通じて啓発の充実を図ります。</p>	<p>父親の育児参加を推進するための事業や、土曜日の講座の開設、日曜日に家族で参加できる地域のイベント等を開催し、意識の向上を図ってきました。</p> <p>男性のみを対象とした講座は参加者が集まりにくいいため、家族全員が参加できる「ファミリング講座」の中で、父親の家庭参画に視点を当てた内容に取り組んでいます。また、広報紙等で、ファミリング講座の実施報告を行うなど、意識の啓発を図っています。</p> <p>今後の課題として、子育て家庭のニーズを把握するための仕組みづくりや、子育て関係団体・グループ等との連携が必要となっています。</p>	市民生活課	B

※1 デートDV：恋人から受ける身体的、精神的、経済的、性的暴力のこと。

③経済的支援の充実

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
保育料等の軽減	<p>同一世帯から保育所及び幼稚園に同時入所した2人以上の児童のうち保育所に入所した児童にかかる保育料や、第4子以降の児童にかかる保育料を軽減します。</p> <p>また、庄原幼稚園が実施する入園料や保育料の減免事業に対して補助金を交付することにより、就園にかかる経済的負担の軽減を図ります。</p>	<p>多子世帯における経済的負担の軽減を目的に、平成26年度から第3子以降について、同時入所の児童の有無にかかわらず保育料の無料を実施しています。</p> <p>このことにより、0歳児入所が増加する傾向にあり、保育の充実が必要となっています。</p> <p>私立幼稚園を対象として、平成22年度は3,494千円(36人)、平成23年度は2,316千円(24人)、平成24年度は2,217千円(24人)、平成25年度は3,062千円(37人)の幼稚園就園奨励費補助金を交付しています。</p> <p>平成26年度からは新たに私立幼稚園第3子以降就園補助金を実施することとしており、私立就園奨励費補助金と併せて多子世帯に対する保育料軽減の充実化を図る必要があります。</p>	児童福祉課	A
出産祝い金の支給	<p>本市で誕生した子どもたちを祝福し、その健やかな育成を支援し、保護者の経済負担を軽減するため、出産祝い金を支給します。</p>	<p>出産祝い金を交付することにより、本市で誕生した子どもたちを祝福するとともに、次代を担う子どもたちの健やかな育成と保護者の経済負担の軽減を図っています。</p> <p>「庄原いちばん基本計画」において子育て支援に関する祝い金を見直し、出産祝い金を減額して、その減額分を入学祝い金などの支援策に活用することとしています。(平成27年4月から第1子及び第2子15万円、第3子以降25万円)</p>	児童福祉課	A
子ども手当の支給	<p>中学校修了までの児童を養育している保護者に支給します。</p>	<p>国、県、市が費用を負担し、対象となる児童の家計の主宰者に子ども手当(平成24年3月まで)及び児童手当(平成24年4月から)を支給しています。平成24年6月からは所得制度が導入されており、限度額を超えた者に対して特例給付として支給しています。</p> <p>市民への制度の周知を図り、迅速かつ精確な事務処理に努める必要があります。</p>	児童福祉課	A
医療費・教育費の負担軽減	<p>乳幼児・児童(0~12歳児)に対して、医療機関(全科・入院・通院)で支払う自己負担相当額を助成します。(所得制限あり)</p>	<p>対象者に乳幼児医療費受給者証を交付し、入院、通院にかかる医療費の助成を行っています。</p> <p>平成26年8月1日からは、対象者を15歳(中学校3年生相当)まで拡大し、子育て世帯の医療費負担の軽減に努めています。</p>	保健医療課	A

具体的施策		施策の内容	現状と課題	担当課	評価
	就学援助費	小中学校に在学又は入学する児童生徒が、家庭の経済的理由のため就学困難と認められる場合、就学援助費として学用品費・学校給食費、校外活動費等を援助します。	小中学校に在学又は入学する児童生徒が、家庭の経済的理由のため就学困難と認められる場合、就学援助費として学用品費、学校給食費、校外活動費等を援助しています。	教育指導課	A
	予防接種費用の助成	子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌等の予防接種費用を助成します。	平成23年1月から全額接種費用の助成を開始し、子宮頸がん（平成22：590回、平成23：1,724回、平成24：379回、平成25：17回）、ヒブ（平成22：524回、平成23：1,081回、平成24：967回、平成25：1,050回）、小児用肺炎球菌（平成22：519回、平成23：1,229回、平成24：965回、平成25：991回）の実績がありました。 平成25年度からは予防接種法の改正により定期の予防接種に追加され、引き続き接種費用の助成を行い、感染予防を図る必要があります。 子宮頸がんは、平成25年6月から積極的勧奨を中止していますが、適宜新しい情報が発信できるよう、今後の国の動向に注視していく必要があります。	保健医療課	A
	チャイルドシート購入の助成	チャイルドシートを購入した保護者に助成金を交付し、保護者の経済的負担の軽減及びチャイルドシートの普及促進を図ります。	平成22年度59件、平成23年度87件、平成24年度78件、平成25年度78件のチャイルドシートを購入した保護者に対し、助成金を交付し経済的負担の軽減及びチャイルドシートの普及促進を図っています。 平成25年度の行政評価において交通安全対策としての効果は低いとの外部委員の意見を踏まえ、事業を見直す必要があります。	危機管理課	B

④快適な住環境の整備

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
公園等の整備	市街地内に散在する空地等の活用を図り、ポケットパーク的な身近な公園・緑地・広場の整備を推進します。	「庄原まちなか広場」及び「東城駅前ポケットパーク」について整備（H24完成）しました。	都市整備課	B
子育て世帯の定住促進に向けた住宅施策の検討	子育て世帯の定住の促進を図るため、市営住宅の入居選考基準等の検討を行い、ニーズに対応した住宅の供給を行います。	若年世帯や子育て世帯等の定住促進を図るため、市民住宅の入居資格である月収額（世帯所得額）を家賃の3ヶ月分以上から2ヶ月分以上に変更しています（H26年4月1日から実施）。	都市整備課	B
安全・快適な歩行空間の確保	安全で快適な歩行空間の確保を図るため、主要な幹線道路の整備や既存歩道の再整備など、計画的に整備を推進します。	歩道取付：市道西城大戸線（H23完成）、市道三野原線（H25完成） 歩道拡幅：市道五反田堰切線（H26完成）、都市計画道路高小路線（広島県の工事で、市は道路改良負担金として負担し、現在施工中でH29の完成を予定しています）。	都市整備課	B
公共施設のバリアフリー化	未整備の公共施設について、計画的にバリアフリー化を推進します。	敷信みのり保育所増築（H23完成）、東城自治振興センター（H24完成）、道の駅たかの（H24完成）について、バリアフリー新法の認定をうけて施行しています。その他、公共施設の新築物件については、広島県福祉のまちづくり条例に即した整備に努めています。	都市整備課	B

⑤子どもの安全の確保

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
交通安全対策の推進	関係機関との連携を図り、引き続き交通安全街頭指導や小学生の自転車教室、登校時見守り活動の支援を行い、より一層の交通安全の確保に取り組みます。	毎月1日・15日の交通安全日や各季の交通安全期間中に、通学路の主要交差点で、PTA・ボランティア団体・警察署と協力し、交通安全街頭指導を継続して実施しています。毎年1学期中に警察・推進隊・PTAと協力して自転車教室を実施していますが、ボランティアの高齢化が課題となっています。	危機管理課	A
危機管理体制の徹底及び安全指導の推進	危機管理マニュアル等に基づいた迅速な対応の徹底と不審者等についての危機管理の徹底を図ります。 また、地域、警察署、消防署等関係機関と連携し、学校における犯罪防止教室を実施します。	警察等からの不審者情報等について、迅速に各支所等関係部署へ連絡し、周知を図っています。 旧庄原市地域には、各世帯へ告知する手段が無く迅速な周知が行えないことが課題となっています。	危機管理課	B

具体的施策	施策の内容	現状と課題	担当課	評価
		<p>青少年健全育成においては、各地区において非行防止や犯罪から子どもたちを守る取組を実施しています。</p> <p>今後においても、行政及び各機関が連携を強化するとともに、地域とのつながりの中において、取組を進める必要があります。</p>	児童福祉課	B
		<p>市内の小中学校においては、危機管理マニュアルに基づき、消防署、警察署等と連携し、年数回の避難訓練及び防犯教室を実施しています。</p> <p>今後も引き続き、各校の状況に応じて、危機管理マニュアルの見直しや、訓練を確実に実施することが必要です。</p>	教育指導課	B
安心・安全な施設づくり	<p>「庄原市立保育所再編計画」に基づき、保育所施設の耐震工事等も含め、改築、修繕を計画的に行います。</p> <p>「学校施設改善推進計画」に基づき、学校施設の耐震診断や耐震改修を計画的に進めます。</p>	<p>平成 24 年度耐震診断を実施し、高保育所と山内保育所の耐震工事を平成 27 年度以降に実施する予定です。その他の施設の改築、修繕については、年次ごとに行っていますが、既設の直営保育所については、相当の年数が経過し、老朽化した施設が多く、修繕等改修費用も年々かさんでいます。</p>	児童福祉課	B
		<p>学校施設の耐震化については、安全・安心の学校づくりの視点から最重要課題と捉え取組、計画どおり事業をすすめることができています。平成 27 年度完成予定の庄原小学校校舎の改築工事が終了すると、耐震化率 100%となります。</p>	教育総務課	A
乳幼児の事故防止の啓発	乳幼児期に多い事故を予防するため、健康診査や育児相談等の場で、事故防止方法や相談窓口の啓発を図ります。	一部の地域では平成 17 年より、育児相談時にチャイルドマウスやリーフレットを用いて、誤飲防止や誤飲時の対処方法、相談窓口等を伝えていきます。	保健医療課	B

4. 庄原市の子ども・子育て支援の課題

ニーズ調査結果や次世代育成支援行動計画の総括等から考えられる、庄原市の子ども子育ての諸課題は次のとおりです。

(1) 地域における子ども・子育て支援の充実

●11 時間を超える延長保育は8か所の保育所で実施しています。今後は、更なる実施施設の拡大などの対応が求められます。

●就学前保護者の一時預かり事業に対するニーズは 36.6%と、子育て支援の一助となっており、ニーズ量に見合う保育士の確保等の受入れ体制、利用時間の拡大等、事業内容の充実を図る必要があります。

●病児・病後児保育事業に対するニーズは 36.6%と比較的多く、地域における子ども・子育て支援の中では重要な事業の一つであり、受入れ施設の拡大等の事業内容の充実を図る必要があります。

●利用者が限定されるとはいえ、就学前保護者の「子育て支援センター」の現在の利用状況は 27.6%となっています。

「ファミリー・サポート・センター事業」については、ニーズ調査による現在の利用状況は 3.1%にとどまっているものの、利用を希望する保護者は増加傾向にあり、事業の周知を図るとともに、提供会員の確保、資質向上のため研修等を充実させていく必要があります。また、入会時の指導や確認の徹底と併せて会員同士のコミュニケーションを図り、より円滑に安心して利用できる体制を整備する必要があります。

各種の子育て情報等の発信については、従来の広報紙・行政文書やホームページ、パンフレット等を充実させる必要があります。また、子育て支援をはじめさまざまな事業に関して、市民の関心を掘り起こし、一人ひとりがより身近に感じることができるよう、広報を充実させることが求められています。

●ニーズ調査結果による就学前保護者の相談先をみると、「子育て支援センターの職員」が 21.3%、「市の保健師や子育て支援担当職員」が 10.7%、「県のこども家庭センター（児童相談所）」が 0.7%となっています。

情報発信手法等を拡充し、保護者が気軽に相談できる相談先としてこれら相談事業の周知徹底を図り、特に児童虐待の早期発見・対応のための相談や、妊娠前の段階からそれぞれのライフステージに応じた保健指導の内容等を充実させることが必要です。併せて、各相談機関に専門知識を持つ人材を確保し、悩みや不安に答えられる公的な支援のあり方が求められます。

●放課後児童対策（放課後児童クラブ等）については、「小1の壁」問題解決の要となる事業であり、高学年までの利用を希望する保護者の増加や、土曜日・長期休暇期間中の利用希

望が多いこと等、需要拡大が予想されることから、今後のニーズへの的確な対応を図る必要があります。また、保育が必要な家庭への支援を引き続き行うとともに、障害のある子ども等配慮を要する児童に対応する受入れ体制の充実が必要です。

- 身近な相談先や情報の入手先としては、同じ立場である子育て中の親同士が気軽に集まれる場を設け、子育てについての相談や情報交換をするとともに、親子で参加できるイベント等を充実させ、親同士の交流のきっかけづくりや母親のストレス発散の機会を増やすことが求められています。

子育て世帯と、高齢者や子育て経験者等地域の住民同士の交流の場づくりを進め、子育てに関する悩みの軽減や、子どもの豊かな体験を増やす取組を充実させていきます。現在、保護者・地域を巻き込む形の連携は、地域や学校によって限られており、今後は学校行事等を活用し、積極的に保護者・地域の方と協同する場を設定する必要があります。

- 市、小中学校や保育所・幼稚園、PTA、家庭、自治振興区・地域等がスムーズに連携をとり、市全体で子ども達を支援する体制をつくることが求められており、併せて小学校に進学する子どもの「小1プロブレム」問題に対する保育所・幼稚園と小学校との連携についても取り組んでいく必要があります。

(2) 教育・保育等の充実

- ニーズ調査結果における現在の教育・保育事業の利用状況は「認可保育所」が圧倒的に多く、今後の利用希望では「認可保育所（公立）」、「認可保育所（私立）」に加え、「幼稚園（私立）」の利用希望（ニーズ量）も多くなっており、ニーズ量に見合うだけの質・量両面での事業量の確保が必要です。

そのためには、低年齢児の定員の拡大や既存施設における設備の充実とともに、幼稚園教諭や保育士の技術・技能を含む質の向上等、ニーズ量に見合う人材の確保も大きな課題となっています。併せて、個々の幼児・児童の食物アレルギー等を配慮し、体質に合わせた食事を提供するための専門の人材の確保や設備の充実等も課題となっています。

- 小学校入学前の児童の学校生活を円滑に進めるため、就学前からの保小連携を積極的に行う必要があります。また、小学校においては、事前の組織体制づくりに向け、前年度からの計画的・定期的な保小連携をより一層進める必要があります。更には、保小中高地域等の連携を強化し、行事等に合同で取り組むなどの異年齢交流を充実させ、児童生徒にとって学びの場をつくっていくことが大切です。

- 確かな学力の育成のため、各研修会の実施内容が学校においてより効果的で還元しやすい内容となるよう工夫をし、その内容を研修受講者だけに留めず、学校全体で共有して組織的に実践し、教育の充実につなげていく必要があります。

豊かな心の育成に向けて、道徳教育についての研修会を充実させ、学校活動全体との関連

を図りながら、地域の特性を生かした道徳教育を推進する必要があります。また、家庭科の学習を人権教育や道徳教育と関連させながら、男女の協力や異性について、正しい理解を深めていくための取組を行う必要があります。

- 不登校児童生徒宅を訪問する訪問指導員の取組の充実を図っており、今後も継続して、不登校児童生徒の学校生活や社会生活への復帰を目的とした段階的な指導が必要となっています。

(3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取組の推進

- 子育てをしながら就労する保護者の増加に伴い、各企業に対して、子育てをしながらでも働きやすい環境づくりの要請やそのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組が強く求められています。現在、市内の企業で組織する庄原市企業人権啓発推進連絡協議会やハローワークによって取組が進められており、今後、取組企業の拡大を図る必要があります。

- 「育児休業制度」については、男女間での取得状況の差を解消し、母親、父親ともにより円滑に利用できる環境になるよう企業に働きかける必要があります。

- 「パパママひろば」への参加を促進して父親としての意識を高めるとともに、父親も参加しやすい教室・イベント等の開催や、健診・育児相談にも父親の参加を呼びかけるなど、多方面から父親の育児参加を推進し、また、今後とも企業等の協力のもと、これら諸事業の充実を図る必要があります。

(4) 健やかに生み育てる環境づくり

- 核家族化の進行や、晩婚化、社会環境の変化等から、妊娠・出産・子育てについて不安を抱く母親が多くなっています。このため、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、パパママひろば、新生児訪問、乳幼児健診等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実が必要であり、身体的、精神的に継続した支援が必要な母子等は早急に把握するとともに、必要な支援へとつなげていきます。

- 誤飲、転落・転倒、やけど等、子どもの事故予防のための啓発等の取組や、「早寝、早起き、朝ごはん」等基本的な生活習慣づくりを進めることが必要です。親の育児負担の解消を図るために乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導を充実するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の充実を図ることが重要になっています。

- 子育てをしながら就労する保護者の増加にともなって、子どもと過ごす時間が減り、家庭内でのコミュニケーション不足により愛着関係などの希薄化が懸念されています。親が子

子どもと向き合い、子どもに対する責任を持ち、自らが子育てをするという意識を育てるための取組が必要です。

- 次世代を担う子どもの思春期における心身の健康づくりは、今後の子育て家庭につながっていくため、思春期の保健対策の充実が求められています。児童生徒が自分の健康課題に気づき、日常生活をよりよいものに改善しようとする力を育成するため、保護者との連携を図った指導の充実が必要です。また、健やかな体の育成のため、生涯を通じて運動に親しむ素質や能力を育む活動を充実させていく取組が必要です。

子育てマインドの形成として、乳幼児に対するあたたかい感情や関心を養い、乳幼児に対する理解を深め、命を大切にす心、思いやりの心をはぐくむことができるよう、今後は、より多くの児童生徒が乳幼児等とかわり合う機会を設定する必要があります。

(5) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

- 二一調査では、就学前、小学生ともに、「児童虐待」は保護者にとって身近な社会問題として捉えられている状況があり、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」、「子育て支援講演会」等の児童虐待防止対策の取組を充実させ、虐待の予防と早期対応に努める必要があります。

- ひとり親家庭については、「児童扶養手当支給事業」、「福祉医療費助成制度」、「母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付の受付・相談」等の経済的支援を中心とした事業が充実してきており、新制度における多様な教育・保育事業の提供と併せて、事業の周知徹底も含めた継続実施が必要です。

- 障害のある子どもに対する各種サービスの充実やその家族を支える仕組みとともに、発育・発達の確認や健康の障害となる要因の早期発見の継続実施や関係機関と連携し、発達障害児の早期療育を充実する必要があります。併せて、保育所や学校での細かい対応を図るための体制の強化を進めるとともに、個別の指導計画に基づく授業の改善と保護者の連携について、更なる取組が必要です。また、障害のある子どもを持つ親同士が集まる機会を設ける等、相談や交流等の場所づくりを充実させることが求められています。

(6) 安全・安心な子育て環境の充実

- 隣近所との付き合いは希薄化しているものの、一方で隣近所を含む身近な地域の人に望むことをみると、就学前、小学生ともに「子どもが犯罪や事故に遭わないよう見守ってほしい」、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」の2項目が多くなっています。子どもが犯罪や事故に巻き込まれたり、あるいは危険な遊びやいじめ等がエスカレートするのを防ぐためには、地域全体で子どもを見守る体制づくりが必要となっています。

- 市内の小中学校においては年数回の避難訓練及び防犯教室を実施しており、今後も引き続き、各校の状況に応じて、危機管理マニュアルの見直しや、訓練を確実に実施することが必要です。
- 安全・安心な子育て環境の確保においては、交通安全対策や防犯対策は欠かせない取組となっています。現在実施されている交通安全指導や交通安全教室等の継続実施、登下校中の見守りや防犯パトロール等の取組の充実や、子どもや高齢者等の歩行者にやさしい道路の整備等、各方面から安全対策を図る必要があります。
- 本市は車を所有していないと不便な状況があります。車を所有していない家庭でも、買い物や通院等の普段の生活がしやすい環境の整備が求められています。併せて、雨の日でも子連れで出かけやすい場所づくりも検討する必要があります。
- 乳幼児連れの親子でも安心して遊べるような公園等の整備とともに、小学生の子どもが自然と触れ合いながら自由に遊べる場所の確保が求められています。小学生未満の子どもがいる家庭は、保護者も含めて公園等の既存の施設を、より利用しやすくする取組も求められており、併せて、既存の施設等の充実も検討する必要があります。

(7) 青少年の健全育成の充実

- 子どもを取り巻く現代社会の環境は、スマートフォンやゲームといったメディア漬けになっている状況もあり、子どもの居場所づくりが重要な課題となっています。青少年健全育成事業は、地域の教育力、有害環境対策、食育の推進、次代の親意識の醸成など多岐にわたっており、今後も、子どもの心身を鍛えるための重要な役割として継続する必要があります。

第III部

計画の基本的な考え方



庄原市の子どもの絵

1. 基本理念

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」における「子ども・子育て支援の意義」や「庄原市次世代育成支援対策後期行動計画」の基本理念等を踏まえ、本計画への基本的なビジョンを明確にします。

【国の基本指針より】

第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項（抄）

一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境

子どもの育ちや子育てをめぐる環境に鑑みれば、子どもが安心して育まれるとともに、子ども同士が集団の中で育ち合うことができるよう、また、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるよう、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要である。こうした取組を通じて、全ての子どもの健やかな育ちを実現する必要がある。

二 子どもの育ちに関する理念

乳幼児期の発達には、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の係わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要である。また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期である。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期である。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習やさまざまな体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要である。

以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との係わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任である。

三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要である。質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要である。

四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在である全ての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。

国の「基本指針」を踏まえた、基本理念を考える上での視点を、次のとおりとします。

「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」における視点

- ◆本市が目指す都市将来像との整合性と本市の未来を担う子どもたちの健全な成長に資する視点
- ◆子育ての第一義的な責任は保護者にあることが前提、その上で、親が本市で子どもを生き育てることに生きがいを感じ、子どもの成長を楽しみながら子育てができるような環境づくりの視点
- ◆家族、地域、行政、企業等が、子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを暖かく応援し、支えあっていくという視点

「庄原市長期総合計画」における大切にすべき視点

- ◆未来を担う子どもたちを育成するまち、できるまち
- ◆女性がいきいきと活躍するまち、できるまち
- ◆高齢者や障害者が力を発揮するまち、できるまち

このような基本的な視点をもとに、基本理念を設定します。

基本理念

みんなで応援 すくすく庄原っ子 「ずっと住みたいまち」をめざして

自然が美しく豊かで、地域にあたたかい人が多く、高齢者が子育てを支援するなどの庄原市の特徴を活かし、未来を創造する子どもたちを地域みんなで応援して育て、大人になっても「ずっと住みたいまち」となるよう、人づくり・環境づくりを目指していきます。

さとやま・恵まれた自然での遊びや学習が充実した環境にあるまち

庄原市には、比婆道後帝釈国定公園をはじめとした中国山地の雄大な自然や、中国地方で唯一の国営備北丘陵公園があります。また、比婆荒神神楽や塩原の大山供養田植などの民俗芸能でも有名で、市内には多くの文化財があり、世界的にも貴重な標本等を展示した博物館など、他市に見られない遊びや学習が充実した環境にあります。

小さい頃から、さとやまなどでの自然とのふれあい活動や、歴史や文化に触れることは、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の向上につながる重要な役割を果たすものと考えます。

学びや自己実現の基礎となる身体能力・社会性・知性の発達と自然環境での遊び

庄原市の恵まれた自然環境での遊びを通して、子どもたちは全身を使って運動する「身体能力」や、思いやりや協調性が必要となる「社会性」、ルールの理解や工夫する力が必要となる「知性」の3つの能力を、バランスよく発達させることができると考えます。これらの能力は、学校教育の学びの基礎にもなり、地域の文化や歴史の中で育まれることで、更に生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の基礎にもなるとても大切なものになるでしょう。

子育て家庭と人々のさまざまな関わりからうまれる子どもの育ち

庄原市の特徴を活かして繰り広げられる子どもの育ちは、単に子育て家庭だけでなく、人々のさまざまな係わりからも生まれてきます。本市は、参画と協働による市民が主役のまちづくりを目指しており、子ども・子育ての支援事業計画の実施においても、その実現に向けて、さまざまな世代の市民や住民自治組織、事業者による参画が望まれているところです。

2. 基本目標

基本理念のもと、本市の子ども・子育ての将来の姿を実現するための視点で基本目標を以下のように設定します。

目標1 豊かな環境で のびのび子育て

- ◆家族形態が多様化する中、親の孤立化や家庭教育力の低下防止の視点
- ◆子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域の係わりが重要であるという視点
- ◆男女ともに子育てと社会参画を両立できるまちづくりの視点

- (1) 子育て家庭への支援の充実
- (2) 子どもの健全育成のための教育環境の整備
- (3) 子育てと仕事の両立支援

目標2 子どもたちの力を引き出す すこやか子育て

- ◆子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのために大人の責務が大切であるという視点
- ◆子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを生み育てられる視点
- ◆子どもが成長し自立できる力を身につけ、自己実現によるまちづくりを進めるという視点

- (4) 健やかに生み育てる環境づくり（健やか親子21）
- (5) 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

目標3 地域がつながり みんなで子育て

- ◆子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備の視点
- ◆子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備など、地域社会が地域の子どもの成長に積極的に係われる環境整備の視点

- (6) 安全・安心なまちづくりの推進

3. 施策の体系

【基本理念】

みんな
で
応
援

す
く
す
く
庄
原
っ
子

「
ず
っ
と
住
み
続
け
た
い
ま
ち
」
を
め
ざ
し
て

【基本目標・施策】

目標1 豊かな環境で のびのび子育て

基本的方向と施策

- (1) 子育て家庭への支援の充実
 - ①子育て支援サービスの充実
 - ②経済的負担の軽減
 - ③相談体制、情報提供の充実
- (2) 子どもの健全育成のための教育環境の整備
 - ①乳幼児期の豊かな育ち
 - ②子どもの教育環境の整備
 - ③家庭の教育力の向上
- (3) 子育てと仕事の両立支援
 - ①保育サービスの充実
 - ②放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実
 - ③就業環境の整備
 - ◆仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - ◆事業主の取組の促進
 - ◆ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

目標2 子どもたちの力を引き出す すこやか子育て

基本的方向と施策

- (4) 健やかに生み育てる環境づくり（健やか親子21）
 - ①親子の健康維持への支援
 - ②食育の推進
 - ③思春期の保健対策の強化
- (5) 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実
 - ①児童虐待防止対策の充実
 - ◆相談体制づくりや関係機関との連携強化
 - ◆発生予防、早期発見、早期対応等
 - ◆社会的養護施策との連携
 - ②ひとり親家庭等の自立支援
 - ③障害のある子どもがいる家庭への支援

目標3 地域がつながり みんなで子育て

基本的方向と施策

- (6) 安全・安心なまちづくりの推進
 - ①子育て家庭を支える地域社会の形成
 - ②子どもの安全の確保
 - ③犯罪等の被害を防ぐための環境の整備
 - ④子育てを支援する生活環境の整備

4. 基本的方向と施策

基本理念を実現するための基本目標に従った基本的方向と施策を示し、庄原市次世代育成支援行動計画（後期計画）を継承する、子ども・子育て支援事業のあり方について示します。

（１）子育て家庭への支援の充実

【目標１ 豊かな環境でのびのび子育て】

人と人の結びつきが薄れつつある社会状況の中で、「育児について身近に相談する人がいない」、「どのような子育て支援があるのかわからない」等の理由から、育児に対する負担感や不安、孤立感を感じる人が増えています。また、子育て家庭の就労形態、生活形態の変化により、子育て支援に対するニーズは多様化しています。そのニーズを踏まえ、子育て中の親子や地域の子育て経験者等が気軽に交流できるような場づくりや、高齢者も含めた多世代交流の場づくりを推進します。

更に、教育・保育の充実を図るとともに、子育てに関する相談体制や情報提供体制の充実、それぞれの生活段階に合わせた経済的支援など、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点から、一人ひとりに寄り添った子育て支援の体制づくりを進めます。

①子育て支援サービスの充実

本市では、地域子育て支援センターで子育てに関する相談や情報提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援を実施しています。

今後とも、子育て支援センターを子育て支援の拠点と位置づけ、専門の職員による相談や必要な情報の提供を行うとともに、子育てサークルの活動支援に継続して努めます。

また、子育て中の親子や子育て経験者等が、気軽に交流できる地域の子育て支援の場づくりや高齢者も含めた多世代交流の場づくりを推進します。

更に、ファミリー・サポート・センター事業の充実を通して、不定期な保育ニーズへの対応など、安心して子育てができる環境づくりを行います。

主任児童委員を中心とした民生委員・児童委員活動等により、子育て家庭のさまざまな事情の収集や状況把握を基に、個々の家庭に対する子育て支援の対応を図ります。

②経済的負担の軽減

本市では、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減に寄与するため、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、保育料の第3子無料化による多子世帯への支援や、生まれる前からの支援として、不妊治療に係る費用負担の一部助成などの各種経済的支援を継続して進め、充実に努めます。

③相談体制、情報提供の充実

地域との係わりの希薄化や核家族化の進行などにより、身近で気軽に相談できる相手が少なく、孤立化による子育てへの不安感が増加していること等を背景に、相談内容の多様化、複雑化が一層深刻となっています。

特に妊婦の時期は、産後、子どもが1、2歳になるまでの生活スタイル等がイメージしにくく、地域子育て支援センター等地域での子育て支援事業を知らないまま、育児と家事の両立に悩む母親も少なくありません。このような状況を踏まえ、出産前からの相談体制、情報提供のあり方を検討します。

更に情報提供については、既存のパンフレット等の有効活用のほか、ITを活用することにより、タイムリーな提供に努める等、多様な手法を検討します。相談体制については、親しみやすく、気軽に相談できる窓口体制の充実を図ります。

(2) 子どもの健全育成のための教育環境の整備

【目標1 豊かな環境でのびのび子育て】

目まぐるしく変化する現代社会を生きるために、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育てることが求められています。

学校のほか、家庭や地域が連携して教育力を高め、子どもの「生きる力」を育み、併せて、関係機関等と連携し、青少年の非行防止活動を推進します。

また、子どもが成長する課程において、生命の尊さや男女が協力して家庭を築くこと、子どもを生き育てることの大切さを感じることができるような啓発活動を進めます。

併せて、各家庭における教育力の向上に努めます。

①乳幼児期の豊かな育ち

乳幼児期は心身の発育発達が著しく、人格の基礎が形成される時期です。子どもは生まれながらに備わっている諸感覚を働かせながら、身の回りの環境に働きかけていきます。

子どもが人・物・自然などに触れ、興味や関心を広げていくことは、子どもにさまざまな心情をもたらし、自ら関わろうとする意欲を促していきます。また、人・物・自然などと出会い、感覚を磨きながら多様な経験を積み重ねていくことにより、生きる力や学びの基礎にもなるさまざまな能力を獲得していきます。

本市の豊かな自然や、地域のさまざまな人々、地域の伝統文化を十分に活かし、保育所、幼稚園、家庭、地域、企業及び関係機関等と連携し、乳幼児期の子育て環境の推進に取り組んでいきます。

②子どもの教育環境の整備

個々に応じた指導の充実を図り、基礎的な学力を重視するとともに、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力などの「生きる力」を、学校教育等において醸成する必要があります。

更に豊かな人間性を育むため、子どもが自分自身も地域の一員であることを自覚し、郷土愛や他人への思いやり、社会に対する責任感を認識できるよう、また、命の尊さや男女が協力して家庭を築くこと、子どもを生き育てることの意義などを教育・啓発するため、乳幼児とふれあう機会の提供などの指導体制について、工夫改善を図っていきます。

いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するため、学校、家庭、地域及び関係機関とのネットワークづくりに努め、児童生徒の心の問題にも対応していきます。

更に、子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、スポーツ環境の充実を図っていきます。

これまでどおり、特色ある学校づくりに努めるとともに、地域に開かれた学校づくりに継続して取り組みます。また、学校施設等の活用により、子どもの居場所づくりを進めるとともに、高齢者等のさまざまな世代が集う地域コミュニティの形成についても継続的に取り組んでいきます。

③家庭の教育力の向上

近年、家庭における教育力や養育力の低下、愛着不足が指摘され、学校等での行動が問題視される傾向が全国的にみられ、地域等と連携した家庭教育への支援が一層求められています。

本市では、保護者を対象とした講座や講演会等を活用し、基本的な生活習慣や親としての役割、子どもとの係わり方の気づきを促す学習機会の充実を図るとともに、親同士の関係づくりや家庭及び地域の教育力の向上に取り組みます。

(3) 子育てと仕事の両立支援

【目標1 豊かな環境でのびのび子育て】

人々の生き方・働き方の多様化に伴い、子育てと仕事や家庭生活・地域生活が両立できる環境整備が求められています。

このため、育児休業制度や短時間労働制度の啓発をするとともに、必要なときに保育が利用できる環境の整備に取り組みます。また、男女が共に参画して子育てが行える環境づくりに努め、男性の子育て参加の促進を図ります。

①保育サービスの充実

就労形態の多様化など、さまざまな社会的変化に伴い、休日保育・延長保育・一時預かり等の保育サービスに対する保護者のニーズが増加しています。

通常保育について、事業計画における量の見込みと確保の内容による受給計画を通し、市立保育所や私立保育所、認可外保育所等において対応を図るとともに、延長保育や一時預かり、病後児保育等の多様な保育ニーズについても、事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取組にしたがい、民間活力の導入なども含めて質・量の両面でその充実に努めます。

また、食物アレルギー等を抱える幼児・児童の食事については、適切な対応を図るため、専門の人材確保や設備等の充実が必要となっています。

②放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実

本市では、放課後や週末、長期休暇期間中などに子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に放課後児童クラブ・放課後子ども教室を設置しています。

共働き家庭等の「小1の壁」問題を解消し、全ての児童の安全・安心な居場所を確保することが求められています。

今後は、配慮を有する児童の受入れや専門の職員等人材の確保などにより、受入れ体制の充実を図ります。

③就業環境の整備

◆仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

子育てについてのさまざまな負担をできるかぎり軽減するため、社会全体で子育て家庭を支える環境を整備する必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国においては「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

そのため、本市では、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む企業等の支援の在り方を検討します。

◆事業主の取組の促進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業の表彰制度や企業の取組を紹介するインターネットへの掲載等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進に努めます。

◆ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に対する意識啓発の推進

既婚女性の就労が定着しつつある中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な生き方・働き方が選択できる社会に向けての取組が子育て支援策の柱として求められています。そのためには、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりが必要となっています。

併せて、子育てと両立できる働き方の実現のため、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取組を継続していきます。また、父親が子育てに参加できるよう、父親の育児休業の取得促進、各種講座等の取組を行う等、職場や地域社会全体への意識啓発等を推進します。

さまざまな機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解を含め、子育てと仕事を両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。また、子育てに関する理解の促進、ワーク・ライフ・バランスに対する意識の啓発等を推進します。

(4) 健やかに生み育てる環境づくり(健やか親子21)

【目標2 子どもたちの力を引き出す すこやか子育て】

安心して出産し、子育てに臨むためには、妊娠期から安定した環境が必要であるため、子育て支援等必要な情報の発信や、若年・高齢妊婦や不安感のある妊婦家庭への支援を行います。

また、子どもの健やかな成長に向けて、地域の関係団体等と連携して子どもの健康づくり、子育て支援に努めます。

成長段階に応じた適切な食の提供と食への関心を高め、子どもの心身の健康づくりにつなげていきます。特に乳幼児期からの適切な食習慣づくりを進めます。

更に、将来を見据え、親となる子どもたちへ命を育む視点も取り入れ、成長に応じた健康教育の充実や思春期の子どもたちへの相談・支援体制の充実が必要であり、これまでの関係部署、機関との関係性を活かし、早期からの支援と支援体制の充実を図ります。

①親子の健康維持への支援

子どもを生み、安心して健やかに育てるため、そして生涯を通して健康を維持するためには、母子保健は欠かせないものです。

安全な妊娠や出産のため、母子健康手帳を交付し、若年の妊婦・母親や育児不安の強い母親の妊娠期、育児期の悩みに対する対処方法を検討し、適切な支援を行います。健やかな子どもの成長と親が安心して子育てができる環境整備のため、母子保健の理念の普及や啓発をはじめ、援助を必要とする妊産婦に対する訪問や相談、産婦人科や小児科などの医療体制の充実引き続き努めます。

また、小児期の健康管理については、発達段階に合わせた健康診査を行うとともに、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の一層の充実努めます。

更に、法定の1歳6ヶ月及び3歳児健診などにより、病気等の早期発見に努めます。

②食育の推進

楽しい食事は健康な身体をつくるだけでなく、望ましい生活習慣の基本となるものです。そのためにも、子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、心と身体の健康づくりを推進します。

また、子どもの健康や適切な食習慣に関する料理教室の開催や、保育所における「食育」の推進の充実を通し、小児期からの生活習慣病の予防と、適切な食習慣の確立を図ります。

③思春期の保健対策の強化

スマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、子どもを取り巻く環境は一層多様化、複雑化しており、薬物の乱用、喫煙や飲酒による心身への影響が非常に危惧されています。思春期の子どもたちが正しい知識を持ち、適切な対応がとれるよう、学校や地域との連携を図りながら啓発活動や環境づくりに努めます。

また、成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスがとれた成長や、発達に

応じて性に対する正しい知識を身につけることを促すための保健教育を推進します。

(5) 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

【目標2 子どもたちの力を引き出す すこやか子育て】

児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や、相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実します。

社会的養護については、養護施設の理解を深めるための広報の充実とともに、子どもの心のケアも含め、里親等家庭的養育環境の形態にしていくように努めます。

また、ひとり親家庭の置かれている生活状況は、子育てと生計の担い手を一人で負うため、日常生活においてさまざまな問題に直面しています。

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援とともに、就業が困難なひとり親家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

また、障害のある子どもの健全な発達を支援し、社会全体が障害のある子どもを温かく見守る環境づくりのため、障害福祉計画に基づく各種サービス等の充実、利用者への情報提供、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

また、発達障害を含む障害のある子どもの多様なニーズに対応するため、さまざまなサービス等総合的な生活支援に継続して取り組みます。

①児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、こども家庭センター等関係機関との連携強化が不可欠です。

◆相談体制づくりや関係機関との連携強化

本市における虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、地域の関係機関との連携及び情報収集・共有により支援を行う要保護児童対策協議会の取組の強化に努めます。

また、同協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応等のため、専門性を有する職員の配置や講習会への参加等を通じた本市の体制強化及び資質の向上を図ります。

更に、専門機関であるこども家庭センター（児童相談所）との連携強化を図ります。

◆発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とす

る子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

また、市内の児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市が効果的に情報提供や共有を行うための連携体制の構築を図ります。

更に、虐待の発生予防、早期発見等のため、児童委員やNPO、ボランティア等の民間団体等を積極的に活用します。

◆社会的養護施策との連携

地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。

②ひとり親家庭等の自立支援

ひとり親家庭の自立支援については、保育サービス及び放課後児童クラブ・放課後子ども教室の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子父子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費支給等の養育支援、更には自立支援給付による就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

③障害のある子どもがいる家庭への支援

障害のある子どもが地域で共に成長するためには、公的なサービスの充実とともに市民一人ひとりが障害のある子どもに対する理解を深め、地域の障害のある子どもや障害のある子どもがいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。

本市では、障害の原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して推進します。

また、障害のある子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障害等に応じた専門的な医療や療育等の体制の充実を図ります。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、保育所等訪問支援の活用を通して地域の障害のある子どもとその家族等に対する支援の充実に努めます。

(6) 安全・安心なまちづくりの推進

【目標3 地域がつながり みんなで子育て】

人とふれあう機会が少なくなっている現代の子どもたちにとって、身近な人々との交流は大切な経験であり、家庭、地域、学校等の連携による地域間交流の体制づくり等の充実を図ります。

結婚・妊娠・出産・育児のそれぞれのステージにおける切れ目のない支援の視点から、住環境、交通環境の整備や安全で安心な地域社会を形成することが必要です。

更に、子どもの遊び場確保のための土地の有効活用が必要です。

そのため、子どもの視点に立って生活環境を整備するとともに、交通安全対策や犯罪被害防止活動を推進し、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

①子育て家庭を支える地域社会の形成

親子のふれあいや祖父母等との交流の中で身についた知恵や知識は、学校教育ではなしえないことです。

近年の社会構造の変化に伴い、人とふれあう機会が少ない現代の子どもたちに、自然での遊びや文化を通じて基本的な生活習慣を教えていくための取組が必要となっています。

そのためには、学校・家庭・地域の連携協力を推進し、各事業が有機的に連携する仕組みをつくり、地域が積極的に子どもの教育や子育て支援に係わる環境づくりを進めていきます。

また、子どもに係わるボランティアや関係団体等の活動や活動に係わる人材の養成を図るとともに、子どもへのさまざまな体験活動等の充実を図るため、家庭、地域、学校等の連携強化に努めます。

②子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るためには、地域と学校、警察などの関係機関・団体が連携し、交通事故の減少に向けた取組を強化する必要があります。

交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を早くから身につけることが第一であるため、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、交通安全意識の高揚に努めます。

併せて、チャイルドシートの使用効果及び使用法の普及啓発活動を推進します。

③犯罪等の被害を防ぐための環境の整備

子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、年々凶悪化する傾向にあることから、保護者にとっては大きな不安要因の一つとなっています。

本市においても、登下校時等の不安要因は、決して解消されるものではありません。子どもを犯罪等から守るために、防犯対策協議会の活動、地域の防犯パトロール等の防犯活動、防犯灯の設置等、犯罪の発生しない環境づくりに継続して努めます。

④子育てを支援する生活環境の整備

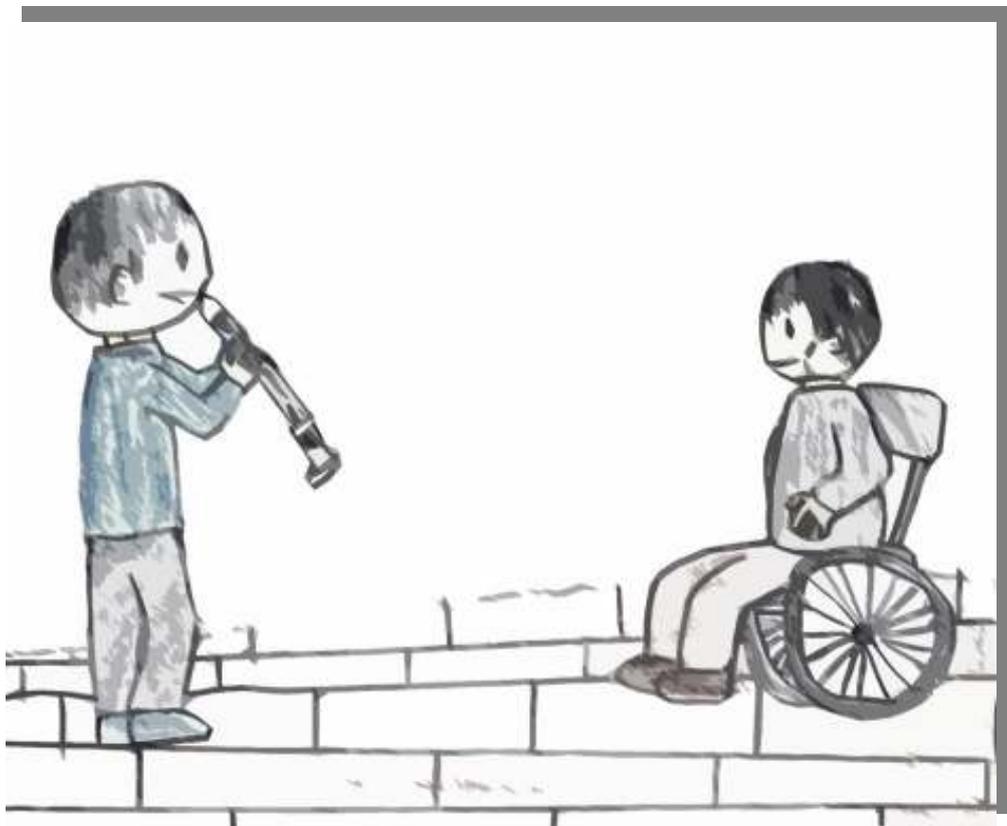
市内の道路は、国道を中心に、県道、市道が幹線道路として整備されていますが、通学路に歩行者専用道路がない、道幅が狭い道路があるなど、安全な道路環境とはいえない状況があります。

安全性の確保やまちづくりの観点に立って、バリアフリー化など子どもや高齢者にやさしい計画的かつ効率的な道路や施設整備に努めます。

また、子どもが社会性を培うために欠かすことができない身近な遊び場として、公園や児童遊園等の計画的な整備と適切な管理を図ります。

第Ⅳ部

子ども・子育て支援法に基づく 施策の展開



庄原市の子どもの絵

1. 子ども・子育て支援新制度のねらいと主な内容

(1) 概要

わが国においては、急速な少子化の進行や核家族化、高齢化、地域での人間関係の希薄化などによる子育ての孤立感と負担感の増加、更には都市部を中心に保育所に入れない深刻な待機児童問題など、依然として多くの子育てをめぐる課題を有しています。

こうした中で、子ども・子育て支援に係る課題や待機児童問題などの解消を図るため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備が計画的に図られるとともに、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本として、全ての子どもや子育て家庭を対象に、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指して、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」が創設されました。

①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供（認定こども園制度の改善）

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園について、これまで複雑だった設置手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などにより普及。

<認定こども園の主なメリット>

- 保護者が働いているいないにかかわらず利用できる。
- 保護者の就労状況が変化しても、継続して利用できる。
- 地域の子育て家庭のために「子育て相談」「子育てひろば」などの子育て支援を実施する。

②保育の量的拡大・確保（待機児童問題の解消）

地域のニーズを踏まえ、待機児童解消のため保育の受入れ人数を増やすとともに、子どもが減少傾向にある地域の保育を支援。

<待機児童解消のために行うこと>

- 待機児童解消を計画的に進める。
- 地域のニーズに合わせ、保育所等を計画的に整備する。
- 少人数の子どもを預かる施設などに財政支援を行い、多様な保育を充実させることで、受け入れる子どもの人数を増やす。

③地域の子ども・子育て支援の一層の充実（多様な子育てニーズへの対応）

すべての子育て家庭を対象に、子育て相談の場や親子が交流する場、一時預かりの場を増やすなど、地域におけるさまざまな子育て家庭のニーズに対応した子育て支援を、より一層充実。

<子育て支援の例>

- 一時預かりの実施場所や受入れ人数の増強。
- 地域での子育て支援（祖父母孫育て教室等）。
- 放課後児童クラブ（学童保育所）の充実（対象年齢の拡大）。
⇒児童福祉法の改正により、これまで「小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童」とされていた対象児童が、「小学校に就学している児童」とされた。

(2) 子ども・子育て支援制度におけるサービス

子ども・子育て支援法のサービスは、大きくは「教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2区分となり、「教育・保育給付」は、都道府県認可（市町村が確認）の「施設型給付」と市町村認可の「地域型保育給付」に分かれます。

■サービスの類型一覧表■

根拠法	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援法	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1. 公立幼稚園
			2. 新制度への移行を選択する私立幼稚園
			3. 公立認可保育所
			4. 幼保連携型認定こども園
			5. 幼稚園型認定こども園
			6. 保育所型認定こども園
			7. 地方裁量型認定こども園
		地域型保育給付 (市町村が認可)	8. 小規模保育
			9. 家庭的保育
			10. 居宅訪問型保育
			11. 事業所内保育
	地域子ども・子育て支援事業		12. 利用者支援（新規）
			13. 地域子育て支援拠点事業
			14. 妊婦健診
			15. 乳児家庭全戸訪問事業
			16. 養育支援訪問事業等
			17. 子育て短期支援事業
			18. ファミリー・サポート・センター事業
			19. 一時預かり
			20. 延長保育事業
			21. 病児・病後児保育事業
			22. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
			23. 実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規）
			24. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規）
子ども・子育て支援法以外		25. 私立認可保育所（委託費を支弁）	
		26. 新制度への移行を選択しない私立幼稚園（私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁）	

(3) 新制度における市町村の責務と役割

①市町村の責務【子ども・子育て支援法第3条】

市町村は、子ども・子育て関連3法に基づく新制度の実施主体としての役割を担い、そのために必要な以下の権限と責務が法律上位置づけられます。

- 子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施
- 質の確保された給付・事業の提供
- 給付・事業の確実な利用の支援
- 事業の費用・給付の支払い
- 計画的な提供体制の確保・基盤整備

②市町村の役割

●認定等

「保育の必要性の認定」の制度が導入されるため、保護者からの申請に基づき、教育・保育給付の支給要件を満たしているかどうか、また必要な保育量を認定し、保護者に認定証を交付し、その提供体制の確保が義務化されます。

区 分	内 容
1号認定	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども （保育を必要とする子ども）
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども （保育を必要とする子ども）

●確認

学校教育法、児童福祉法等に基づく認可等を受けていることを前提に、施設・事業者からの申請に基づき、市が、各施設・事業の利用定員を定めた上で、給付による財政支援の対象となる特定教育・保育の支給に係る施設かどうか、特定地域型保育事業者かどうかの確認を行う。地域型保育事業者の認可の際には、市町村計画に基づき需給の状況の確認を行います。

●条例化

特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）や特定保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育施設、居宅訪問型保育事業）の実施にあたり、市町村の条例により基準を定めます。

●指導等

適正な給付の維持のため、施設・事業の指導監督を実施します。

2. 教育・保育提供区域の設定

計画期間における「子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、そのことに対応するよう「確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、『地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件』、『現在の教育・保育の利用状況』、『教育・保育を提供するための施設の整備の状況』等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。

その区域設定は、「保護者や子どもが利用しやすい範囲か」、「事業量を適切に見込み確保できる単位か」を視点に入れ、次のとおりとします。

- 人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲を考慮し、本市では**教育・保育提供区域**については、「**市全域**」とします。
- 地域子ども・子育て支援事業**については、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、区域の設定にあたっては、広域性、地域性を加味する必要があり、この点を踏まえ基本的には「**市全域**」を**提供区域**とします。
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、**基本は「小学校区**」とします。

■地域子ども・子育て支援事業別区域設定案■

事業区分	区域設定案	考え方
1.地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
2.ファミリー・サポート・センター事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
3.一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
4.延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
5.病児・病後児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
6.放課後児童クラブ	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。
7.妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
8.乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
9.養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
10.子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
11.利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域とする。
12.実施徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
13.多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	新規事業のため、今後の国の審議状況を踏まえて検討する。

3. 量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」について、ニーズ調査結果をもとに、庄原市に居住する子どもの認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設等の「現在の利用状況」と「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域ごとの「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

なお、児童の年齢については、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業			算出対象 児童年齢
1号認定	(認定こども園及び幼稚園)	<専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>	3~5歳
2号認定①	(幼稚園)	<共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭>	3~5歳
2号認定②	(認定こども園及び保育所)	<共働き家庭>	3~5歳
3号認定	(認定こども園及び保育所+地域型保育事業)	<共働き家庭>	0~2歳

●需要量と確保方策

平成 27 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定		合計
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	0歳 保育必要	
見込量合計①		23人	40人	697人	351人	79人	1190人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	20	40	938	319	79	1396
	地域型保育事業※2	0	0	0	14	4	18
	認可外保育所	0	0	51	16	3	70
	合計②	20人	40人	989人	349人	86人	1484人
②-①=		△3人	0人	292人	△2人	7人	294人

※1 教育・保育施設(幼稚園、保育所、認定こども園)

※2 地域型保育事業(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設)

平成 28 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定		合計
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1~2歳 保育必要	0歳 保育必要	
見込量合計①		23人	39人	690人	347人	78人	1177人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	24	40	934	329	79	1406
	地域型保育事業※2	0	0	0	14	4	18
	認可外保育所	0	0	51	16	3	70
	合計②	24人	40人	985人	359人	86人	1494人
②-①=		1人	1人	295人	12人	8人	317人

平成 29 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定		合計
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要	
見込量合計①		23人	40人	722人	339人	76人	1200人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設 ^{※1}	24	40	934	329	79	1406
	地域型保育事業 ^{※2}	0	0	0	14	4	18
	認可外保育所	0	0	51	16	3	70
	合計②	24人	40人	985人	359人	86人	1494人
②-①=		1人	0人	263人	20人	10人	294人

平成 30 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定		合計
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要	
見込量合計①		23人	39人	710人	330人	74人	1176人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設 ^{※1}	24	40	934	329	79	1406
	地域型保育事業 ^{※2}	0	0	0	14	4	18
	認可外保育所	0	0	51	16	3	70
	合計②	24人	40人	985人	359人	86人	1494人
②-①=		1人	1人	275人	29人	12人	318人

平成 31 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定		合計
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要	
見込量合計①		22人	38人	693人	323人	72人	1148人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設 ^{※1}	24	40	934	329	79	1406
	地域型保育事業 ^{※2}	0	0	0	14	4	18
	認可外保育所	0	0	51	16	3	70
	合計②	24人	40人	985人	359人	86人	1494人
②-①=		2人	2人	292人	36人	14人	346人

(2) 教育・保育施設の施策の展開

①教育・保育の質の向上

ニーズ調査結果等から、質の高い幼児期の学校教育・保育へのニーズが高まっており、幼稚園教諭、保育士と小学校教諭が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼保小の連携の体制を強化します。

小学校へ入学した1年生が、授業や集団行動に適應できない・なじめないといった状態にならずに小学校生活へスムーズに移行できるよう、幼稚園における幼児教育・保育所における保育の段階から、いわゆる「小1プロブレム」への取組を進めていきます。

小学校入学前に、子どもの行動の特徴、具体的な興味や関心、遊びの傾向、社会性の育ち、内面的な育ち、健康状態、発達援助の内容等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教諭が子どもの特性を適切に把握し、教育に活かすことができるシステムの構築を図ります。併せて、職員の配置や資質向上に向けた研修等を充実させていきます。

②教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等にかかわらず柔軟に子どもを受け入れる施設です。

認定こども園の円滑な整備を促進するため、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿った適切な利用が可能となるよう、認定こども園の移行に伴う環境整備に努めます。

併せて、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。

③育休後の教育・保育施設及び地域型保育事業による円滑な利用の確保

本市においては、小学校就学前児童の保護者が、育児休業明けに希望に応じて円滑に、認定こども園、幼稚園、保育所又は事業所内保育事業などの地域型保育事業を利用できるよう、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結果を受けて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所の整備等を検討していきます。

特に、0歳児の子どもを保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりするといった状況を防ぐ必要があります。

本市では、平成26年度から保育料の第3子無料化による多子世帯への支援を行っており、今後、0歳児の保育ニーズが高くなることが予測され、待機児童とならないように、0～2歳児を受入れるための事業所内保育事業などの地域型保育事業を行い、職場復帰時に、認定こども園、幼稚園、保育所と併せて円滑に利用できるように、充実を図っていきます。

④発達障害を含む障害のある子どもの受入れの推進

自閉症スペクトラム障害（ASD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む障害のある子どもについては、障害の状態に応じて、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等の協力を得ながら一人ひとりの希望に

沿った教育上必要である適切な支援等に努めることによって、子どもたちが、可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるための必要な力を培います。

そのためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人や保護者に対する十分な情報提供に努めていきます。

併せて、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

特に、発達障害については、社会的な理解が十分になされていないことから、適切な情報の周知のほか、家族が適切な子育てができるための家族への支援を行うなど支援体制の整備に努めていきます。

更に、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設あるいは地域型保育事業、放課後児童クラブ等は、関係機関との連携を通して障害のある子どもの受入れを推進していきます。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」について、ニーズ調査等をもとに、本市に居住する子どもの「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」と「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行う。

対象年齢

0歳～2歳

単位

人回/月

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,620 人回	1,580 人回	1,540 人回	1,500 人回	1,450 人回
②確保方策	1,620 人回	1,580 人回	1,540 人回	1,500 人回	1,450 人回
②－①＝	0 人回				

②子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業概要

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対象年齢

0歳～6年生

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

未就学児	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	680 人日				
②確保方策	680 人日				
②－①＝	0 人日				
就学児	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	580 人日	580 人日	340 人日	340 人日	100 人日
②確保方策	580 人日	580 人日	340 人日	340 人日	100 人日
②－①＝	0 人日				

③-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 1号認定

事業概要

保育認定を受けない子ども（1号認定）を通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

対象年齢

3歳～5歳

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	660 人日				
②確保方策	660 人日	1540 人日	1540 人日	1540 人日	1540 人日
②-①=	0 人日	880 人日	880 人日	880 人日	880 人日

③-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 2号認定で幼稚園希望

事業概要

1号認定を受けずに幼稚園を希望している2号認定の子どもを通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

対象年齢

3歳～5歳

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	8140 人日	7920 人日	8074 人日	7876 人日	7700 人日
②確保方策	8140 人日	14520 人日	14520 人日	14520 人日	14520 人日
②-①=	0 人日	6600 人日	6446 人日	6644 人日	6820 人日

③-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

教育・保育認定を受けない子どもを保育所等で一時預かりを行う。

対象年齢

0歳～5歳

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	254 人日	249 人日	248 人日	242 人日	237 人日
②確保方策	254 人日	249 人日	248 人日	242 人日	237 人日
②-①=	0 人日				

④時間外保育事業（延長保育）

事業概要

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行う。

対象年齢

0歳～5歳

単位

人/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	843 人	842 人	823 人	805 人	788 人
②確保方策	870 人				
②－①＝	27 人	28 人	47 人	65 人	82 人

⑤病児・病後児保育事業

事業概要

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う。

対象年齢

0歳～5歳、1年生～6年生

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	124 人日	122 人日	122 人日	119 人日	116 人日
②確保方策	481 人日				
②－①＝	357 人日	359 人日	359 人日	362 人日	365 人日

⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行う。

対象年齢

1年生～6年生

単位

人/年間

需要量と確保の方策

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	400 人	400 人	390 人	390 人	380 人
②確保方策	400 人	400 人	390 人	390 人	380 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	160 人				
②確保方策	160 人				
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑦妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」、「検査計測」、「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

対象年齢

妊婦

単位

人、回

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	223 人	215 人	207 人	199 人	190 人
②確保方策	223 人	215 人	207 人	199 人	190 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

回数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,122 回	3,010 回	2,898 回	2,786 回	2,660 回
②確保方策	3,122 回	3,010 回	2,898 回	2,786 回	2,660 回
②-①=	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

⑧乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

対象年齢

0歳

単位

人/年

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	229 人	223 人	215 人	207 人	199 人
②確保方策	229 人	223 人	215 人	207 人	199 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑨養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する。

対象年齢

—

単位

人(支援対象人数)

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人
②確保方策	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人
②-①=	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人

⑩子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。

対象年齢

0歳～18歳

単位

人(支援対象人数)

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人
②確保方策	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人
②-①=	- 人	- 人	- 人	- 人	- 人

⑪利用者支援事業（新規事業）

事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	-	-	-	-	-
②確保方策	-	-	-	-	-
②-①=	-	-	-	-	-

※ 本市の状況を踏まえて対応する。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う。

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
②確保方策	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
②-①=	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※ 本市の状況を踏まえて対応する。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規事業）

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する。

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	-	-	-	-	-
②確保方策	-	-	-	-	-
②-①=	-	-	-	-	-

※ 必要に応じて、保育の量的拡大について検討する。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の施策の展開

①地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

本事業については、少子化や就労形態の多様化に対応し、いつでも気軽に相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、関係課との連携による親子のふれあいの場の創出に努めます。

②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

本事業については、不定期な保育ニーズへの対応など、安心して子育てができる環境づくりを目指しており、広報紙や地域の集会等において、ファミリー・サポート・センター事業の紹介と会員募集について継続的なPRを行うとともに、提供会員のレベルアップのための研修の充実等を図ります。

併せて、病後児の預かり等育児の支援を行い、安心して子育てができる環境づくりを行います。

③一時預かり事業

本計画においての「一時預かり事業」としては、「幼稚園における在園児を対象としたもの（1号認定者）」、「2号認定に対する定期的なもの」及び「それ以外（保育園における預かり保育）」の3つの形態での量の確保方策が求められていますが、今後とも、一時的な保育が必要な保護者や緊急時の預かりを必要とする保護者が増加することが予想され、ニーズに応じた量の確保とともに、預かり時間中の安全・安心の維持のための人材の配置や設備等の充実を図ります。

④時間外保育事業（延長保育）

本事業は、保護者の就業形態の多様化に伴い、今後もニーズが高くなることが予想されることから、更なる受け入れ体制の充実を目指し、設備等の整備や人材の確保等についての課題整理を通して、課題解決に向けた具体的な取組について調整を図ります。

⑤病児・病後児保育事業

病気による突発的・単発的な保育ニーズである本事業は、保護者からのニーズが比較的多い事業です。

本事業は、病気からの回復期などに、集団保育が困難な児童を一時的に保育するよう、医療機関と隣接し専用の保育室がある総領保育所で入所児童を対象に行い、その他の児童は、子育て支援センターを利用し、ファミリー・サポート・センター事業で対応しています。

本事業は、医療機関との連携や看護師等が必要なため、今後、医療機関との連携などによる対応について検討していきます。

一方、子どもの病気時に、保護者が子どもの看護のために休暇を取得できる環境づくりが必要であり、企業等への要請や共同での取組のあり方についても検討します。

⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、引き続き放課後子ども教室との連携に努めるとともに、学校等とも連携し、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進します。

特に、配慮を有する児童の受け皿づくりのための設備等の環境整備のほか、専門的な知識や技能を有する人材の確保等を検討し、受入れ体制の充実を図ります。

⑦妊婦健康診査

妊婦健康診査については、今後とも母子保健の観点からもっとも重要な事業の一つであり、継続して取り組んでいきます。

併せて、本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

⑧乳児家庭全戸訪問事業

本事業は、乳児家庭にとって重要な事業であることから、今後とも子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に継続的に取り組んでいきます。

⑨養育支援訪問事業

本事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、関係機関が連携して家庭訪問を実施し、子育ての悩みや不安に対して適切な助言・指導を行うなど、養育能力を向上させるための支援に継続して取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」の機能強化を図るための取組に対する支援を行う、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業の充実も併せて行います。

⑩子育て短期支援事業（ショートステイ）

本事業については、保護者の利用目的に対応する有効な支援サービスですが、市内に当該事業の実施施設がないため、必要に応じて広島県こども家庭センターと連携を図るとともに、他事業での対応を図ります。

⑪利用者支援事業（新規事業）

本市の状況を踏まえて実施します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規事業）

本市の状況を踏まえて対応します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規事業）

必要に応じて、保育の量的拡大について検討します。

4. 放課後子ども総合プラン

●放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	433 人	560 人	560 人	550 人	550 人	540 人
提供体制の確保	433 人	560 人	560 人	550 人	550 人	540 人
クラブ数	13	17	17	17	17	17

●放課後子ども教室の平成 31 年度までの整備計画

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標値 (実績)	8 か所	8 か所	10 か所	12 か所	14 か所	19 か所

●一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量

本市には小学校が 19 校ありますが、市内全ての小学校区をカバーするよう、「放課後児童クラブ」を基本に、「放課後子ども教室」はその補完を行う形で事業を実施しています。

現在放課後子ども教室を実施している 7 校については、放課後子ども教室によりすべての児童を対象として安全・安心な居場所を確保することとし、放課後子ども教室を実施していない 11 校及び週 1 回のみ放課後子ども教室を実施している 1 校について、一体型を実施するよう検討します。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
目標値	0 か所	1 か所	2 か所	5 か所	12 か所

●放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な又は連携による実施に関する具体的な方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を利用する児童の交流ができるような仕組みづくり等、教育委員会と児童福祉課が連携しながら、放課後対策を充実します。

また、全ての児童の安全・安心な居場所の確保に向け、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できる体制について検討します。

●小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

運営委員会等において、余裕教室の活用状況等について協議を行います。

●教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策等

放課後活動の実施にあたっての責任体制を明確にするため、協定書を締結するとともに、総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行います。

●地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組等

保護者等の要望や延長に係る提供体制の確保について勘案し検討します。

第V部

計画の推進体制



庄原市の子どもの絵

1 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、広域入所などの保育ニーズへ応えられるよう、近接する市町等と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

更に、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働での取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携が必要であり、本市においてはそのための支援に努めます。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブや放課後子ども教室を利用できるよう、相互の連携に努めます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本市では、「庄原市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価し、この結果を公表します。

併せて、事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価していきます。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。

【個別事業の進捗状況（アウトプット）対象指標】

- 教育・保育施設の提供量（確保方策）
- 地域子ども・子育て支援13事業の提供量（確保方策）

【計画全体の成果（アウトカム）対象指標】

- 「庄原市の子育て支援サービスに満足度」に対する評価を、今回調査結果との比較を行い、計画全体の評価対象とする。

資料編



庄原市の子ども絵

資料1 子ども・子育て支援新制度に関する用語解説

	用 語	定 義
1	子ども・子育て関連3法	①「子ども・子育て支援法」(以下、法という。) ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正) ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)
2	市町村子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を言い、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。(法第61条)
3	幼稚園と保育所の違い	幼稚園は3～5歳児を1日4時間預かる「学校」で、認可保育所は共働き等の理由により、家庭で保育できない0～5歳児を1日8時間預かる「福祉施設」である。「保育」は、「福祉」の側面があるため、児童福祉法により市町村に「保育義務」が課されている。厚生労働省の認可基準を満たす「認可保育所」が市町村や社会福祉法人により設置されてきたが、多様なニーズを受けて「認可外保育施設」も発達している。
4	認定こども園	幼稚園と保育所の基本的な制度の違いは前述の通りだが、「幼稚園の幼児教育を保育所で受ける」「幼稚園で保育所のように長時間預かる」など、いわゆる『幼保一元化』のニーズは以前からあり、独自施策によりそれを実現してきた市町村もあるが、国の制度としては「認定こども園」が平成18年に創設された。「認定こども園」は、教育と保育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する機能を備える幼稚園や保育所を、県知事が国の指針と県条例をもとに「認定」し、財政面などの特例措置を講ずるもので、全国に約1,100か所(平成25年4月現在)ある。認定こども園には、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4種がある。
5	幼保連携型認定こども園	学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる(株式会社等の参入は不可)。(認定こども園法第2条) ※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。
6	子ども・子育て支援	全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援(法第7条)

7	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第一条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。(法第7条)
8	施設型給付	認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。(法第11条)
9	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)
10	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(法第7条)
11	地域型保育給付	小規模保育や家庭的保育等(地域型保育事業)への給付。(法第11条)
12	特定地域型保育事業	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」を言う。(法第29、43条)
13	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)
14	家庭的保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
15	居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)
16	事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)
17	保育の必要性の認定	保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。(法第19条) 【参考】認定区分 ◆1号認定子ども：満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども ◆2号認定子ども：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども) ◆3号認定子ども：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
18	「確認」制度	給付の実施主体である市町村が、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対して、その申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認する制度。(法第31条) ※ 認可については、教育・保育施設は都道府県、地域型保育事業は市町村が行う。
19	地域子ども子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。(法第59条)
20	利用者支援事業【新規】	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

21	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。
22	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。
23	乳児家庭全戸訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。
24	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。
25	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業。（トワイライトステイ事業））
26	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
27	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。
28	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業。
29	病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。
30	放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。
31	実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。
32	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。
33	私学助成	私学の教育・研究条件の維持向上、就学上の経済的負担の軽減、経営の健全化を目的とし、補助金の支出、有利な条件での貸し付け、財産の譲渡、税制上の優遇措置などを行う。
34	幼稚園就園奨励費補助	私立幼稚園に満3歳児～5歳児を在園させておられるご家庭を対象に、経済的負担軽減を図るため、入園料及び保育料の補助を行う事業。

資料2 庄原市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第61条の規定に基づく庄原市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)を策定し、事業計画の効果的な推進を図るため、庄原市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画の策定及び変更に関し、協議及び検討を行うこと。
- (2) 事業計画の推進に関し、協議及び検討を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 福祉関係者
- (3) 保健関係者
- (4) 医療関係者
- (5) 教育関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 公募により選任された者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けたときの後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特別な理由があると認めるときは、任期中においても委嘱を解くことができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により、これを定める。

3 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は、在任委員の過半数の出席をもって開くものとする。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、児童福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年3月5日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日告示第62号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

資料3 庄原市子ども子育て支援事業計画策定推進委員会 委員名簿

◎委員長、敬称略

分野	氏名	所属団体等
子どもの保護者	眞鍋 敢	庄原市保育所保護者会連絡協議会 代表
	山本 尚	庄原市PTA連合会 会長
	齊森 大助	幼稚園保護者会 代表
福祉関係者	尾野 義顕	事業所内託児所 光寿保育園 園長
	吉川 由基子	庄原市私立保育所連絡協議会 小奴可保育所長
	酒井 主典	障害児入所施設 庄原さくら学園 施設長
保健関係者	木俣 由紀枝	広島県北部保健所 保健課健康増進係長
医療関係者	毛利 昭生	庄原市医師会 会長
教育関係者	山本 雅照	庄原市小中連合校長会 東城小学校 校長
	谷口 勇	庄原幼稚園 理事長
学識経験者	◎ 七木田 敦	広島大学大学院教育学研究科附属幼年教育研究施設 教授
公募により選任された者	竹下 等	一般公募
その他市長が必要と認める者	西田 学	庄原地区
	宮本 香	西城地区
	前田 小夜子	東城地区
	山岡 弥香	口和地区
	柳原 眞里子	高野地区
	白幡 節子	比和地区
	小島 由佳利	総領地区

(主な協議内容)

- 平成26年6月10日 第1回 計画づくりと子ども・子育て支援に関する本市のニーズ調査等について
 7月30日 第2回 計画の構成案、量の見込み、新規条例の制定等について
 9月 2日 第3回 計画のキャッチコピー、庄原市の特徴を活かした子ども・子育てワークショップ等について
 12月 8日 第4回 計画の素案、量の見込みと確保方策、利用認定等について
 平成27年2月24日 第5回 パブリックコメント(2/9~2/20)を受けての計画の最終案について

